

安全管理仕様書

制 定	2003年 2月 4日	要領業管室第6号
最終改正	2026年 10月16日	要領安品本部第24号-28
施 行	2026年 10月23日	
所管部署	安全・品質本部	安全推進部

1. 目 的

本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。
- (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。

3. 用語の定義

(1) 請負工事

請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。（土木工事、建築工事および機器据付工事等）

(2) 委託業務

委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。

（現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務）

(3) 物品購入

物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。

（現場作業を伴う物品据付工事等）

(4) 作 業

請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。

(5) 関係請負人

当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。

(6) 作業実施部署

供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。

(7) 作業現場

現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。

(8) 常駐

作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。

(9) 製品および役務等

設計、製作、据付等の工事一般および運転や保全等の業務委託ならびに据付工事等を伴う製品の購入等を

いう

(10) リスクアセスメント

安衛法第28条の2に基づく危険性又は有害性等の調査をいう。

(11) 化学物質リスクアセスメント

安衛法第57条の3に基づく危険性又は有害性等の調査をいう。

4. 安全管理体制および職務

当社および供給者は、作業を安全に遂行するため、以下の安全管理体制（別表－1、2）を組織する。

(1) 当社における安全管理体制

当社における安全管理体制とその役割は以下のとおりとする。

a. 作業総括責任者（課長・GL）

(a) 供給者に対する作業総括責任者、作業監理責任者および作業監理員の氏名並びに連絡先の通知

(b) 関係請負人への指導および助言

(c) 供給者から提出される書類の審査・承認

(d) 労働災害、交通事故等発生時の処置、連絡および再発防止対策の実施確認

b. 作業監理責任者（チームリーダーまたは副長）

(a) 作業および工程の管理等

(b) 検査および品質管理

(c) 労働災害、交通事故等発生時の処置、連絡および再発防止対策の実施確認

c. 作業監理員（担当者）

(a) 立会い

(b) 本仕様書に示す遵守事項の指導

(c) 関係請負人および関係箇所との連絡・調整

(d) 供給者から提出される書類の受付

(e) 労働災害、交通事故等発生時の処置・連絡

(f) その他必要な事項

(2) 供給者における安全管理体制

供給者における安全管理体制とその役割は以下のとおりとする。

なお、供給者は以下に示す安全管理体制を担う者について、その氏名、ならびに当該製品および役務等に関連する業務履歴を作業実施部署へ届け出る。また、下記に定める職務が遂行できない場合、あらかじめ適切な能力を有する代行者を選任し、当社に届け出るものとする。

さらに、供給者は以下に示す安全管理体制を担う者の技量について、職長教育等の各技能講習、能力向上研修の受講履歴を確認するとともに、現場での行動、振る舞いを確認し、必要があれば指導を行うものとする。

a. 現場代理人

安衛法上の総括安全衛生管理者または統括安全衛生責任者にあたり、作業全般に対する供給者側の責任者で、かつ現場監督者および現場指揮者を統括指揮する者をいう。供給者から指名され、作業現場に常駐できる者がこれにあたり、以下の職務を行う。

(a) 作業現場に常駐した状態での、作業全般の施工・工程・安全・人員等の総括管理

- (b) 作業現場の安全衛生管理および取締り
- (c) 作業実施部署への提出書類の承認
- (d) 労働災害、交通事故等発生時の処置・連絡
- (e) その他業務に関する事項および下請請負人・被用者に関する事項についての、責任を持った処理

b. 現場責任者

作業全般に対する供給者側の責任者で、かつ現場監督者および現場指揮者を統括指揮する者をいい、供給者によって、安衛法に基づく職長教育を受けた者の中から製品および役務等の単位ごとに指名され、作業現場に常駐できる者がこれにあたり、以下の職務を行う。

- (a) 作業現場に常駐した状態での、作業全般の施工・工程・安全・人員等の総括管理
- (b) 当社との協議・折衝に際する供給者を代表した対応
- (c) 作業実施部署への提出書類の承認
- (d) 労働災害、交通事故等発生時の処置・連絡
- (e) その他業務に関する事項および下請請負人・被用者に関する事項についての、責任を持った処理

c. 現場監督者

作業現場に常駐した状態で現場の作業施工に対する管理監督を行い、かつ作業を統括指揮する者をいい、以下の職務を行う。

- (a) 作業に関する技術上の管理
- (b) 作業中の作業員等の保護具・防具等の安全装備の使用状況監視
- (c) 作業姿勢、仮設備の状況等の監視
- (d) 不安全行為・不安全状態を認めた場合の指摘・命令等
- (e) 作業安全に係る作業監理員との打合せ・調整

d. 現場指揮者

作業員を直接指揮する者をいい、以下の職務を行う。

- (a) 作業現場において作業員を常時指揮・作業管理するとともに、不安全行動を行わないよう常時監視すること
- (b) (a)の職務を遂行するために、作業現場の掛け持ちをおこなわないこと
(ただし、車両運搬作業、警備業務、ケーブル敷設作業等、同一の作業で現場が異なる場合を除く。)
- (c) 作業主任者が定められている作業については、作業主任者に当該作業の作業指揮をとらせること

e. 作業主任者

作業を行う部署または協力会社は、法令で定める危険又は有害な作業において作業現場ごとに作業主任者を選任し、以下の職務を行わせる。作業主任者が必要な作業は、各添付資料を参照のこと。

- (a) 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- (b) 取り扱う機械およびその安全装置を点検すること。
- (c) 取り扱う機械およびその安全装置に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずること。
- (d) 作業中、器具、工具等の使用状況を監視すること。作業指示・命令に従わせること。

f. 災害防止責任者（安全担当者）

製品および役務等の提供にあたり、作業安全管理計画書に基づく活動を含む災害防止活動の責任者として、原則として作業現場に常駐し、作業全般に亘り、労働または衛生に関する災害防止に関する必要な措置を講じ、作業における災害防止に努める者をいう。作業員が50人未満の場合に限り、現場代理人・現

場責任者と兼務することができる。また、職務の遂行にあたっては以下の事項を実施するとともに、5. 「作業における遵守事項」に配慮する。

- (a) 作業員の氏名・年齢・作業経歴・資格等を把握
- (b) 有資格者の配置
- (c) 作業安全に関わる全ての事項の周知徹底
- (d) 作業分担における経験・技能・体力・健康状態の確認
- (e) 材料・工具および保護具・標識等安全装備の点検
- (f) 作業場区画設定時に係る業務
- (g) 機器停止範囲および作業場区画確認時に係る業務
- (h) 不安全設備・不安全作業の排除および防止対策
- (i) 事故、その他突発的な事態発生時の通報連絡
- (j) 有害業務の管理および作業実施部署への報告

g. 災害防止担当者

災害防止責任者を補佐し、災害防止責任者が作業現場に常駐できない場合、その職務を代行する者をいい、現場代理人・現場責任者から指名された者がこれにあたる。また、作業現場を数班に分けて実施しなければならない場合は、作業場所ごとに選任すること。

(3) 現場代理人等の兼務

現場代理人、現場責任者、現場監督者および現場指揮者、火気監視人、災害防止責任者および災害防止担当者、ならびに放射線管理責任者および放射線管理員については、関係法令を逸脱しない範囲内において兼任することができる。ただし、本仕様書を含む仕様書類で定める職務が遂行できない場合は、兼務してはならない。

(4) 作業員への措置

供給者は、上記安全管理体制の下で働く作業員について、以下の措置を取らなければならない。

- a. 作業に従事する作業員（下請会社の作業員も含む。）について、作業従事者名簿を当社に提出すること。
- b. その作業に従事するにあたり、十分な技能を有し、熟練した者を作業員として厳選すること。特に資格を必要とする作業については、必ず有資格者を従事させるとともに、その資格証の原本を必ず確認した上で、資格取得歴を作業従事者名簿（様式4）に記載すること。
- c. 資格を必要とする作業の実施に際して、資格証を常時携帯させるとともに、無資格者による作業を絶対に行わせないように万全の対策を講じること。なお、放射線管理区域内作業等で資格証の携帯が困難な場合は、複写の掲示等の代替手段について、当社と協議して実施すること。
- d. 作業員が現場指揮者の指示の下に作業を行うようにすること。

(5) 腕章等の識別表示の着用

供給者は、上記(2)に示した現場代理人、現場責任者および現場指揮者の責務を担う者に、腕章、ヘルメット、ビブス等の識別表示を着用させ、作業現場でその体制・職務を可視化させなければならない。ただし、各社の定めによる識別表示がある場合は、その使用を認める。

5. 作業等における遵守事項

関係法令に示される遵守事項を踏まえ、各作業等における遵守事項を以下のとおり定める。

なお、詳細は添付資料のとおりとする。また、供給者はこの他に当該作業現場を所管する各事業部等が定める安全管理、工事管理に係る手順書等を遵守すること。

- (1) 共通遵守事項（資料－１）
- (2) 服装の遵守事項（資料－２）
- (3) 安全通路等の遵守事項（資料－３）
- (4) 騒音場所の遵守事項（資料－４）
- (5) 高所作業の遵守事項（資料－５）
- (6) 酸素欠乏危険作業の遵守事項（資料－６）
- (7) 重量物取扱作業の遵守事項（資料－７）
- (8) はい作業の遵守事項（資料－８）
- (9) 溶接・溶断その他火気使用作業の遵守事項（資料－９）
- (10) 電気作業の遵守事項（資料－１０）
- (11) 有機溶剤取扱作業の遵守事項（資料－１１）
- (12) 特定化学物質取扱作業の遵守事項（資料－１２）
- (13) 危険物等取扱作業の遵守事項（資料－１３）
- (14) 毒物・劇物取扱作業の遵守事項（資料－１４）
- (15) 車両運転業務の遵守事項（資料－１５）
- (16) 労働安全衛生規則に基づく遵守事項（資料－１６）
- (17) 事務所衛生規則に基づく遵守事項（資料－１７）
- (18) 有害業務労働時間に関する遵守事項（資料－１８）
- (19) 高温もしくは多湿環境下作業の遵守事項（資料－１９）
- (20) 石綿障害予防規則に基づく遵守事項（資料－２０）
- (21) 悪天候時における作業の遵守事項（資料－２１）
- (22) 化学物質取扱い作業の遵守事項（資料－２２）
- (23) べからず集（資料－２３）

6. 作業管理総点検

(1) 実施時期

以下に示すa. ～c. のいずれかに該当する場合は、実施すること。

- a. 契約した作業の着手前（事前確認）
- b. 着手前に確認した内容に変更が生じた場合で、作業実施部署から点検の実施を求めた場合（中間点検）
- c. 安全・品質本部安全推進部労働安全G Lから点検の実施を求めた場合（中間点検）

(2) 点検実施者

供給者と作業実施部署間で共同実施する。

(3) 点検項目

作業管理総点検表〔事前確認・中間点検〕（様式－１）を使用し以下の事項を点検する。

- a. 安全管理体制の状況（届出含む）
- b. 特定元方事業者、関係請負人としての実施事項
- c. 作業安全管理計画書の内容

- d. 作業規程・手順書確認
- e. 保護具・使用機材
- f. 確認事項（連絡調整方法含む）
- g. 関連遵守事項（添付資料）
- h. 作業にかかわる資格要件

7. 安全事前評価検討会

供給者および作業実施部署は、契約した作業が以下の項目に該当する場合は、安全事前評価検討会を開催し、安全対策を評価する。

なお、安全事前評価検討会の開催については作業実施部署の指示によるとともに、評価後の安全対策等について変更がある場合は、作業安全管理計画書に反映する。

安全事前評価検討会における評価対象作業は以下のとおりとする。

- (1) リスクアセスメントの結果で危険度が高く、特別な安全対策が必要な場合
- (2) 化学物質リスクアセスメントの結果、危険度が高く、特別な対策が必要な場合
- (3) 他業種の同一区域集中作業が必要な作業
- (4) 公衆安全の確保が必要な作業
- (5) 新技術・新工法を導入して実施する作業
- (6) 一般化された手順のうち手順を大幅に変更する作業
- (7) 個人最大被ばく線量が5 mS v／作業（作業期間が3ヶ月を超える場合を除く。）または1 mS v／日を超える放射線作業
- (8) その他、主査が必要と認めた作業（作業方法等の大きな変更による再検討含む）

8. 危険性又は有害性等の調査

- (1) 供給者は、作業（準備、後片付け含む）にあたりリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき安全対策を講ずること。

リスクアセスメントの実施にあたっては、べからず集も参考にしながら、予見可能であるリスクを抽出すること。また、危険性または有害性等の重篤度等に応じて優先順位を決定し、危険性または有害性等の排除又は低減する措置、工学的対策（インターロック、局所排気等）、管理的対策（手順等の整備）、個人用保護具の使用、の順で安全対策を検討すること。

リスクアセスメントは以下の時期に実施すること。

- a. 建設物の設置、移転、変更または解体時
 - b. 設備、原材料等を新規に採用、または変更時
 - c. 作業方法または作業手順を新規に採用、または変更時
 - d. その他、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、または作業行動その他業務に起因する危険性または有害性等について変化が生じた時、または生じるおそれがある時
- (2) 供給者は、作業にあたって化学物質リスクアセスメントを実施すること。

なお、化学物質リスクアセスメントの実施およびその結果に基づき講ずる措置等については添付資料ー 2を参照のこと。

9. 提出書類および審査・承認

(1) 供給者は以下に示す書類を作業実施部署に提出すること。

なお、様式の規定はこれ以外の提出を妨げるものではなく、同等の記載内容が含まれていることで他の様式の提出をもって替えることができる。

- a. 作業安全管理計画書
- b. 施工計画書（工程表）
- c. 作業要領書（手順書）
- d. 協力会社一覧表（様式－2）
- e. 作業組織編成表（様式－3）
- f. 作業従事者名簿（様式－4）
- g. リスクアセスメント表・化学物質リスクアセスメント表（任意様式）

(2) 提出する書類のうち、上記 a. b. c. についての記載事項は別紙－1 のとおりとする。

(3) 供給者は、作業実施部署へ提出した書類について、作業実施部署の審査・承認を以て作業に着手する。

(4) 提出した書類のうち、上記 a. b. c. に変更があった場合は、速やかに作業実施部署へ提出し審査・承認を受ける。また、d. e. f. g. に変更があった場合は、速やかに作業実施部署へ提出し確認を受ける。

(5) 供給者は作業体制を現場で作業員に周知することを目的として、現場に様式－2 に基づいた体制図を掲示する。

10. 緊急連絡体制

(1) 当社および供給者は、迅速な連絡・報告が取れるよう緊急連絡体制表を作成し、組織した安全管理体制と併せて現場へ掲示するとともに作業員等へ周知する。また、緊急連絡体制表は常に最新の状態に保ち、変更があった場合は速やかに関係する部署等へ通知するとともに、掲示物についても更新する。

(2) 緊急連絡体制表の作成にあたり、発生した事象により連絡先が複数ある場合は、予め事象毎の連絡先を盛り込んでおくこと。

(3) 緊急時の連絡手段は、各作業場所に応じて別途取り決められたものによる。

(4) 供給者は、以下の事故等が発生した場合は緊急連絡体制表に基づき作業実施部署へ報告し、指示を受ける。

なお、共通仕様書 6.6 「報告事項」の定めるところに従い、必要に応じて調達室にも報告を行うこと。

- a. 人身災害（交通人身事故含む）
- b. 車両事故（構内物損事故含む）
- c. 火災・爆発等の事故
- d. 設備事故

11. 会議等

(1) 安全打合せ会（安全会議）

供給者は、作業実施部署の要請により開催する安全打合せ会へ現場監督者・現場指揮者等を出席させること。また、供給者は作業安全のため作業実施部署および他の供給者との打合わせの必要性が生じた場合は、速やかに作業監理員に連絡し、その指示に従う。

(2) 日本原燃安全推進協議会

日本原燃安全推進協議会の加入にあたっては、作業実施部署へ速やかに手続きをとる。

なお、加入対象となる関係請負人は以下のとおりとする。

- a. 当社から直接発注を受け、2ヶ月以上の契約期間において当社構内で作業または工事に従事する請負人。
ただし、契約期間が2ヶ月以上であっても、現場管理や作業頻度が著しく短期の場合、作業の内容を考慮し、作業実施部署と協議のうえ、加入対象外とみなすことができる。
- b. 当社構内に総務部管財Gが定める「土地・建物一時貸付要領」に基づき土地・建物の貸し付けを2ヶ月以上受ける請負人。

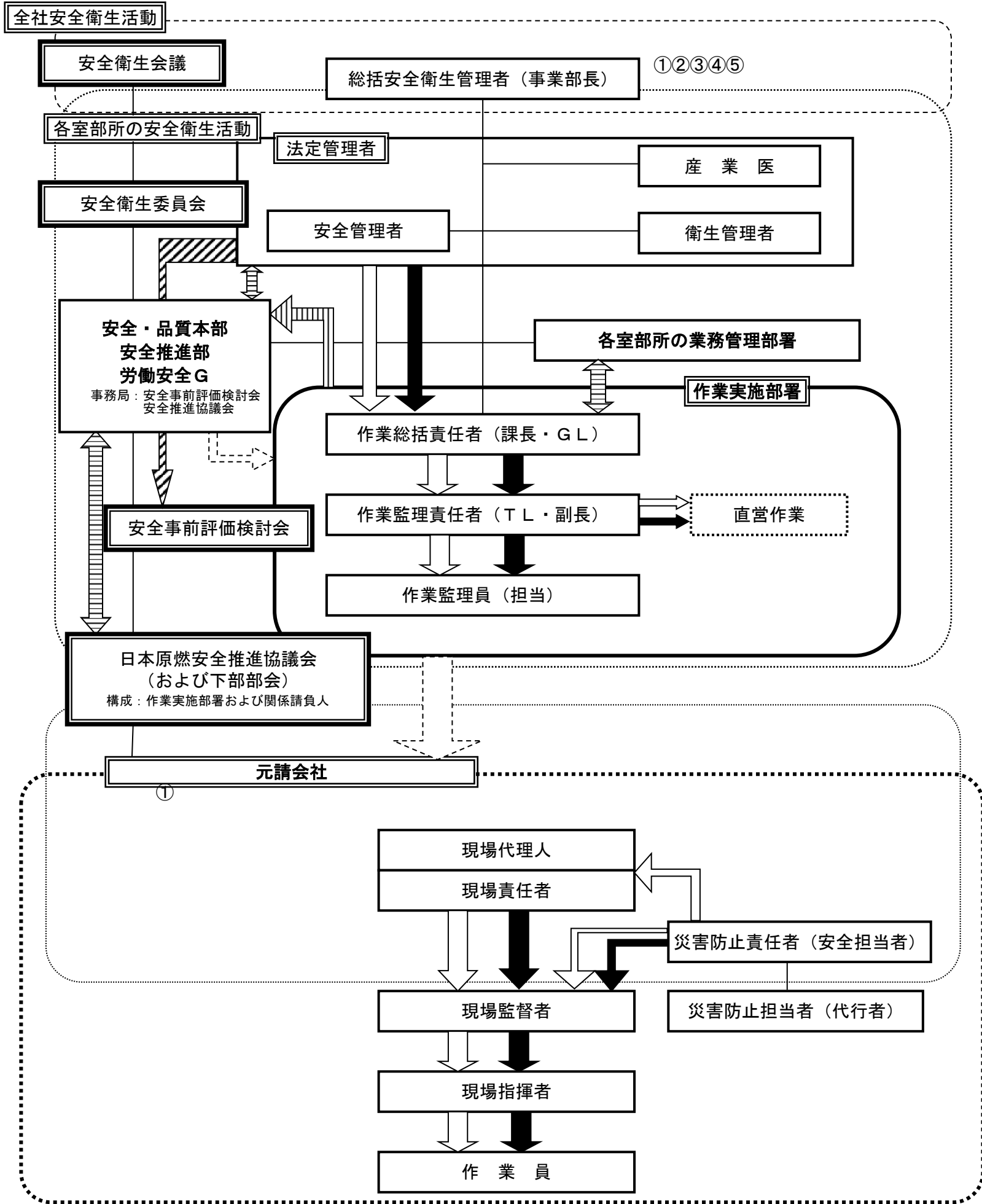
12. 秘密の保持

供給者は、作業の実施にあたり知り得た情報および見聞した情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に取扱う。

13. 本仕様書引用における留意事項

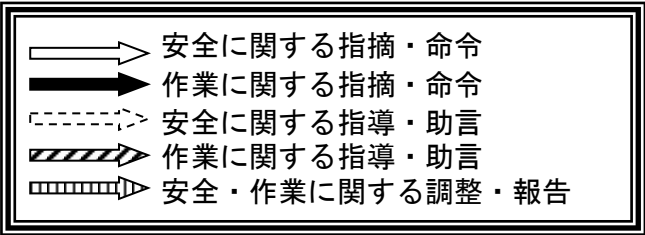
本仕様書は、共通仕様書とともに、調達室から供給者へ配布する。また、各作業における遵守事項（添付資料）については、必要に応じて加除することができる。

安全衛生管理体制（元請会社が直営作業を行う場合）



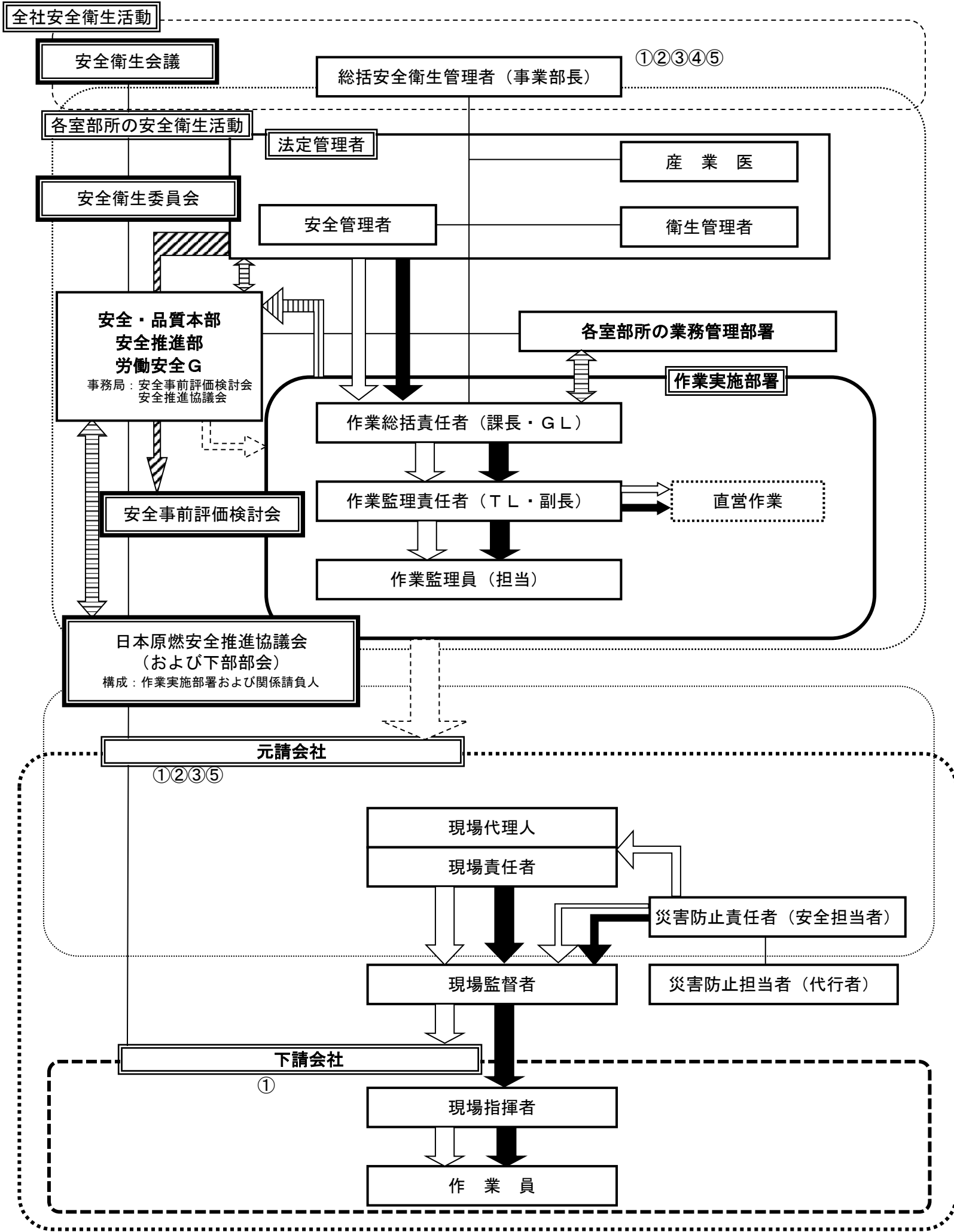
◎法令上の管理義務

- ①安衛法第3条第1項、第20条等の事業者責務・義務
- ②安衛法第29条、第30条の2の元方事業者義務
- ③安衛法第3条第3項、第31条の注文者責務・義務
- ④安衛法第30条第2項の発注者義務
- ⑤製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針による元方事業者義務・注文者義務（基発第0801010号）



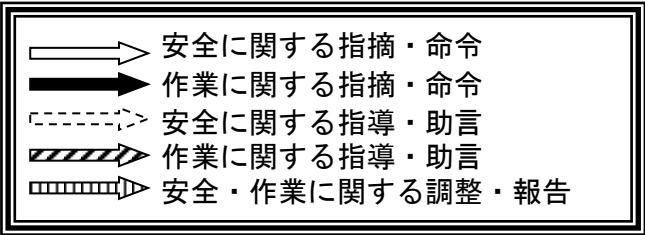
備考：請負工事（土木工事、建築工事および機器据付工事等）に該当する場合には、安衛法に定める建設工事の種類と規模により、元請会社は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、下請会社は安全衛生責任者を選任すること

安全衛生管理体制（元請会社が下請会社に作業をさせる場合）



◎法令上の管理義務

- ①安衛法第3条第1項、第20条等の事業者責務・義務
- ②安衛法第29条、第30条の2の元方事業者義務
- ③安衛法第3条第3項、第31条の注文者責務・義務
- ④安衛法第30条第2項の発注者義務
- ⑤製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針による元方事業者義務・注文者義務（基発第0801010号）



備考：請負工事（土木工事、建築工事および機器据付工事等）に該当する場合には、安衛法に定める建設工事の種類と規模により、元請会社は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、下請会社は安全衛生責任者を選任すること

1. 作業安全管理計画書記載事項

作業安全管理計画書は、請負工事および委託業務ならびに物品購入で当社においての作業に係る労働災害を防止するための安全管理上必要な一般事項を示す書類として、以下の事項を記載すること。

	内 容
1	目 的
2	作業範囲＜作業件名・期間含む＞
3	作業概要
4	安全（衛生）管理基本方針
5	安全（衛生）管理体制 ※
6	安全（衛生）管理計画＜教育・訓練計画含む＞
7	その他安全（衛生）管理上必要な事項
8	緊急時連絡体制＜災害・事故発生時含む＞
9	その他当社が記載を要請する事項

※：現場代理人等について、職務遂行上の役割分担および業務遂行方法の明記、ならびに法令上における責任者選任状況等について明記すること。

2. 安全事前評価検討会資料記載事項

安全事前評価検討会は、作業が一般化され、安全が既に確認されている現場作業を除き、危険度が高い作業・新技術、新工法を導入する作業について、事前に評価の必要な作業に伴う安全対策を示す書類として、以下の事項を記載すること。

	内 容
1	作業件名＜概要・期間含む＞
2	安全（衛生）管理体制＜緊急時連絡体制含む＞
3	作業安全対策
4	使用機械設備の安全対策
5	電気による危険防止
6	火災・爆発等の防止
7	夜間・悪天候時の安全対策
8	公衆安全対策等
9	作業環境安全対策
10	その他安全対策上必要な事項＜手順含む＞

3. 施工計画書記載事項

施工計画書は、請負工事および委託業務ならびに物品購入の施工にあたり作業を期間内に確実かつ円滑に完遂するための書類として、以下の事項を記載すること。

	内 容
1	目 的
2	作業範囲＜作業件名・期間含む＞
3	作業概要
4	作業計画
5	関係法規の遵守
6	施工上の注意事項
7	他作業との連絡・調整
8	作業現場の秩序の維持
9	保証事項
10	関係提出書類
11	疑義の解釈
12	その他※

※：その他事項については作業実施部署と調整のうえ、明記すること。

4. 作業要領書（手順書）記載事項

作業要領書（手順書）は、請負工事および委託業務ならびに物品購入における作業の手順について、以下の事項を記載すること。

	内 容
1	目 的
2	作業範囲＜作業件名・期間含む＞
3	関連図書・図面
4	作業項目・作業要領・作業内容
5	使用治具・安全装備
6	重点管理項目（注意事項）
7	作業における危険予知項目および安全対策
8	その他※

※：その他事項については作業実施部署と調整のうえ、明記すること。

作業管理総点検表〔事前確認・中間点検〕

作業件名	
作業場所	
作業期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日

点検年月日	西暦	年	月	日	点検場所	
-------	----	---	---	---	------	--

点検区分	
☐	事前確認
☐	中間点検

点検時従事者数

確 認
安全管理者

作業実施部署（部署名）

承 認	審 査			作成・受付
作業総括責任者	作業監理責任者			作業監理員

連絡先：
FAX：
アドレス

供給者（社名）※直営作業の場合は捺印等不要

現場代理人 現場責任者	現場監督者	現場指揮者	災害防止責任者	作成者

連絡先：
FAX：
アドレス

[illegible]

No.	関係請負人が実施すべき事項 (安衛法30条、基発0801010号)	
特定元方事業者、又は指針の関係請負人に該当する場合に 確認（直営作業の場合は確認不要）。		
1	元方事業者との連絡等を行う 責任者の選任	☐
2	特）協議会組織の設置	☐
	関）元方事業者の設置する協議 会組織への参加	☐
3	作業間の連絡調整の実施	☐
4	特）作業場所の巡視の実施	☐
5	特）教育に対する指導援助の実施	☐
6	クレーン等の運転合図の統一	☐
7	関）機器等を使用して作業を行わせる 場合の措置の実施	☐
8	関）関係請負人に関する事項の通知 (1) 名称等の通知	☐
	(2) 機器等の持ち込み状況の通知	☐
9	関）危険・有害性等の情報提供	☐
10	関）健康管理の実施	☐
11	関）仕事の注文者としての配慮事項	☐
12	関）適正な請負契約の実施	☐
13		☐

No.	手順書・リスクアセスメント表の状況	
1	作業手順書が作成されているか	☐
2	作業手順を労働者へ周知しているか	☐
3	作業場に手順(書)を常設しているか	☐
4	作業員に見え易く、取り出し易い状況にあるか	☐
5	最新版に更新されたものを備えているか	☐
6	作業場の実態に即した手順となっているか	☐
7	リスクアセスメント表が作成されているか	☐
8	化学物質のばく露測定またはばく露評価はしているか	☐
作業手順が無い場合の理由		
1	軽微な作業	☐
2	口頭指示	☐
3	その他 ()	☐
作業手順が無い場合の指示方法		
1	朝礼、終礼等で周知確認	☐
2	作業毎に都度周知確認	☐
3	その他 ()	☐
4		

No.	保護具の状況、貸与確認	
1	作業に必要な保護具が作業員に貸与されているか	☐
2	消耗や破損が無いまたは確認しているか	☐
3	必要なときに取り出せるように整理されているか	☐
4	保護具着用管理責任者を選任し必要な保護具の確認を受けたか	☐
使用する資機材		
1	溶接機材	☐
2	仮設足場	☐
3	電工ドラム	☐
4	照明機器	☐
5	仮設発電機	☐
6	フォークリフト	☐
7	高所作業車	☐
8	梯子・脚立	☐
9	建設用重機械	☐
10	玉掛用具	☐
11		☐
12		☐

No.	確認事項（連絡調整方法含む）	
1	作業内容、方法	仕様書 ☐ 作業要領書 ☐
2	作業範囲	仕様書 ☐ 業務計画書 ☐
3	同調作業の連絡調整	朝礼 ☐ 終礼 ☐ TBM等 ☐
4	仮設工事設備の内容、管理	作業用電源の確保 ☐ 仮設建物の設置手続き ☐
5	環境保全の措置 ・騒音、振動、排水、廃棄物 ・ゴミ等の処理	仕様書 ☐ 業務計画書 ☐ 作業要領書 ☐
6	作業に必要な技能、資格	有資格者一覧 ☐ 免許証写し ☐
7	定例工程会議の方法	週間 ☐ 月間 ☐
8	作業予定の決定周知	作業予定表 ☐ 工程表 ☐
9	作業終了の把握	把握者： ☐
10	資材、工具の保管方法	方法： ☐
11	貸与品の保管返納方法	方法： ☐
12	第三者への迷惑防止	方法： ☐
13	退社後の連絡方法	緊急連絡体制表 ☐
14	労働衛生・労働基準他	健康診断の実施 ☐ 労働保険の加入 ☐
15		☐
16		☐
17		☐

No.	作業安全管理計画書の内容	
1	安全確保のための重要項目* *リスクアセスメントを実施し、危険有害作業がある場合はその項目を記載。右欄に主な対策を記載。	☐
2	危険有害作業の有無	有り ☐ 無し ☐
3	作業現場の指揮命令系統	作業組織編成表 ☐ その他 ☐
4	安全に関する指示の周知方法	TBM ☐ KY ☐ 朝礼等 ☐
5	安全施設の設計計画	作業床 ☐ 安全ネット ☐ 防護柵 ☐ 仮囲い ☐ 親綱 ☐
6	標識の設置計画	標識： ☐
7	計画外の安全施設等の設備が必要となった場合	協議者： ☐
8	安全教育の計画	入構者教育、特別教育等 ☐
9	作業状況の把握	現場パトロール等 ☐
10	安全推進協議会との協調	加入、遵守事項の徹底、定例会議 ☐
11	作業者の出欠状況把握	出勤簿等 ☐
12	安全管理の記録、報告方法	作業チェック表等 ☐
13	火気取扱方法	なし ☐ 取扱あり、申請 ☐
14	危険場所制限区域設定	なし ☐ 取扱あり、申請 ☐
15	作業従事者の名簿	☐
16	その他、就業制限等	☐
17		☐

No.	作業の実施に伴う各種対策確認項目										
1	有資格者の配置	☐	16	酸素濃度計	☐	31	作業場所養生	☐	46	健康診断等の受診	☐
2	監視人の配置	☐	17	通信手段	☐	32	枕木の使用	☐	47	TBM・KYMの実施	☐
3	手順書携帯	☐	18	作業照明	☐	33	リトマス試験紙使用	☐	48	避難経路の事前確認	☐
4	隔離	☐	19	作業区域への標識	☐	34	検知器使用	☐	49	緊急時連絡体制の揭示	☐
5	防護機器	☐	20	防護被服	☐	35	可燃ガス検知	☐	50	分解部品等の転倒防止措置	☐
6	吊り具、ワイヤー類の点検	☐	21	運搬用治具	☐	36	昇降設備	☐	51	交通ルールの遵守	☐
7	親綱・安全ネットの設定	☐	22	仮設足場	☐	37	一人作業禁止	☐	52	防振機器・工具の使用	☐
8	吊り荷下立ち入り禁止	☐	23	要求性能墜落制止用器具	☐	38	安全ブロック・ロリップ	☐	53	誤接触防止の措置	☐
9	着火源の排除	☐	24	呼吸用保護具	☐	39	開口部養生	☐	54	境界扉の目張り設置	☐
10	火気養生	☐	25	耳栓	☐	40	入域人員管理	☐	55	フード作業禁止とフードの閉止	☐
11	接地線点検	☐	26	活線作業禁止	☐	41	点検チェックシート	☐	56	物品搬出入の禁止	☐
12	フィルターの設置	☐	27	電動工具の使用前点検	☐	42	保護メガネ・面	☐	57	グローブボックス作業の禁止	☐
13	呼吸用空気	☐	28	防爆仕様	☐	43	ホース・ケーブル類の点検	☐	58	セル内作業の制限	☐
14	換気装置	☐	29	物品の員数確認	☐	44	部品・工具類転倒防止措置	☐	59	仮設計器の設置	☐
15	消火器の設置	☐	30	整理・整頓	☐	45	電工ドラム巻取り使用禁止	☐	60	放射線管理計画書再承認	☐
【遵守事項】 各項目に不足がある場合、自由に追加する						【特記事項】					
1	☐	5	☐								
2	☐	6	☐								
3	☐	7	☐								
4	☐	8	☐								

協力会社一覧表

作成： 年 月 日

作業件名	
作業場所	
作業期間	～

作業実施部署（部署名）

【 】

承 認	審 査			受 付
作業総括責任者	作業監理責任者			作業監理員

＜注意事項＞

1. 本様式に記載される協会社単位に様式3（作業組織編成表）もしくは項目を満たす任意様式を作成・提出すること。
2. 本様式の承認（押印）は様式3（作業組織編成表）の承認を兼ねる。
3. 関係請負人の把握のため、変更の都度作成すること。

供給者（作成会社）

現場代理人	現場監督者	現場指揮者	災害防止責任者	作成者
現場責任者				

[illegible]

作業実施部署（部署名）

作成年月日

【

承 認	審 査			受 付
作業総括責任者	作業監理責任者			作業監理員

<注意事項>

1. 本様式に記載される会社情報等については労働安全衛生法第3条第3項
および第29条等、法令上の事業者義務により管理・確認するものである。
2. 本様式は様式2（協力会社一覧表）に記載される協力会社毎に作成する
こと。また、項目を満たす任意様式でも差し支えないこと。
3. 関係請負人の把握のため、変更の都度作成すること。

作業組織編成表

◆作業形態

作業件名	
作業場所	
元請会社名	
入所年月日	
退所年月日	

会 社 名

代表者名

印

会社所在地

電話番号

()

◆労働者数

実労働者数（作業者）	男		女		計	名
管理区域立入労働者数	男		女		計	名

◆安全衛生管理体制

【法定管理者選任状況】

名 称	関係法令等	選任状況	選任者氏名（上段：フリガナ 下段：漢字氏名）	選任要件・記載時の留意事項
総括安全衛生管理者	安衛法第10条	☐ 選 任 ☐ 不 要		建設業等は労働者100人以上、製造業等300人以上で選任。元請・下請問わず記載すること。
安全管理者	安衛法第11条	☐ 選 任 ☐ 不 要		建設業、製造業等労働者50人以上で選任。元請・下請問わず記載すること。
衛生管理者	安衛法第12条	☐ 選 任 ☐ 不 要		全業種で労働者50人以上で選任。元請・下請問わず記載すること。
安全衛生推進者（衛生推進者）	安衛法第12条の2	☐ 選 任 ☐ 不 要		安全管理者または衛生管理者の選任が不要な事業場で労働者10人以上で選任。元請、下請問わず記載すること。
産業医	安衛法第13条	☐ 選 任 ☐ 不 要		全業種で労働者50人以上で選任。元請、下請問わず記載すること。
統括安全衛生責任者	安衛法第15条	☐ 選 任 ☐ 不 要		建設業等の元方事業者で関係請負人を含め、仕事別に30人、50人以上で選任。元請会社のみ記載すること。
元方安全衛生管理者	安衛法第15条の2	☐ 選 任 ☐ 不 要		統括安全衛生責任者選任事業で選任。元請会社のみ記載すること。
安全衛生責任者	安衛法第16条	☐ 選 任 ☐ 不 要		統括安全衛生責任者選任事業以外で選任。元請・下請問わず記載すること。（主に下請会社）

【現場管理者選任状況】

名 称	会社名	選任状況	選任者氏名（上段：フリガナ 下段：漢字氏名）	選任要件・記載時の留意事項
現場代理人		☐ 選 任 ☐ 対象外		作業現場に常駐できる供給者側の責任者で、現場監督者および現場指揮者を統括指揮する者。元請会社のみ記載すること
現場責任者		☐ 選 任 ☐ 対象外		作業現場に常駐した状態で現場の作業施工に対する管理監督を行い、かつ作業を統括指揮する者をいう。元請会社のみ記載すること。
現場監督者		☐ 選 任 ☐ 対象外		作業を統括指揮する者を選任。元請会社のみ記載すること。
現場指揮者		☐ 選 任 ☐ 対象外		作業員を直接指揮する者を選任。元請・下請問わず記載すること。（下請は選任時）
災害防止責任者		☐ 選 任 ☐ 対象外		作業員50人以上で現場代理人と別に選任。元請会社のみ記載。（50人未満は現場代理人兼務可）
災害防止担当者		☐ 選 任 ☐ 対象外		作業を数班員分けて行う場合で災害防止責任者を補佐する者を選任。元請・下請不問わず記載すること。（下請は選任時）

【その他】

安全衛生委員会 ・安衛法第19条	☐ 設 置 ☐ 不 要	安全委員会 ・安衛法第17条	☐ 設 置 ☐ 不 要	衛生委員会 ・安衛法第18条	☐ 設 置 ☐ 不 要	建設業50人以上、製造業等100人以上で安全委員会、全業種50人以上で衛生委員会を設置。元請・下請問わず記載すること。
---------------------	--	-------------------	--	-------------------	--	---

◆労働基準法等関係

適用事業報告 ・労基則第57条	☐ 報告済 ☐ 未報告	事業の種類	就業規則 ・労基法第89条			☐ 届出済 ☐ 未届出 ☐ 不 要	3 6 協定 ・労基法第32条の2			☐ 届出済 ☐ 未届出 ☐ 不 要	
労働保険成立届 ・労働保険徴収法 第4条の2	☐ 届出済 ☐ 未届出	事業の種類	府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号		
									—		

注）報告・届出予定
については未届
または未報告に記載
すること。

共通遵守事項

すべての作業に共通した遵守事項について規定する。

【解説】本遵守事項は、本文中に規定していたものをこれまでの災害・トラブル等の顛末を踏まえ、追記し対応していた部分について抜き出し作成している。

1. 一般事項

- (1) 作業員に対し、本仕様書および関係法令に規定する具体的措置について周知するとともに遵守させる。
- (2) 当社で新たに作業する者へ新規入場者教育を実施し、共通的な安全事項および当社の特殊性を十分熟知させる。また、新規入場者には識別表示を行い、作業員は新規入場者識別表示のある者に対し、声かけや指導に努める。なお、識別表示の運用方法については供給者が設定する。
- (3) 作業の実施にあたっては、地域との協調を保ち、問題が生じないように注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には速やかに当社に報告し、その指示を受ける。
- (4) 作業を円滑に実行するため、常に現場の秩序の維持に努める。
- (5) 当社の指定する駐・停車場所を遵守し、構内交通事故防止および渋滞緩和対策に努める。
- (6) 構内では指定された喫煙場所でのみ喫煙すること。また、構内では車両内であっても禁煙とする。
- (7) 作業主管課等は以下の視点に基づき現場確認を都度行う。また、供給者は現場確認に積極的に協力し、必要に応じて不安全環境および不安全行動の是正等を行う。

【高所もしくは開口部作業】

- ・要求性能墜落制止用器具、親綱、セーフティブロックを確実に使用しているか
- ・開口部には安全ネットや塞ぎ板等の転落防止措置が確実に施されているか

【重量物取扱い作業】

- ・3・3・3運動が確実に実践されているか
- ・合図者が配置され指示（人払い含む）をしているか
- ・吊り金具の取り付け状態は適切か
- ・重量物運搬時に転倒範囲の人払いが確実に行われているか

【電気作業】

- ・絶縁手袋等保護具を確実に着用しているか
- ・作業前に作業箇所が明確になっていることを確認しているか
- ・作業箇所以外に影響がでないよう養生された状態で作業（検電含む）を行っているか

【掘削作業】

- ・地山の掘削作業主任者や土止め支保工主任者が必要な掘削の場合、確実に選任され直接指揮をとっているか
- ・土止めの点検が行われているか

2. 作業着手前確認

- (1) 作業に応じ作業員を選考する。
- (2) 作業員の個々の性格、作業経験、使用機材の取扱い方法の理解および技能を熟知し、その能力に応じた作業を選択・指示するとともに現場指揮者と作業員は相互に着手前に確認する。
- (3) 作業に応じて関係法令に基づき、作業主任者および有資格者を選任する。作業主任者は、当該作業に携わる企業ごとに選任すること。
- (4) 作業員に対し、服装および安全装備の正しい使用・装備方法を指導する。
- (5) 作業場が他の作業場と重複する場合は、あらかじめ作業監理員および他供給者を含め打合せを行い、立入制限等の措置を講ずる。
- (6) 装置等については注意表示を掲示し、作業員に注意喚起を図る。
また、取扱い方法が不明な場合は作業実施部署へ確認する。
- (7) 「参考 1 重傷につながる可能性のある作業の現場確認判断シート」を参照の上、重傷災害につながる可能性のある作業を行う場合は「現場確認要」マークを記載した作業予定票を前日までに作業主管課に提出する。

3. 作業中の注意事項

- (1) 作業員の健康状態を把握し、適宜必要な措置を講ずる。
- (2) 作業の着手前および作業の各段階においてKYを実施する。
- (3) 元請会社は、KYの内容が適切になるよう指導を行う。
- (4) 作業の着手前および作業中において作業単位ごとに指差し呼称を実施する。
- (5) 常に完全な安全装備（保護具・防護具等）を常備し、これを必要とする作業には必ず作業員に着用させる。
- (6) 一人作業を禁止する。一人作業とは、以下3条件のすべてを満たす状況をいう。
 - ・作業員の身体が現場指揮者や他の作業員から見えない。
 - ・作業員が現場指揮者や他の作業員にすぐに連絡を取れない。
 - ・万一の場合、作業員が大声を出しても現場指揮者や他の作業員に聞こえない。
- (7) 距離に隔たりのある2ヶ所以上の間で連絡が必要な場合は、PHS・手旗・無線機等適切な用具を選定し使用する。

4. 作業場所全般

- (1) 作業区画・標識等により明確にするとともに整理整頓を行い、安全な作業環境を確保する。なお、作業区画・標識等については、作業員以外の者も認識できるよう、見やすい場所へ掲示する。

- (2) 照度が不十分な資材および設備の陰等において作業を行う場合は照明器具等を用いて必要照度を確保すること。なお、必要照度については安衛則第604条による。
- (3) 仮設備の設置にあたっては、その構造・強度等を十分に検討し、良否判定を適切に行ったうえで、書面により作業実施部署に連絡し承認を得る。
- (4) 工具・機材等の仮置きについても同様に当社の承認を得るとともに、整理・整頓を実施後、以下の内容の仮置き標示をして仮置く。
 - a. 仮置き期間
 - b. 物品名
 - c. 現場監督者名
 - d. 作業実施部署名
- (5) 作業場の区画標示について、本仕様以外で特に指定がある場合は、ネット、ロープおよびテープ等により作業場区画標示を行う。また、作業区画内における必要な区画・注意札等の設置は、作業場区画設定後、供給者の責任において行う。
- (6) 作業場内に墜落のおそれのある開口部またはギャップ等がある場合は、仮蓋・手摺等で墜落防止対策を講ずるとともに表示を行う。
- (7) 足場、手摺、柵および防護ネット等を設置した場合は、明確に表示するとともに担当責任者を定め、撤去・変更等の際には必ず担当責任者の指示に基づき行う。また、仮設足場等を設置する場合には、既設機器および防消火設備（消火器・誘導灯等）への接触・干渉（視認性の阻害を含む）がないように管理する。
- (8) 放射線管理・品質管理、設備の保護等のためにシートによる養生を行う場合で、火気を使用する周辺については、不燃シート（または不燃材）を使用する。
- (9) 元請会社（元請会社に指名を受けた1次下請会社含む）は、すべての作業場所について、作業着手前および作業変更の都度、不安全環境がないことを確認する。

5. 作業終了時の措置

- (1) 使用した保護具および工具類等を所定の場所へ返却するとともに、作業場内の整理・整頓・清掃を実施する。
- (2) 作業に関連する標示類を撤去する。

重傷につながる可能性のある作業の原燃社員による現場確認判断シート

【原燃社員による現場確認を行う作業】

- ・重傷災害につながる可能性のある4作業（高所および開口部作業、重量物取扱い作業、電気作業、掘削作業）について、原燃社員が現場確認を行い、要領書・手順書通りに作業が行われていること、適切な安全対策が施されていることを確認する。
- ・元請は、4作業に係る下記条件に該当する作業の有無を確認し、該当作業がある場合、作業予定票に「現場確認要」マークを記載し、前日までに主管課へ提出する。
- ・下記によらず、「重傷災害につながる可能性のある作業」がある場合、作業予定票に「現場確認要」マークを記載し、前日までに主管課へ提出する。

【確認実施作業】

①高所および開口部作業 ②重量物取扱い作業 ③電気作業 ④掘削作業

①高所および開口部作業

2m以上で作業床以外の作業を行う場合

- ・2m以上における足場組立、足場解体、足場の盛り替え、開口部設置等
- ・足場から身を乗り出して作業を行う場合を含む

②重量物取扱い作業

100kg以上の設備・資機材をクレーン、ユニック、チェーンブロック等で吊る場合

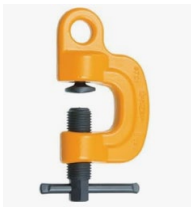
100kg以上の設備・資機材を台車等で運搬する場合

・下記例示参照

現場確認を必要とする吊り金具等



クランプ



シャックル



アイボルト



自在アイボルト



ハッカー

現場確認を必要としない吊り金具等



チェーンスリング



スリング

③電気作業

活線作業(対地電圧50Vを超えるもの)を行う場合

④掘削作業

1.5mを超える掘削作業を行う場合

○注意事項

当該4作業における初回の現場確認は、作業着手時に原燃社員による現場確認を行うこととする

服装の遵守事項

服装の基準として、保護帽・作業服・安全靴等を標準装備とする。なお、作業環境、作業内容により、適切な保護具を設定し装備して作業を実施すること。

1. 保護帽（ヘルメット）着用の基準【安衛則 5 3 8】

事業者は作業のための物体が飛来することにより労働者の危険を及ぼすおそれのあるときは飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させるなど当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

【解説】当社サイト内の作業現場はすべて管理区域内・建屋外等指定された場所を除き原則として保護帽（ヘルメット）着用を標準装備とする。

また、サイト内道路の歩行時においても本設道路（歩道および車道ライン引き完了後の路肩が確保されている部分）を除き、工事用車両等往来が頻繁な場所かつ、バリケード等により安全通路を確保している部分においても安全上を考慮し保護帽着用を標準装備とする。

保護帽については安衛法第 4 2 条により、物体の飛来もしくは落下または墜落による危険を防止するためのものであり、厚生労働大臣が定める規格または安全装置を具備したものでなければならない。

着用義務規定については法の定めにより以下の条文に基づく。

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 不整地運搬車関連作業 | 【安衛則 1 5 1 の 5 2】 |
| (2) 貨物自動車の荷役作業 | 【安衛則 1 5 1 の 7 4】 |
| (3) 明り掘削の作業 | 【安衛則 3 6 6】 |
| (4) ずい道等の建設の作業 | 【安衛則 3 8 8】 |
| (5) 採石作業 | 【安衛則 4 1 2】 |
| (6) はいの上における作業（床面から 2 メートル以上の場所） | 【安衛則 4 3 5】 |
| (7) 港湾荷役作業 | 【安衛則 4 6 4】 |
| (8) 造林等の作業 | 【安衛則 4 8 4】 |
| (9) 橋梁の上層部で金属製の部材により構成されるものの架設、解体または変更作業 | 【安衛則 5 1 7 の 1 0】 |
| (10) コンクリート造の工作物（高さ 5 メートル以上）の解体または破壊の作業 | 【安衛則 5 1 7 の 1 9】 |
| (11) 船台の付近、高層建築場等の上方で他の労働者が作業を行っているところにおいての作業 | 【安衛則 5 3 9】 |

2. 保護帽着用基準補足

- (1) 作業者は頭によくあつた保護帽を使用し、必ずあご紐を締めること。
- (2) 保護帽には次の表示をすること。

使用者の氏名、血液型、生年月日

(氏名)			
(血液型)		(生年月日)	
型 (R h)		S	年 月 日

- (3) 保護帽着用時は次の事項に注意すること。
- a. 一度でも大きな衝撃を受けた保護帽は、外観に損傷が無くても使用しないこと。
 - b. 保護帽は部品を改造したり、取外したりしないこと。
- (4) 飛来落下による危険防止目的以外に使用する作業帽子（布帽子）の取扱いについては、各作業実施担当部署の判断により仕様および規格を選定し標準装備とし、指定された場所および作業にて感電防止のために着用すること。
- また、その使用（着用）方法については、作業員全員に周知徹底のうえ使用（着用）方法に差異が生じないようにすること。

3. 作業服（構内服）の着用基準

- (1) 作業者は体に合った作業服を着用し、機器等への接触・巻き込まれ等の危険を回避するような作業環境に合わせた正しい服装であること。
 - (2) 作業服（上衣）には氏名、配属部署を表示すること。
 - (3) 作業現場および作業現場の通過等においては、作業服（上衣）の袖口およびファスナーは巻き込まれ・引っ掛かり防止のため必ず締めること。
 - (4) 回転機器の多い場所では、作業服（下衣）の裾は靴下の中に入れるか、脚絆を使用すること。
- また、防護具、脚絆等の着用を指定された建屋内においてはこれを遵守すること。
- (5) 休憩時や机上等において事務的作業を行う場合は、気温の上昇による体調悪化防止および会社風紀を十分考慮した場合に限り脱衣できるものとする。

4. 安全靴等の着用基準【安衛則 5 5 8】

- (1) 作業者は足に合った安全靴または作業環境に応じた適当な履物（「安全靴等」という。）を着用すること。
- (2) 指定された場所および現場の実態の即した安全靴等を選定し使用すること。
 - a. 上靴（帯電防止靴）
 - b. 長靴（雨、泥滑り濡れ防止、すそ巻き込まれ）
 - c. 管理区域安全靴（汚染防止靴）
- (3) 安全靴等着用時はかかとを潰すなど、足に固定できない状態は避けること。

5. 墜落制止用器具の着用基準【安衛則 5 1 8】

事業者は高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないものの、このことが困難な場合、防綱を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させること。

【解説】 当社作業現場においては通常足場の設置（手摺、巾木等）により墜落防止措置は行っているが、作業・パトロールの区別なく墜落制止用器具の着用を標準装備とし、墜落のおそれがある場所では墜落制止用器具を確実に使用する。また、墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とするが、墜落時に着用者が地面に到達するおそれがある場合には、胴ベルト型の使用を認める。

ただし、事務所および操業施設ならびに試験施設内等における墜落のおそれのない場所においては、開口部付近での作業・はしご道の昇降・仮設足場上での作業を除き、墜落制止用器具の装着義務を免除する。

着用義務規定および関連規定については法の定めにより以下の条文に基づく。

- (1) 粉砕機・混合機の開口部から転落するおそれのある作業 【安衛則 1 4 2】
- (2) 高さが 2 メートル以上の作業床の端、開口部などで囲い・手摺・覆い等を設けることが困難な場合または取り外し作業を行う場合 【安衛則 5 1 9】
- (3) 労働者は墜落制止用器具の使用を命じられた場合従うこと 【安衛則 5 2 0】
- (4) 高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行わせる場合において墜落制止用器具を使用させるときは、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等（親綱もしくは単管等）を設けること 【安衛則 5 2 1】
- (5) ホッパー内またはずりびんの内部その他土砂に埋没することにより労働者に危険を及ぼす場所での作業 【安衛則 5 3 2 の 2】
- (6) 労働者の作業中または通行の際に転落することにより、火傷・窒息等の危険を及ぼすピット等があるときで高さ 7 5 センチメートル以上の柵等が設けられていない場合 【安衛則 5 3 3】
- (7) つり足場、張り出し足場、または高さが 2 メートル以上の構造の足場の組立、解体または変更の作業 【安衛則 5 6 4】
- (8) 作業構台において作業の性質上手摺等の設置が困難な場合または取り外した場合 【安衛則 5 7 5 の 6】

6. 環境・作業条件と保護具の例

各作業内容および作業場所にあわせ、手袋・耳栓・ゴーグル・マスク等適切な保護具を装備し災害防止を図ること。

7. 管理区域内における保護具の使用基準

管理区域で使用する保護具等については、本基準は加除することができる。

8. 保護具交換の目安

保護具の交換に際して関係法令上規定されていないが、作業環境および使用頻度による耐久性（耐候性）の劣化にて災害時に機能を果たさないことが懸念されるため、保護具使用者は墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 3 0 年 6 月 2 2 日 付け基発 0 6 2 2 第 2 号）等を参照し点検・交換を行うこと。

安全通路等の遵守事項

安全通路等の遵守事項を規定する。

1. 法令関係事項

(1) 通路【安衛則 5 4 0】

作業場に通ずる場所および作業場内には、作業員が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持すること。

(2) 通路の照明【安衛則 5 4 1】

通路には、正常な通行を妨げない程度に、採光または照明を設置すること。

(3) 屋内に設ける通路【安衛則 5 4 2】

屋内に設ける通路は用途に応じた幅を有し、通路面はつまずき・すべり・踏抜等の危険がない状態に保持し、通路面から高さ 1. 8 m 以内に障害物を置かないこと。

(4) 機械間等の通路【安衛則 5 4 3】

機械間またはこれと他の設備との間に設ける通路については、幅 80 cm 以上とすること。

(5) 作業場の床面【安衛則 5 4 4】

作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持すること。

(6) 避難用の出入口等の表示等【安衛則 5 4 9】

常時使用しない避難用の出入口、通路または避難用器具については、避難用である旨の表示をし、かつ容易に利用することができるように保持すること。

(7) 通路と交わる軌道【安衛則 5 5 0】

通路と交わる軌道で車両を使用するときは、監視人を配置し、または警鈴を鳴らす等適当な措置を講じること。

2. 安全対策

(1) 通路には、物品を置かないこと。

(2) 通路の採光を妨げるような物品は置かないこと。

(3) 通路から高さ 1. 8 m 以内に障害となるものを取り付けないこと。

(4) 避難通路の標識は、常に破損等が無いように維持すること。

(5) 通路は作業場所として使用しないこと。

(6) やむを得ず通路上で作業をする場合は迂回路等の措置を講じ、通路を確保すること。

騒音場所の遵守事項

騒音場所の遵守事項を規定する。

1. 法令関係事項

(1) 騒音を発する場所の明示等【安衛則 5 8 3 の 2】

強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に作業員に従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを見やすい箇所に標識によって明示する等の措置を講じること。

(2) 騒音の測定等【安衛則 5 9 0】

著しい騒音を発する屋内作業場について、6 月以内ごとに 1 回、定期的に等価騒音レベルを測定すること。

(3) 騒音障害防止用の保護具【安衛則 5 9 5】

強烈な騒音を発する場所における業務においては、作業員に使用させるための耳栓その他の保護具を備えること。

また、耳栓その他の保護具を使用しなければならない旨を、作業員が容易に知ることができるよう、見やすい箇所に掲示すること。

(4) 騒音障害防止対策【騒音障害防止のためのガイドライン（令和 5 年 4 月 2 0 日付け基発 0 4 2 0 第 2 号）】

管理区分	等価騒音レベル	騒音障害防止対策
第Ⅰ管理区分	8 5 d B 未満	・ 作業環境の継続的維持に努める
第Ⅱ管理区分	8 5 d B ～ 9 0 d B 未満	・ 必要に応じて、聴覚保護具を使用させる ・ 標識により第Ⅱ管理区分であることを明示 ・ 施設、作業方法の改善
第Ⅲ管理区分	9 0 d B 以上	・ 聴覚保護具を使用させるとともに、その使用について管理者※に確認させ、見やすい場所に掲示する ・ 標識により第Ⅲ管理区分であることを明示 ・ 施設、作業方法の改善 ・ 改善等措置を講じた場合の作業環境測定及び評価の実施

※衛生管理者、安全衛生推進者等から選任する。

高所作業の遵守事項

高所作業の遵守事項として、一般高所作業、高所作業車使用作業、移動はしご使用作業、脚立使用作業および足場（移動式足場を含む。）使用作業について規定する。

1. 一般高所作業の法令関係事項

(1) 作業床の設置等【安衛則 5 1 8、5 1 9、5 2 0】

高さが 2 m 以上の箇所で墜落の危険がある場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。

高さが 2 m 以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い・手すり・覆い等を設けること。

作業床または囲い等を設ける事が困難である場合は、墜落制止用器具を使用すること。

(2) 墜落制止用器具等の取付設備等【安衛則 5 2 1】

高さが 2 m 以上の箇所において、作業員に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けること。

また、その設備等の異常の有無について、随時点検すること。

(3) 悪天候時の作業禁止【安衛則 5 2 2】

高さが 2 m 以上の箇所において、悪天候のため危険が予想されるときは、作業を実施しないこと。

(4) 照度の保持【安衛則 5 2 3】

高さが 2 m 以上の箇所で作業を行う場合には、作業を安全に行うために必要な照度を保持すること。

(5) 立入禁止【安衛則 5 3 0】

墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により関係者以外の者を立ち入らせないこと。

2. 一般高所作業の安全対策

(1) 墜落制止用器具の使用前には点検を行い、異常の無いことを確認すること。

(2) 不要な物品は持ち込まず、作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。

(3) 脚立や踏み台を使用する作業や作業床が 2 m 未満の場合の作業についても、リスクアセスメントを実施した上で、必要に応じて墜落制止用器具の使用や転落防止の措置を講じること。

(4) 墜落制止用器具を使用する場合は、親綱等の墜落制止用器具取付設備を設置し、自由落下距離を確認した上 A で適切なものを使用すること。

(5) 端部や開口部等に手すり等の墜落防止措置が講じられた作業床上であっても、作業床から身体の一部を出す場合や、不安定な作業姿勢で作業床から墜落する可能性がある場合については、墜落制止用器具を使用すること。

- (6) 高所となる場所への昇降はしごについては、原則として安全ブロックや垂直親綱等適切な墜落防止措置を講じること。

3. 高所作業車使用作業の法令関係事項

(1) 就業制限【安衛法 6 1、施行令 2 0】

作業床の高さが 1 0 m 以上の場合は、「高所作業車運転技能講習」を修了した者でなければ行ってはならない。

(2) 安全衛生教育【安衛法 5 9、安衛則 3 6】

次の業務に作業員を就かせるときは、特別教育を実施しなければならない。

- a. 作業床の高さが 1 0 m 未満の高所作業車の運転業務
- b. 高さが 2 メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

(3) 前照灯及び尾灯【安衛則 1 9 4 の 8】

高所作業車については、前照灯および尾灯を備えていること。

(4) 作業計画【安衛則 1 9 4 の 9】

高所作業車の能力等に適合する作業計画を定め、作業員に周知すること。

(5) 作業指揮者【安衛則 1 9 4 の 1 0】

作業指揮者を定め、計画に基づき作業の指揮を行うこと。

(6) 転倒等の防止【安衛則 1 9 4 の 1 1】

アウトリガーの張り出し、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止措置を講ずること。

(7) 合 図【安衛則 1 9 4 の 1 2】

作業床上の作業員と作業床以外の箇所で作業床を操作する者との間での連絡のため、一定の合図を定め、合図者を指名すること。

(8) 運転位置から離れる場合の措置【安衛則 1 9 4 の 1 3】

運転者は運転位置から離れる場合、作業床を最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキを確実にかけること。

(9) 高所作業車の移送【安衛則 1 9 4 の 1 4】

高所作業車を移送するため自走またはけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、転倒、転落等による危険を防止する措置を講ずること。

(10) 搭乗の制限【安衛則 1 9 4 の 1 5】

乗車席および作業床以外の箇所に作業員を乗せないこと。

(11) 使用の制限【安衛則 1 9 4 の 1 6】

積載荷重その他の能力を超えて使用しないこと。

(12) 主たる用途以外の使用の制限【安衛則 1 9 4 の 1 7】

高所作業車の主たる用途以外に使用しないこと。

(13) 作業床への搭乗制限等【安衛則 1 9 4 の 2 0】

走行させるときは作業床に作業員を乗せないこと。

(14) 墜落制止用器具等の使用【安衛則 194 の 22】

ブーム式の機械を用いて作業を行うときは、作業床上の作業員に墜落制止用器具等を使用させること。

(15) 作業開始前点検【安衛則 194 の 27】

作業開始前に制動装置、操作装置および作業装置の機能について点検を行うこと。

4. 高所作業車使用作業の安全対策

- (1) 作業床には不要な物品を持ち込まないこと。また、作業に使用する工具等は整理整頓を行うこと。

5. 移動はしご使用作業の法令関係事項

(1) 移動はしご【安衛則 527】

移動はしごは丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとする。

また、幅は 30 cm 以上とし、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するための措置を講ずること。

なお、「転位を防止するために必要な措置」は、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の作業員がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。

6. 移動はしご使用作業の安全対策

- (1) 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止する。
(2) 移動はしごは、踏み面が床面と水平になるように設置すること。

7. 脚立使用作業の法令関係事項

(1) 脚立【安衛則 528】

脚立は丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとする。

また、脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は、作業を安全に行うための面積を有していること。

8. 脚立使用作業の安全対策

- (1) 脚立は床面の安定した場所で使用すること。
(2) 高さが 2 m を超える場合には、他の作業員に支えてもらうこと。
(3) 脚立には物を置かないこと。
(4) 作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。

9. 足場（移動式足場を含む。）使用作業の法令関係事項

(1) 足場組立て等の作業（高さ 2 m 以上の構造の足場）【安衛則 564】

- a. 組立て、解体または変更の時期、範囲および順序を労働者に周知すること。
b. 立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、作業区域内に関係労働者以外の立入りを禁止すること。

- c. 強風、大雨、大雪等の悪天候等、危険が予想されるときは作業を中止すること。
 - d. 幅40cm以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難な場合、この限りではない。
 - e. 材料、器具、工具等を上げ下げするときは、つり綱、つり袋等を使用すること。
ただし、これらの落下による危険を及ぼすおそれがない場合、この限りではない。
- (2) 足場の組立て等作業主任者の選任【安衛則529、565】
つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場または高さ5メートル以上の構造の足場の組み立て、解体または変更の作業については、「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任し、見やすい箇所に掲示すること。なお、選任を必要としない足場についても、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。
- (3) 足場の組立て等作業主任者の職務【安衛則566】
- a. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
 - b. 器具、工具、墜落制止用器具等および保護帽の機能を点検し不良品を取り除くこと。
 - c. 作業の方法および労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
 - d. 墜落制止用器具等および保護帽の使用状況を監視すること。
- (4) 材料等【安衛則559】
足場の材料は著しい損傷、変形または腐食のあるものを使用しないこと。
- (5) 構造【安衛則561】
丈夫な構造のものを使用すること。
- (6) 最大積載荷重【安衛則562】
作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて積載しないこと。また、最大積載荷重を見やすい箇所に掲示すること。
- (7) 点検【安衛則567】
足場における作業を行うときは、点検者をあらかじめ指名し、作業を開始する前に点検すること。
また、強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震または足場の組立て、一部解体もしくは変更の後に作業を行う場合は、点検者をあらかじめ指名して点検を実施し、異常の無いことを確認すること。
点検を行った時には、点検者氏名と点検結果、異常と補修内容を記録として作成し、保管すること。

10. 足場（移動式足場を含む。）使用作業の安全対策

- (1) 足場には不要なものを持ち込まないこと。また、作業に使用する工具等は整理整頓を行い、支持物に固定すること。
- (2) 足場上通路部には不要な物を置かないこと。
- (3) 作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。

11. 高所作業のため仮足場・階段等設置する場合

- (1) 仮足場を設置する場合の昇降設備については、原則として階段とすること。
- (2) 設置スペースや作業性の観点から階段の設置が困難な場合における仮設昇降はしごについては、1 段ごとに互い違いに設置すること。
- (3) 仮設昇降はしごを 1 段ごとに設置が困難な場合における高所となる場所への仮設昇降はしごについては、原則として安全ブロックや垂直親綱等適切な墜落防止措置を講じること。
- (4) できるだけこれを広範囲に設け、墜落防止用柵・幅木等を設けるとともに、仮設昇降はしごの設置については突き出し・設置角度・滑り止め装置の取り付け等の関係法令を遵守すること。
また、状況により防護ネット等の適切な防護設備を設け、墜落防止に万全の対策を講ずること。
- (5) 単管足場用の継手金具として、ボンジョイントを使用または譲渡および貸与しないこと。

【解説】「ボンジョイント」は「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しておらず、単管足場用の単管ジョイントとして使用することは、労働安全衛生法違反となる。「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について（平成 19 年 12 月 3 日付け基安発第 1203001 号）」

12. 過去に発生した災害における対策の水平展開

- (1) 枠組足場関連ストッピングバー〔手摺・コーナ行き止め〕の適正使用
平成 15 年 3 月 14 日に当社構内にて発生した仮設足場からの墜落災害について、所轄労働基準監督署から同種部材の使用自粛を要請された。
やむを得ずストッピングバーを手摺として使用する場合は次の措置を講じたうえで使用すること。
 - a. 取付場所は足場の内側とすること。
 - b. 墜落制止用器具の取付設備として絶対に使用しないこと。（取付状況の確認）
 - c. 締付金具（ネジ）等による物ではなく、クランプ固定の固定方式ズレや外れが起きにくい方法にて固定するとともに、必ず点検を行うこと。
- (2) その他関連実施事項
 - a. 同機材等の設置に際しては、その使用目的、取付方法、強度等を把握し関係者に必要な教育・指導を行うこと。
 - b. 危険要因の排除という観点から足場の作業床の端との間隔を出来るだけ狭くすること。

【参 考】

「足場先行工法に関するガイドライン（平成 8 年 1 1 月 1 1 日付け基発第 6 6 0 号、平成 1 8 年 2 月 1 0 日改正）」から抜粋

5 足場の構造等及び組上げ方法

(2) 外壁と作業床の間隔及び墜落防止措置

ロ 外壁施工後

- ・建築物と足場の作業床との間隔は、30センチメートル以下とすること。
- ・30センチメートル以下とすることが困難な場合には、足場に手すりを設けること。手すりを設けることが困難な場合には、ネットを設け又は労働者に安全帯を使用させる等墜落防止のための措置を講じること

酸素欠乏危険作業の遵守事項

酸素欠乏危険作業の遵守事項を規定する。

1. 法令関係事項

(1) 事業者の責務【酸欠則 1】

酸素欠乏危険作業を実施する場合には、作業方法を確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずること。

(2) 作業主任者【酸欠則 1 1】

酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者、第二種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任すること。

酸素欠乏危険作業主任者は次の事項を実施すること。

- a. 作業員が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業方法を決定し、作業員を指揮すること。
- b. 作業開始前（一旦作業を離れ、再び作業を開始する場合も含む。）および作業員の身体、換気装置等に異常があつたときに酸素濃度の測定をすること。
- c. 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他の作業員が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具または設備を点検すること。
- d. 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

(3) 作業環境測定等【酸欠則 3】

酸素欠乏危険場所において、作業を開始する前に酸素濃度を測定し、その記録を 3 年間保存すること。

(4) 測定器具【酸欠則 4】

酸素欠乏危険作業に作業員に従事させるときは、酸素濃度測定を行うため必要な測定器具を備え、容易に利用できる措置を講じること。

(5) 換 気【酸欠則 5】

酸素欠乏危険作業に作業員に従事させるときは、酸素濃度を 18% 以上、硫化水素濃度 100 万分の 10 以下に保つように換気すること。

(6) 保護具の使用等【酸欠則 5 の 2】

換気することが困難な場合は、作業員と同数以上の空気呼吸器等を備え、使用すること。

(7) 墜落制止用器具等【酸欠則 6】

作業員が酸素欠乏症により転落するおそれのあるときは、墜落制止用器具等を使用すること。

(8) 保護具等の点検【酸欠則 7】

空気呼吸器等または墜落制止用器具等を使用させる場合は、作業開始前に点検をすること。

(9) 人員の点検【酸欠則 8】

作業員を酸素欠乏危険場所に入場および退場させる時は人員を点検すること。

(10) 立入禁止【酸欠則 9】

作業員以外の者が酸素欠乏危険箇所に立ち入ることを禁止し、その旨を見易い箇所に表示すること。

(11) 連絡【酸欠則 10】

近接する作業場が酸素欠乏のおそれがある場合、その作業場との連絡を保つこと。

(12) 特別の教育【酸欠則 12】

酸素欠乏危険作業に作業員を就かせるときは、特別教育を実施すること。

(13) 監視人等【酸欠則 13】

酸素欠乏危険作業は、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者およびその他の関係者に通報する者を置く等、異常を早期に把握するために必要な措置を講ずること。

(14) 退避【酸欠則 14】

酸素欠乏危険場所において、酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、作業員を退避させること。

また、酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間、立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

(15) 避難用具等【酸欠則 15】

酸素欠乏危険作業に作業員に従事させるときは、避難用具等を備えなければならない。

(16) 救出時の空気呼吸器等の使用【酸欠則 16】

酸素欠乏症にかかった作業員を救出する場合には、空気呼吸器を使用しなければならない。

(17) 診察及び処置【酸欠則 17】

酸素欠乏症にかかった作業員に直ちに医師の診察または処置を受けさせること。

2. 安全対策

(1) 酸素欠乏危険作業主任者は測定方法について十分習熟していること。

(2) 酸素濃度および硫化水素の測定は当該箇所の外部から行い、保護具等の装備なしで「体の乗り入れ」「立ち入り」を行わないこと。

3. 特殊作業における酸素欠乏等の防止措置

(1) ボーリング等【酸欠則 18】

ずい道その他坑を掘削する作業において、メタンまたは炭酸ガスの突出により作業員が酸素欠乏症等にかかるおそれのあるときは、あらかじめ作業を行う場所およびその周辺について当該ガス等の有無および状態をボーリングその他適当な方法により調査し、その結果に基づいて、当該ガス等の処理の方法ならびに掘削の時期および順序を定め、そのうえで作業を行うこと。

(2) 消火設備等に係る措置【酸欠則 1 9】

地下室等通風が不十分な場所に備える消火器または消火設備で炭酸ガスを使用する場合は、次の措置を講ずること。

- a. 作業員が誤って接触したことにより、容易に転倒し、またはハンドルが容易に作動することがないようにすること。
- b. みだりに作動させることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示すること。

(3) 溶接に係る措置【酸欠則 2 1】

a. タンク・ボイラー等通風が不十分な場所において、アルゴン、炭酸ガスまたはヘリウムを使用して行う溶接の作業を行うときは、次のいずれかの措置を講ずること。

- (a) 作業を行う場所の空気中の酸素濃度を 1 8 % 以上に保つように換気すること。
- (b) 作業者に空気呼吸器等を使用させること。

(4) ガス漏出防止措置【酸欠則 2 2】

a. タンク、ボイラー等の内部で不活性気体を送球する配管があるところにおいて作業を行う場合は、次の措置を講ずること。

- (a) バルブもしくはコックを閉鎖し、または閉止板を施すこと。
- (b) 閉止したバルブもしくはコックまたは施した閉止板には施錠し、これらを開放してはならない旨を見易い箇所に表示すること。

b. 不活性気体を送給する配管のバルブもしくはコックまたはこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による不活性期待の漏出を防止するため、配管内の不活性気体名称および開閉の方向を表示すること。

(5) ガス排出に係る措置【酸欠則 2 2 の 2】

タンク等の容器の安全弁等から排出される不活性気体が入るおそれがあり、かつ、通風または換気が不十分である場所において作業を行う場合、安全弁等から排出される不活性気体を直接外部へ放出することが出来る設備を設ける等、不活性気体が当該場所に滞留することを防止する措置を講ずること。

(6) 設備の改造等の作業【酸欠則 2 5 の 2】

し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、もしくは分解し易い物質を入れてあり、もしくは入れたことのあるポンプもしくは配管等またはこれらに付属する設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業を行うときは次の措置を講ずること。

- a. 作業方法および順序を決定し、あらかじめこれらを作業者に周知すること。
- b. 硫化水素の中毒防止について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させること。
- c. 作業を行う設備から硫化水素を確実に排出し、かつ、当該設備に接続しているすべての配管から当該設備に硫化水素が流入しないようバルブ、コック等を確実に閉止すること。
- d. 前項により閉止したバルブ、コック等には、施錠し、これらを開放してはならない旨を見易い箇所に表示し、または監視人を置くこと。
- e. 作業を行う設備の周辺における硫化水素の濃度測定を行い、作業者が硫化水素中毒にかかるおそれのあるときは、換気その他の必要な措置を講ずること。

重量物取扱作業の遵守事項

重量物運搬作業の遵守事項として、人力運搬作業、クレーン使用作業、移動式クレーン使用作業、フォークリフト使用作業および玉掛作業について規定する。

1. 人力運搬作業の安全対策

- (1) 無理のない姿勢で作業を行うこと。
- (2) 手がかりを良くし、必要な場合は手かぎ等の道具を使用すること。
- (3) 手を傷めるおそれのある場合は、手袋・掌の当て物を用いること。
- (4) 安定の悪い場所に降ろしたり、人の肩の高さ以上に載せたりしないこと。
- (5) 共同作業をする場合は、相手方の体力・技能を考慮すると共に合図により呼吸をあわせること。
- (6) 運搬する物品にあわせて、運搬車等を使用すること。
- (7) 運搬経路を確実に確保すること。
- (8) 運搬する物品には損傷防止のための養生をすること。

2. クレーン使用作業の法令関係事項

- (1) 特別教育【クレーン則 2 1】
つり上げ荷重が 5 t 未満のクレーンおよびつり上げ荷重が 5 t 以上の跨線テルハの運転業務を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。
- (2) 就業制限【クレーン則 2 2】
つり上げ荷重が 5 t 以上のクレーンの運転業務を実施する作業員は、クレーン・デリック運転士免許の取得者であること。
ただし、床上操作式クレーンについては床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者であること。
- (3) 検査証の備付け【クレーン則 1 6】
クレーンには検査証を備え付けて置くこと。
- (4) 巻過ぎの防止【クレーン則 1 8、1 9】
クレーンの巻過防止装置を調整すること。巻過防止装置が具備されていない場合は、標識・警報装置により作業員の危険を防止する措置を講ずること。
- (5) 外れ止め装置の使用【クレーン則 2 0 の 2】
外れ止め装置を具備するクレーンを使用する場合は、外れ止め装置を使用すること。
- (6) 過負荷の制限【クレーン則 2 3】
クレーンは定格荷重を超えて使用しないこと。
- (7) 傾斜角の制限【クレーン則 2 4】
ジブクレーンはクレーン明細書に記載されている傾斜角の範囲を超えて使用しないこと。
- (8) 定格荷重の表示等【クレーン則 2 4 の 2】
クレーンには定格荷重の表示をすること。

(9) 運転の合図【クレーン則 2 5】

クレーン使用作業を行うときは一定の合図を定め、合図者を指名すること。作業員は合図に従い作業を実施すること。

(10) 搭乗の制限【クレーン則 2 6】

クレーンにより作業員を運搬またはつり上げないこと。

(11) 立入禁止【クレーン則 2 8、2 9】

クレーン使用作業において危険を生ずるおそれのある箇所およびつり上げられている荷の下には、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、作業員を立ち入らせないこと。

(12) 暴風時における逸走の防止【クレーン則 3 1】

瞬間風速が 30 m/s を超える風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走を防止するための措置を講ずること。

(13) 強風時の作業中止【クレーン則 3 1 の 2】

強風のためクレーン使用作業について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

(14) 運転位置からの離脱の禁止【クレーン則 3 2】

クレーンの運転者は荷をつったままで、運転位置を離れないこと。

(15) 作業開始前の点検【クレーン則 3 6】

クレーン使用作業を開始する前には点検を実施すること。

(16) 暴風後等の点検【クレーン則 3 7】

瞬間風速が 30 m/s を超える風が吹いた後および中震以上の地震の後にクレーン使用作業を行う場合には、クレーン各部分の異常の有無について点検を行うこと。

(17) 自主検査等の記録【クレーン則 3 8】

クレーンの点検結果は 3 年間保存すること。

3. クレーン使用作業の安全対策

(1) 隣地において他作業を実施している場合には、連絡を取り合い注意喚起すること。

(2) 運転中は必ず品物の左右両側および高さに注意すること。

4. 移動式クレーン使用作業の法令関係事項

(1) 特別教育【クレーン則 6 7】

つり上げ荷重が 1 t 未満の移動式クレーンの運転業務を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。

(2) 就業制限【クレーン則 6 8】

つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーンの運転業務を実施する作業員は、移動式クレーン運転士免許の取得者であること。

ただし、つり上げ荷重が 1 t 以上 5 t 未満の移動式クレーンについては、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者であること。

(3) 検査証の備付け【クレーン則 6 3】

移動式クレーンには検査証を備え付けて置くこと。

- (4) 巻過防止装置の調整【クレーン則 6 5】
移動式クレーンの巻過防止装置を調整すること。
- (5) 作業の方法等の決定等【クレーン則 6 6 の 2】
移動式クレーンを用いて作業を行うときは、作業方法・転倒防止・労働者の配置および指揮系統を定め、作業開始前に作業員に周知すること。
- (6) 外れ止め装置の使用【クレーン則 6 6 の 3】
移動式クレーンを使用する場合は、外れ止め装置を使用すること。
- (7) 過負荷の制限【クレーン則 6 9】
移動式クレーンは定格荷重を超えて使用しないこと。
- (8) 傾斜角の制限【クレーン則 7 0】
移動式クレーンはクレーン明細書に記載されている傾斜角の範囲を超えて使用しないこと。
- (9) 定格荷重の表示等【クレーン則 7 0 の 2】
移動式クレーンには定格荷重の表示をすること。
- (10) 使用の禁止【クレーン則 7 0 の 3】
移動式クレーンが転倒するおそれのある場所において、移動式クレーンを使用して作業を行わないこと。ただし、転倒防止措置がとれている場合を除く。
- (11) アウトリガーの位置【クレーン則 7 0 の 4】
移動式クレーン転倒防止の措置を採り作業を行う場合には、アウトリガーを移動式クレーンが転倒しない位置に設置すること。
- (12) アウトリガー等の張り出し【クレーン則 7 0 の 5】
アウトリガーを有する移動式クレーンまたは拡張式のクローラを有する移動式クレーンを使用する場合には、アウトリガーまたはクローラを最大限に張り出すこと。
- (13) 運転の合図【クレーン則 7 1】
移動式クレーン使用作業を行うときは一定の合図を定め、合図者を指名すること。
作業員は合図に従い作業を実施すること。
- (14) 搭乗の制限【クレーン則 7 2】
移動式クレーンにより作業員を運搬またはつり上げないこと。
- (15) 立入禁止【クレーン則 7 4、7 4 の 2】
移動式クレーン使用作業において危険を生ずるおそれのある箇所およびつり上げられている荷の下には、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、作業員を立ち入らせないこと。
- (16) 強風時の作業中止【クレーン則 7 4 の 3】
強風のため移動式クレーン使用作業について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- (17) 運転位置からの離脱の禁止【クレーン則 7 5】
移動式クレーンの運転者は荷をつつたままで、運転位置を離れないこと。
- (18) 作業開始前の点検【クレーン則 7 8】
移動式クレーン使用作業を開始する前には点検を実施すること。

(19) 自主検査の記録【クレーン則 7 9】

移動式クレーンの点検結果は 3 年間保存すること。

5. 移動式クレーン使用作業の安全対策

- (1) 隣地において他作業を実施している場合には、連絡を取り合い注意喚起すること。
- (2) 運転中は必ず品物の左右両側および高さに注意すること。

6. フォークリフト使用作業の法令関係事項

(1) 就業制限【安衛法 6 1、施行令 2 0】

最大荷重が 1 t 以上のフォークリフトの運転は、「フォークリフト運転技能講習修了者」でなければ行ってはならない。

(2) 作業計画【安衛則 1 5 1 の 3】

フォークリフト使用作業に係る場所の広さおよび地形、フォークリフトの能力、荷の種類および形状等に適応する作業計画を定め、作業員に周知すること。

(3) 作業指揮者【安衛則 1 5 1 の 4】

フォークリフト使用作業時は、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行うこと。

(4) 制限速度【安衛則 1 5 1 の 5】

フォークリフト使用作業時は、作業に係る場所の広さおよび地形、地盤の状態を考慮した制限速度を定め、運転者はその速度を超えて運転しないこと。

(5) 転落等の防止【安衛則 1 5 1 の 6】

フォークリフト使用作業時は、転倒または転落による作業員の危険を防止するため必要な措置を講じ、必要により誘導者を配置する。運転者は誘導者が行う誘導に従うこと。

(6) 接触の防止【安衛則 1 5 1 の 7】

フォークリフト使用作業時は、運転中のフォークリフトまたはその荷に接触することにより作業員に危険が生ずるおそれがある箇所に、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、作業員を立ち入らせないこと。

ただし、誘導者を配置しフォークリフトを誘導させる場合を除く。

(7) 合 図【安衛則 1 5 1 の 8】

フォークリフト使用作業時に誘導者を置くときは、一定の合図を定め、運転者はそれに従うこと。

(8) 立入禁止【安衛則 1 5 1 の 9】

フォークリフトのフォークに支持されている荷の下に、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、作業員を立ち入らせないこと。

(9) 荷の積載【安衛則 1 5 1 の 1 0】

フォークリフトに荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。

(10) 運転位置から離れる場合の措置【安衛則 1 5 1 の 1 1】

フォークリフト運転者は運転位置から離れる場合、フォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキ等により逸走防止措置を講ずること。

(11) 搭乗の制限【安衛則 151 の 13】

フォークリフト使用作業時は、乗車席以外に作業員を乗せないこと。

(12) 主たる用途以外の使用の制限【安衛則 151 の 14】

フォークリフトは、主たる用途以外に使用しないこと。

(13) 前照灯及び後照灯【安衛則 151 の 16】

フォークリフトは前照灯および後照灯を備えたものでなければ使用しないこと。

ただし、必要な照度が保持されている場合を除く。

(14) ヘッドガード【安衛則 151 の 17】

フォークリフトはヘッドガードを備えたものでなければ使用しないこと。

ただし、荷の落下により運転者に危険を及ぼすおそれの無いときを除く。

(15) バックレスト【安衛則 151 の 18】

フォークリフトはバックレストを備えたものでなければ使用しないこと。

ただし、マストの後方に荷が落下することにより作業員に危険を及ぼすおそれの無いときを除く。

(16) パレット等【安衛則 151 の 19】

運搬作業に使用するパレット等は、十分な強度があり、著しい損傷・変形または腐食が無いものを使用すること。

(17) 使用の制限【安衛則 151 の 20】

フォークリフトは許容荷重、その他の能力を超えて使用しないこと。

(18) 点 検【安衛則 151 の 25】

フォークリフト使用作業時は、作業開始前に機能および異常の有無について点検を実施すること。

7. フォークリフト使用作業の安全対策

- (1) フォークリフトによる運搬経路において他作業を実施している場合には、フォークリフトによる運搬作業がある旨を連絡し、注意喚起すること。

8. 玉掛作業の法令関係事項

(1) 就業制限【クレーン則 221】

つり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛け作業については、「玉掛技能講習」の修了者でなければ行ってはならない。

(2) 特別教育【クレーン則 222】

つり上げ荷重が 1 t 未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛け作業を行う作業員については、特別教育を受講済であること。

(3) 不適格なワイヤロープの使用禁止【クレーン則 215】

ワイヤロープは以下に該当する場合、クレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛用具として使用しないこと。

- a. 一よりの間において素線の 10% 以上が切断しているもの
- b. 直径の減少が公称径の 7% を超えるもの
- c. キンクしたもの

- d. 著しい形くずれまたは腐食があるもの
- (4) 不適格なつりチェーンの使用禁止【クレーン則 2 1 6】
 つりチェーンは以下に該当する場合、クレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛用具として使用しないこと。
 a. 伸びが製造されたときの長さの 5 %を超えるもの
 b. リンクの直径の減少が製造されたときの断面の 1 0 %を超えるもの
 c. き裂があるもの
- (5) 不適格なフック、シャックル等の使用禁止【クレーン則 2 1 7】
 フック、シャックル、リング等の金具で、変形しているものまたはき裂があるものをクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛用具として使用しないこと。
- (6) 不適格な繊維ロープ等の使用禁止【クレーン則 2 1 8】
 繊維ロープまたは繊維ベルトは以下に該当する場合、クレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛用具として使用しないこと。
 a. ストランドが切断しているもの
 b. 著しい損傷または腐食があるもの
- (7) 作業開始前の点検【クレーン則 2 2 0】
 クレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛用具であるワイヤロープ等を用いて玉掛作業を行うときは、作業開始前にワイヤロープ等の異常の有無について点検すること。

9. 玉掛け作業の安全対策

- (1) 玉掛用具は月例点検を実施し、下記の点検色を表示することにより「点検済」であることを明確にすること。

月	点検色	月	点検色	月	点検色
4 月	緑	8 月	緑	1 2 月	緑
5 月	赤	9 月	赤	1 月	赤
6 月	黄	1 0 月	黄	2 月	黄
7 月	白	1 1 月	白	3 月	白

【解説】月例点検色については平成 7 年 6 月 7 日付け文書「各月の玉掛用具の点検色について」にて、安全推進協議会で決定した事項である。正式には平成 7 年 7 月 1 日から当社事業所内で統一的に実施されていることから本遵守事項へ反映している。

- (2) 玉掛け作業にあたっては、吊具・治具全体の健全性や使用方法が取扱説明書等に沿ったものであることを、あらかじめ指名された玉掛け技能資格者が作業開始前に確認するとともに、元請会社がその確認状況を把握すること。

10. 重量物運搬時の安全対策

予め路肩の補強・埋設物に対する影響を十分調査・検討し、必要のある場合には仮補強を行う。

また、重量物のつり上げにあたっては、原則としてつり上げ用として設けられたもの以外の構築物の鉄鋼・梁等を使用してはならない。

11. 過去に発生した災害における対策の水平展開

(1) ユニック車を使用した作業の取扱い

①配電線への接触事故

平成13年5月28日に発生した、配電線への接触事故の再発防止対策の内容について、水平展開を図る。ユニック車を使用し作業を実施する場合は、次の措置を講じること。

a. ユニック車の配電線への接触事故防止対策

- (a) ユニック車走行時はブームをたたみ走行することとし、ユニック車走行前の確認手順を定めたチェックボードを運転席前面フロントガラスに設置し指差呼称で確認する。
- (b) 操業施設への配電線の注意喚起を確実にするため出入口については門型フレーム等堅固な構造の危険表示を設置する。
- (c) 資材置場を配電線が通っている場合は、下部を立入禁止とし、通行する場合は、その位置を限定して堅固な構造の危険表示を設置する。
- (d) 架空配電線との近接作業時は、監視員を配置する。

b. ユニック車のブーム未格納走行防止対策

- (a) ブーム・アウトリガー格納忘れ音声警報装置を取り付ける。または当該装置を取り付けられたユニック車を賃借する。
- (b) a.(a)に定めるチェックシートおよび警告板を運転席前面フロントガラスに設置し、指差呼称で確認する。
- (c) 定期的に作業手順の再教育を行う。
- (d) ブームは車両ごとに格納方向を確認し、出発前に格納状況を確認する。
- (e) 外部からの搬入車両等がユニック車の場合は、警報装置の有無を確認し、チェックシートおよび警告板を貸与・使用させるとともに監視員を配置する。

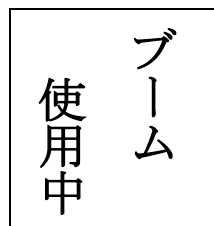
c. チェックボードの例

ブームは格納したか	ヨシ！！
フックは格納したか	ヨシ！！
アウトリガーは格納したか	ヨシ！！
ブームがセンターに収まっているか	ヨシ！！

※走行する前に必ず全ての項目をチェックすること

※指差呼称で確実に大きな声で確認すること

d. 警告板の例



【参 考】

事故発生状況：4 t ユニック車に仮設資材を積み込み、現場へ運搬する際、ユニックのブームを立てた状態であることに気付かず走行し、高圧線手前のケプラーロープに接触、切断の反動でブームが跳ね上がり通信ケーブルおよび高圧線に接触した。

原 因：ブームを立てたまま走行したこと。手順書にブームをたたむことの項目が漏れていた。

②小型移動式クレーンのワイヤロープ切断事故

平成30年7月26日に発生した小型移動式クレーンのワイヤロープ切断事故の再発防止対策の内容について水平展開を図る。

a. 小型移動式クレーンのワイヤロープ切断事故防止対策

- (a) 巻過防止装置解除スイッチを容易に押せないよう、当該部にカバーを取り付ける。
- (b) 小型移動式クレーン運転資格者である当該作業員に対し、外部機関で実施している小型移動式クレーンに係る講習を受講させる。
- (c) 再処理事業部および協力会社の有資格者に対し、小型移動式クレーンの構造、安全装置等の有効保持の重要性、安全装置の解除スイッチの用途について教育を実施する。
- (d) 再処理事業部および協力会社に対し、本事象および安全装置を解除しないことを周知する。
- (e) 当該事象を風化させないよう「安全管理基準」および「安全管理仕様書」の過去災害事例に本事象を追加する。
- (f) 同事象を発生させる可能性のあるクレーンを調査し、(a)項、(c)項および(d)項を対策として実施する。

【参 考】

事故発生状況：2018年7月26日、技術開発研究所(以下、「X2」と記す。)試験棟1階トラックヤードにて、X2のクレーンによる荷下ろしの準備作業として、作業員(小型移動式クレーン運転資格者)が小型移動式クレーン(定格荷重2.3トン)に積載した荷(木箱)と干渉していた小型移動式クレーンのジブを起こす操作を巻過防止装置を解除して実施したところ、小型移動式クレーンのワイヤロープが切断し、フック(荷なし)が落下した。

※本来は巻過防止装置を解除せず、旋回でフック位置をずらしてフックを出した上でジブを起こすか、または、屋外でジブを車両前方へ旋回した後に入庫する必要があった。

原 因：小型移動式クレーン運転資格者である当該作業員が、移動式クレーンの構造および巻過防止装置の役割に対する理解が不足しており、安全装置の解除による影響について認識がなかった。

(2) 台車運搬時の取扱い

a. 運搬系路上の段差対策

平成19年3月19日に発生した、挟まれ災害における所轄労働基準監督署へ報告した再発防止対策の内容について水平展開を図る。

同種作業を実施する場合は次の措置を講じること。

- (a) 運搬車等で物品を運搬する場合は、床面に段差並びに凹凸のない経路を選択すること。
- (b) 経路上に段差並びに凹凸部が存在する場合は、必要に応じて段差・凹凸部を養生のうえ、運搬を開始すること。

b. 積荷落下防止

運搬車等で物品を運搬する場合は、運搬車等から積荷が落下しないよう物品を運搬車等へ確実に固縛すること。

c. 作業人数

運搬車等で物品を運搬する場合は、段差並びに凹凸部、その他障害物による落下・接触防止の観点から出来る限り2名以上で作業を行うこと。

【参 考】災害発生状況：エレベータ補修作業において、エレベータのモーターシャフトを台車にて廊下を運搬中、床の排水口に台車車輪が引っ掛かり台車が傾いた。随行していた被災者は、モーターシャフトが台車から落下するのを防ごうとして手を出し、床面とモーターシャフトに指を挟まれ受傷した。(左手第3指挫創、骨折)

原 因：転がり防止未実施、運搬系路上の排水口(凹凸)の見落とし

はい作業の遵守事項

はい作業の遵守事項を規定する。

1. 法令関係事項

(1) はい作業主任者の選任【安衛則 4 2 8】

高さが 2 m 以上のはいのはい付けまたははいくずしの作業については、「はい作業主任者技能講習」の修了者から、はい作業主任者を選任すること。

(2) はい作業主任者の職務【安衛則 4 2 9】

- a. 作業の方法および順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- b. 器具および工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- c. 作業を行う箇所を通行する作業員を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
- d. はいくずしの作業を行うときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に作業の着手を指示すること。
- e. はいの昇降設備および保護帽の使用状況を監視すること。

(3) はいの昇降設備【安衛則 4 2 7】

はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から 1. 5 m を超えるときは、当該はいを構成する荷によって安全に昇降できる場合を除き、安全に昇降するための設備を設け、それを使用すること。

(4) はいの間隔【安衛則 4 3 0】

床面からの高さが 2 m 以上のはいについては、当該はいと隣接するはいとの間隔をはいの下端において 1 0 c m 以上とすること。

(5) はいくずし作業【安衛則 4 3 1】

床面からの高さが 2 m 以上のはいについて、はいくずしの作業を行うときは次の事項を行うこと。

- a. 中抜きしないこと。
- b. 容器が袋、かますまたは俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段の高さは 1. 5 m 以下とすること。

(6) はいの崩壊等の危険の防止【安衛則 4 3 2】

はいの崩壊または荷の落下により作業員に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施した後、はい替えを行う等危険防止の措置を講ずること。

(7) 立入禁止【安衛則 4 3 3】

はい付けまたははいくずしの作業がおこなわれている箇所で、はいの崩壊、荷の落下により作業員に危険を及ぼすおそれのあるところには、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、関係作業員以外の作業員を立ち入らせないこと。

(8) 照度の保持【安衛則 4 3 4】

はい付けまたははいくずしの作業を行う場所は、作業を安全に行うため必要な照度を保持すること。

2. 安全対策

- (1) はいの運搬にあたっては、運搬経路を確実に確保すること。
- (2) 関係者以外の者を危険範囲内に立ち入らせないために柵、囲い、標識等を整備すること。

溶接・溶断その他火気使用作業の遵守事項

溶接・溶断その他火気使用作業の遵守事項として、ガス溶接作業、アーク溶接作業および火気等の管理について規定する。

1. ガス溶接作業の法令関係事項

(1) ガス溶接作業主任者の選任【安衛則 3 1 4】

アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断または加熱の作業については、「ガス溶接作業主任者」の免許を有する者のうちから、ガス溶接作業主任者を選任すること。

(2) ガス溶接作業主任者の職務【安衛則 3 1 5】

ガス溶接作業主任者は、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接、溶断または加熱の作業を行うときは、次の事項を行うこと。

- a. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること
- b. アセチレン溶接装置の取扱い管理
- c. 作業開始前のアセチレン溶接装置の点検（混合ガスの排除を含む。）
- d. 安全器の 1 日 1 回以上の点検
- e. アセチレン溶接装置内の水凍結防止
- f. 発生器の管理
- g. カーバイドの処置
- h. 作業員の保護具使用状況監視

(3) 就業制限【安衛法 6 1】

可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接、溶断または加熱の作業員は、「ガス溶接技能講習」を修了した者であること。

(4) 通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業【安衛則 2 6 2】

通風または換気が不十分な場所において、可燃性ガスおよび酸素を用いて溶接、溶断または加熱の作業を行うときは、ガス等の漏えいまたは放出による爆発、火災または火傷を防止する措置を講ずること。

(5) ガス等の容器の取扱い【安衛則 2 6 3】

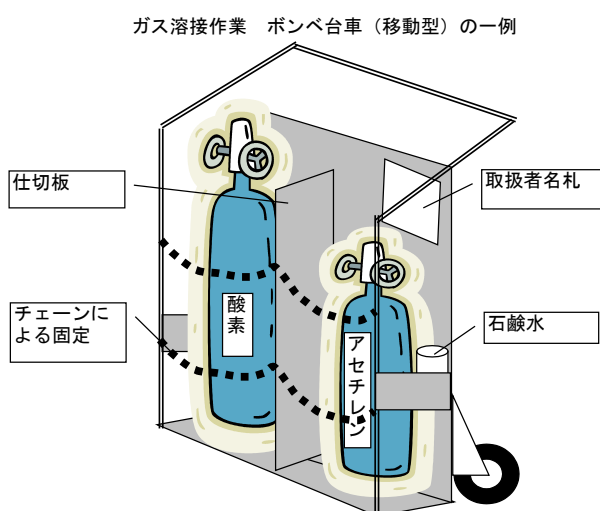
可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶接、溶断または加熱の作業に使用するガス等の容器は次の事項によること。

- a. 通風または換気の不十分な場所、火気を使用する場所およびその附近、火薬類および危険物その他の爆発性もしくは発火性の物または多量の易燃性の物を製造し、または取り扱う場所およびその附近に設置、使用、貯蔵または放置しないこと。
- b. 容器の温度を 4 0℃以下に保つこと。
- c. 転倒のおそれがないように保持すること。
- d. 衝撃を与えないこと。
- e. 運搬するときは、キャップを施すこと。
- f. 使用するときは、容器の口金に付着している油類およびじんあいを除去すること。

- g. バルブの開閉は、静かに行うこと。
- h. 溶解アセチレンの容器は、立てて置くこと。
- i. 使用前または使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにすること。

2. ガス溶接作業の安全対策

- (1) 溶接・溶断作業を実施する場合には、保護メガネを使用し、作業状況により保護マスク、前掛、保護手袋、足カバーおよび墜落制止用器具等を使用すること。
- (2) 作業服は、破れ・油污れ等のないものを着用すること。
- (3) 作業前には溶接器具の点検を確実に行うこと。
- (4) 作業場所に油・木くず・塗料・ぼろ等の可燃性・爆発性の物が置かれていないこと。
- (5) アセチレンボンベと酸素ボンベは1 m以上離して置くこと。



【仕切板について】

高圧ガス保安法等の法令による規定はないが、これまで経験してきた建築工事等の良好事例・災害防止対策により、アセチレン事故から酸素容器を保護する目的で仕切板の設置を推奨している。

仕切板は鉄板を使用し、厚さは、6mm以上とすること。

〔参考引用：東京電力柏崎刈羽原子力企業協議会安全テキスト〕

【参考】

アセチレンは非常に不安定なガスで、圧縮したり衝撃を与えると自己分解を起こして自然発火・爆発の危険性が有るため、容器内にマスと呼ばれる多孔質物質（ゼオライト等）を充填しており、それにアセトンまたはDMFが浸潤されています。

アセチレンがアセトンやDMFに非常に良く溶解する特性を利用して、容器中に加圧溶解させて充填されています。

このためアセチレン容器を横に（転倒）すると、アセトンまたはDMFが流出して危険です。

誤って、転倒してしまった場合には、速やかに使用を止め、容器弁を閉止して下さい。

また、再度使用する場合は、容器を立てた後、内部のアセトン等が安定するまで（5分程度）待ってから使用してください。

3. アーク溶接作業の法令関係事項

(1) 特別教育【安衛則36】

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。

(2) 特定化学物質作業主任者の選任、氏名等の周知【特化則27、28】【安衛則18】

a. 溶接ヒュームが特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けられることから、アーク溶接作業を行うときは、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の修了者から、特定化学物質作業主任者を選任し、法令で定められた職務を行わせること。

b. 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の会社名、氏名、その者に行わせる事項および社名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知すること。

この場合、腕章または特別な帽子であっても差支えないものとする。

(3) 金属アーク溶接等作業主任者の選任、氏名等の周知【特化則27条2項】

a. 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業については、「金属アーク

溶接等作業主任者限定技能講習修了者」のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任し、法令で定められた職務を行わせること。

- b. 作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の会社名、氏名、その者に行わせる事項及び社名を作業場の見易い箇所に掲示する等により関係作業者に周知すること。

(4) 強烈な光線を発散する場所【安衛則 3 2 5】

アーク溶接は強烈な光線を発散するため、作業場所を区画すること。

また、適当な保護具を着用すること。

(5) 溶接棒等のホルダー【安衛則 3 3 1】

アーク溶接作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、日本産業規格に適合するものまたは同等以上の絶縁効力および耐熱性を有するものを使用すること。

(6) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置【安衛則 3 3 2】

安衛則に基づく一定の危険な場所において交流アーク溶接の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用すること。

(7) 電気機械器具等の使用前点検等【安衛則 3 5 2】

溶接棒ホルダー、自動電撃防止装置、感電防止用漏電しゃ断器、移動電線、接続器具等を使用開始前に点検すること。

(8) 掲示【粉じん則 2 3 の 2】

アーク溶接作業を実施する場所には、次の事項について見易い場所に掲示すること。

- a. 粉じん作業（アーク溶接等作業）を行う作業場である旨
- b. 粉じん作業により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状
- c. 粉じん等（溶接ヒューム）の取扱い上の注意事項
- d. 粉じん則 23 条の 2 の 4 項に定める場合においては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨および使用すべき呼吸用保護具

(9) 特化則に基づく措置

アーク溶接作業で発生する溶接ヒュームは特定化学物質管理第 2 類物質に該当することから、アーク溶接作業にあたっては添付資料－ 1 2 を合わせて参照のうえ、別途特化則に基づく措置を講じること。

4. アーク溶接作業の安全対策

- (1) 作業休止の際は、電源スイッチを切るなどの措置を講じること。
- (2) 保護面は常に清潔に保ち、ひび割れや隙間から光線が入らないようにすること。

5. 火気等の管理に関する法令関係事項

(1) 危険物等がある場所における火気等の使用禁止【安衛則 2 7 9】

溶接・溶断作業は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物または危険物が存在して爆発または火災が生じるおそれのある場所では行ってはならない。また、作業者はその場所において、その点火源となるおそれのある機械等または火気を使用してはならない。

(2) 油類等の存在する配管又は容器の溶接等【安衛則 2 8 5】

危険物以外の引火性の油類もしくは可燃性の粉じんまたは危険物が存在するおそれのある容器等については、これらのものを除去した後でなければ溶接・溶断その他火気使用作業をしないこと。

(3) 通風等の不十分な場所での溶接等【安衛則 2 8 6】

通風または換気が不十分な場所において、溶接・溶断作業を行う場合には、酸素を通風または換気のために使用しないこと。

(4) 消火設備【安衛則 2 8 9】

溶接・溶断の作業場所には、消火設備を設けること。

6. 火気等の管理に関する安全対策

(1) 付近の可燃物・爆発物の有無・隣接機器・電線管等の設置状況を十分調査し把握するとともに、必要がある場合には十分な防火養生措置を講ずること。また、火気使用時に設置する消火器等は使用可能な状態を維持すること。

(2) 火気作業は、危険物取扱作業から原則 6 m 以上の隔離距離を確保すること。原則 6 m を確保できない場合は、作業調整を行うこと。また、作業調整にあたっては、必要に応じて当社監理員へ連絡すること。

(3) 火気を使用する周辺について、放射線管理・品質管理・設備の保護等のためにシートによる養生を行う場合は、不燃シートまたは不燃材を、それが不燃であることを確認した上で使用すること。

(4) 溶接・溶断の作業場所近辺に木屑、ぼろ等の可燃性の物が置かれていないこと。

(5) 作業場所は防火シート等により、火気防護養生を実施すること。

(6) 溶接・溶断作業時は火気使用中である旨を表示すること。

(7) 作業の中断および終了後には、最低 3 0 分以上は残り火の確認を実施すること。

(8) 作業場所周辺における開口部の火花養生を徹底すること。

電気作業の遵守事項

電気作業（停電作業・高圧活線作業・高圧活線近接作業・特別高圧活線作業・特別高圧活線近接作業・低圧活線作業・低圧活線近接作業・電気機械器具等）の遵守事項を規定する。

１．法令関係事項

（１）安全衛生教育【安衛則３６】

以下の業務を実施する作業員は、特別教育を受講済であること。

- a．特別高圧、高圧の充電電路または充電電路の支持物の敷設、点検、修理、操作の業務
- b．低圧の充電電路の敷設または修理の業務
- c．配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路の充電部分が露出している開閉器の操作の業務

（２）電気工事の作業を行なう場合の作業指揮等【安衛則３５０】

停電作業、高圧活線作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線作業および特別高圧活線近接作業を行なう作業員には、作業期間・作業内容・電路の系統について周知し、かつ、作業指揮者を定めること。

また、作業指揮者は次の事項を実施すること。

- a．作業員に作業方法および順序を周知し、作業を直接指揮すること。
- b．特別高圧活線近接作業にて活線作業用装置を使用して実施する場合、標識の設置または監視人の配置状態を確認した後に作業着手を指示すること。
- c．電路を開路して作業を行なうときは、停電の状態および開閉器の施錠、通電禁止表示または監視人の配置状態ならびに短絡接地器具の取付け状態を確認した後に作業着手を指示すること。

（３）停電作業を行なう場合の措置【安衛則３３９】

停電作業を行なう場合には、次の措置を講ずること。

- a．開路した開閉器に作業中施錠し、もしくは通電禁止表示し、または監視人を置くこと。
- b．開路した電路が電力ケーブル、電力コンデンサー等を有するときは、安全な方法により残留電荷を確実に放電させること。
- c．開路した電路が高圧または特別高圧の場合は、検電器具により停電を確認し、短絡接地器具を用いて確実に短絡接地すること。
- d．a～cの作業中または作業終了の場合において、開路した電路に通電するときは、作業員に感電の危険がないことおよび短絡接地器具を取り外したことを確認した後に行なうこと。

(4) 断路器等の開路【安衛則３４０】

高圧または特別高圧の電路の断路器、線路開閉器等の開閉器を開路するときは、作業員に当該電路が無負荷であることを確認させること。ただし、当該開閉器に、当該電路が無負荷でなければ開路することができない緊錠装置を設置した場合を除く。

(5) 高圧活線作業【安衛則３４１】

高圧活線作業を行なう場合は、次の措置を講ずること。

- a. 絶縁用保護具を着用させ、電路の現に取り扱っている以外の部分が、接触または接近することにより感電の危険があるものに絶縁用防具を装着させること。
- b. 活線作業用器具を使用させること。
- c. 活線作業用装置を使用させ、現に取り扱っている充電電路と電位を異にする物に労働者の身体、使用している金属性の工具、材料等が接触、接近することにより感電の危険を生じさせないこと。

(6) 高圧活線近接作業【安衛則３４２】

高圧の充電電路に接触し、または当該充電電路に対して頭上距離が３０ｃｍ以内または軀側距離もしくは足下距離が６０ｃｍ以内に接近して感電の危険を生ずるおそれのあるとき、絶縁用防具を装着する。

ただし、作業員に絶縁用保護具を着用させる場合で、保護具を着用する身体の部分以外の部分が感電の危険がない場合を除く。

(7) 絶縁用防具の装着等【安衛則３４３】

高圧活線作業、高圧活線近接作業において、絶縁用防具の装着または取りはずしの作業を作業員に行なわせるときは、絶縁用保護具を着用させ、または活線作業用器具もしくは活線作業用装置を使用させること。

(8) 特別高圧活線作業【安衛則３４４】

特別高圧活線作業を行なう場合は、次の措置を講ずること。

- a. 活線作業用器具を使用させること。この場合、充電電路の使用電圧に応じて接近限界距離を保持すること。
- b. 活線作業用装置を使用させること。この場合、現に取り扱っている充電電路もしくはその支持がいしと電位を異にする物に身体等が接触または接近し、感電の危険を生じさせないこと。

(9) 特別高圧活線近接作業【安衛則３４５】

特別高圧活線近接作業を行なう場合は、次の措置を講ずること。

- a. 活線作業用装置を使用させること。
- b. 充電電路の使用電圧に応じて接近限界距離を保ち、接近限界距離を保ち見やすい箇所に標識等を設け、または監視人による作業監視をさせること。

(10) 低圧活線作業【安衛則３４６】

低圧活線作業を行なう場合は、絶縁用保護具を着用させ、または活線作業用具を使用させること。

(11) 低圧活線近接作業【安衛則３４７】

低圧活線近接作業を行なう場合は、次の措置を講ずること。

- a．絶縁用防具を装着させること。ただし、絶縁用保護具を着用させて作業する場合は、保護具を着用する身体の部分以外の部分が、電路に接触するおそれの無いときを除く。
- b．絶縁用防具の装着または取り外しの作業は、絶縁用保護具の着用、または活線作業用器具を使用すること。

(12) 絶縁用保護具等【安衛則３４８】

絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置、活線作業用器具については、使用目的に適応する種別、材質および寸法のものを使用すること。

(13) 工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止【安衛則３４９】

架空電線または電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業、くい打ち・抜機、移動式クレーン等を使用する作業の作業中または通行の際に感電の危険がある場合には次の措置を講ずること。

- a．当該充電電路を移設すること。
- b．感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- c．当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- d．a～cの措置を講ずることが困難な場合は、監視人を置き、作業を監視させること。

(14) 絶縁用保護具等の定期自主検査【安衛則３５１】

絶縁用保護具等については、６月以内ごとに１回、定期的に絶縁性能について自主検査を行い、記録を３年間保存すること。

(15) 電気機械器具の囲い等【安衛則３２９】

電気機械器具の充電部で、作業員が作業中または接近することにより感電の危険を生ずるおそれのあるものは、囲いまたは絶縁覆いを設けること。

ただし、配電室、変電室等区画された場所で立入禁止措置されたもの、電柱上等はこの限りでない。

(16) 手持型電灯等のガード【安衛則３３０】

移動電線に接続する手持型の電灯、仮設の配線または移動電線に接続する架空つり下げ電燈等には、口金に接触することによる感電の防止、電球の破損による危険防止のため、ガードを取り付けること。

(17) 電気機械器具の操作部分の照度【安衛則３３５】

電気機械器具の操作の際に、感電の危険または誤操作による危険を防止するため、当該電気機械器具の操作部分について必要な照度を保持すること。

(18) 配線等の絶縁被覆【安衛則３３６】

作業員が作業中または通行の際に接触し、または接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するものまたは移動電線は、絶縁被覆が損傷し、または老化していることにより、感電が生ずることを防止する措置を講ずること。

接触危険範囲は、作業または通行者の側方６０ｃｍ以内、作業床、通路面から高さ２ｍ以内である【基発第９９０号（昭和３５年１１月２２日）】。

(19) 移動電線等の被覆又は外装【安衛則３３７】

水その他導電性の高い液体によって湿潤している場所において使用する移動電線、接続器具で、作業員が作業中または通行の際に接触するおそれのあるものについては、被覆または外装が当該導電性の高い液体に対し、絶縁効力を有するものでなければ使用しないこと。

(20) 仮設の配線等【安衛則３３８】

仮設の配線または移動電線を通路面で使用しないこと。

ただし、車両その他の物が通過しても損傷のおそれが無い措置を講じている場合を除く。

(21) 電気機械器具等の使用前点検等【安衛則３５２】

次の電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に点検し、異常を確認した場合には補修または取替えを実施すること。

電気機械器具等の種類	点検項目
溶接棒等のホルダー	絶縁防護部分、ホルダー用ケーブル 接続部の損傷の有無
交流アーク溶接機用電撃防止装置・ 感電防止用漏電しゃ断装置	作動状態
電気機械器具の設置	接地線の切断、設置極の浮上がり等
移動電線および付属する接地器具	被覆・外装の損傷の有無
検電器具	検電性能
短絡接地器具	取付器具、導線の損傷の有無等
絶縁用保護具、防具、活線用作業装置、 器具絶縁用保護具	ひび、割れ、破れ、その他の損傷 および乾燥の状態

(22) 電気機械器具の囲い等の点検等【安衛則３５３】

電気機械器具の囲いおよび絶縁覆いについて、毎月１回以上、その損傷の有無を点検し、異常を認めたときは、補修すること。

２．安全対策

- (1) 作業に必要な機器、工具類は作業場区画内に適切に配置し、点検すること。
- (2) 作業内容に合った工具・測定器等を準備し、欠陥が無いことを点検すること。
- (3) 工具類は絶縁を施したものを使用すること。
- (4) 分電盤の前には資材を集積しないこと。
- (5) 分電盤の扉は施錠できるものとする。
- (6) 「作業中」「投入禁止」等の表示札を掲示すること。

- (7) 雷接近時、降雨、強風等、悪天候のため危険が予想される場合には、作業を中止すること。
- (8) 絶縁用保護具は、型式検定に合格したものを使用すること。
 - a. 電気用安全帽は、頭部を感電、機械的衝撃から守るため使用すること。
 - (a) 使用前に定期自主検査の有効期間、損傷の有無を点検する。あごひもは完全にしめて使用する。
 - b. 電気用ゴム手袋は、手の部分からの感電防止に使用すること。
 - (a) 使用前に空気テストを確実に行う。
 - (b) 袖口を折り曲げて使用しない。
 - (c) 運搬にあたっては、損傷を防止するため材料や工具の下積みにならないようにする。
 - (d) 機械的損傷を防止するために、電気用ゴム手袋の上に保護用の手袋を使用する。
 - c. 電気用ゴム袖、絶縁衣は、腕および肩・背中からの感電を防止するために使用すること。
 - (a) 使用の前に損傷の有無を点検する。
 - (b) 着用した場合、胸部付近が凸部とならないようにする。
 - (c) 袖口は折り曲げずゴム手袋の袖口と重ねる。
 - (d) 火気で乾かしてはいけない。
 - (e) 電線などの端末で損傷しないよう十分注意する。
 - (f) 持ち運びは材料などの下積みにしない。
 - d. 電気用長靴は、足場が通電経路になることを遮断するために使用すること。
 - (a) 使用の前に損傷の有無を点検する。
 - (b) その他は電気用ゴム手袋に準ずる。

有機溶剤取扱作業の遵守事項

有機溶剤取扱作業の遵守事項として規定する。

【解説】本遵守事項は、有機溶剤の取扱いに係る基本的、一般的な遵守事項を法令、通達等の内容を中心にまとめたものである。有機溶剤を取扱っている部署においては、取扱っている物質、作業の状況等に応じて、関係法令ならびに本遵守事項をもとに具体的な取扱い方法について要領類を定めて、それらを関係者に周知し遵守することで危害の防止を図るものとする。

有機則・・・有機溶剤中毒予防規則

1. 有機溶剤取扱作業の安全管理

(1) 有機溶剤作業主任者の選任【有機則 1 9】

屋内作業場またはタンク等では有機溶剤を製造し、または取扱う作業を行うときは、「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者から、有機溶剤作業主任者を選任すること。
また、作業主任者は、作業班ごとまたは交代勤務の場合はシフトごとに選任すること。

(2) 有機溶剤作業主任者の職務【有機則 1 9 の 2、2 6】

有機溶剤作業主任者は次の事項を行うこと。

- a. 作業員が有機溶剤で汚染または吸入しないように、作業方法を決定し作業員を指揮すること。
- b. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置について、1 ヶ月を越えない期間ごとに点検すること。
- c. 保護具の使用状況を確認すること。
- d. タンクの内部で作業するときは、次の措置が講じられていることを確認すること。
 - (a) 作業開始前、タンクのマンホール等の開口部をすべて開放する。
 - (b) 作業員の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたときおよび作業が終了したときは、直ちに身体を洗浄させる。
 - (c) 事故発生時に直ちに避難させることが出来る設備または器具を整備する。
 - (d) 有機溶剤を入れたことのあるタンクについて作業開始前に、有機溶剤等をタンクから排出し、すべての配管から有機溶剤がタンク内部に流入しないようにするとともに、水等で内部を洗浄しその水等を排出し、タンク容積の 3 倍以上の空気を送気し、もしくは排気するか、または水を満たした後その水を排出する。

(3) 作業主任者の氏名等の周知【安衛則 1 8】

作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の会社名、氏名、その者に行わせる事項および社名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知すること。

(4) 局所排気装置の定期自主検査【有機則 20、21】

局所排気装置を1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行い、その記録を3年間保存すること。

(5) 点 検【有機則 22】

局所排気装置を初めて使用するとき、もしくは分解して改造または修理を行ったときは、ダクトおよび排風機等の状態ならびに性能について点検を行うこと。

(6) 補 修【有機則 23】

局所排気装置の定期自主検査または点検により、異常を認めたときは、直ちに補修を行うこと。

(7) 設備の設置、移転、主要構造部分の変更の届出【安衛法 88、安衛則 86】

次の設備の設置、移転、主要構造部分の変更を行う場合、法令で定める所定の様式に表－1に示す内容を記載した書面および同表に示す図面等を添えて、当該工事の開始日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出すること。

- a. 有機則第5条または第6条に定める有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置（移動式のものを除く。）

（表－1：設備の設置等の届出が必要な有機溶剤関連設備）

【解説】この届出は、労働安全衛生マネジメントシステムを実施し、所定の条件を満たしていることについて、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合には、免除される。

2. 作業環境測定

(1) 作業環境測定の実施【有機則 28】

第一種または第二種の有機溶剤を取扱う業務を行う屋内作業場では、6ヶ月以内ごとに1回、定期に当該有機溶剤の濃度を測定すること。

(2) 作業環境測定の記録

【有機則 28】

前項の規定により測定を行ったときは、その都度次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- a. 測定日時
- b. 測定方法
- c. 測定箇所
- d. 測定条件
- e. 測定結果
- f. 測定を実施した者の氏名
- g. 測定結果に基づいて当該物質による作業員の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

(3) 測定結果の評価【有機則 28条の2】

作業環境の測定結果について作業環境評価基準に従って、第一管理区分、第二管理区分または第三管理区分に区分して評価し、その結果について次の事項を記録し、これを3年間保存すること。

- a. 評価日時
 - b. 評価個所
 - c. 評価結果
 - d. 評価を実施した者の氏名
- (4) 作業環境測定結果の公開【製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（平成18年8月1日付け基発第0801010号）】
- 作業環境の測定結果および評価結果の記録を当該場所で作業をする関係請負人に対し文書で提示する。

3. 健康診断

- (1) 健康診断【有機則29、30の2】
- 屋内作業場等（第三種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部に限る。）における有機溶剤業務に作業員に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際およびその後6ヶ月以内ごとに一回、定期的に健康診断を行うこと。
- (2) 緊急診断【有機則30の4】
- 作業者が有機溶剤により著しく汚染され、またはこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該作業員に医師による診察または処置を受けさせること。
- (3) 健診に関する詳細
- 有機溶剤業務に係る健康診断に関する詳細は、有機則別表による。

4. 保護具等、事故対応

- (1) 保護具の数等【有機則33の2、34】
- 有機溶剤取扱作業を実施する場所において、有機溶剤蒸気の発散源を密閉する設備および局所排気装置を設けずに作業を実施する場合には、作業者の人数と同数以上の送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを備え、常時有効かつ清潔に保持すること。
- (2) 事故の場合の退避等【有機則27】
- a. タンク等の内部において、有機溶剤業務に作業員に従事させる場合、次のいずれかの事項に該当する事故が発生し、有機溶剤による中毒の発生のおそれがあるときは、直ちに作業を中止し、作業員を当該事故現場から退避させること。
 - (a) 当該有機溶剤業務を行う場所を換気するために設置した局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置の機能が故障等により低下し、または失われたとき。
 - (b) 当該有機溶剤業務を行う場所の内部が有機溶剤等により汚染される事態が生じたとき。
 - b. 前項の事故が発生し作業を中止したときは、当該事故現場の有機溶剤等による汚染が除去されるまで、作業員を当該事故現場に立ち入らせてはならない。

ただし、安全な方法によって、人命救助または危害防止に関する作業をさせるときは、この限りではない。

(3) 事故現場の標識の統一等

【安衛則 6 4 3 の 4】

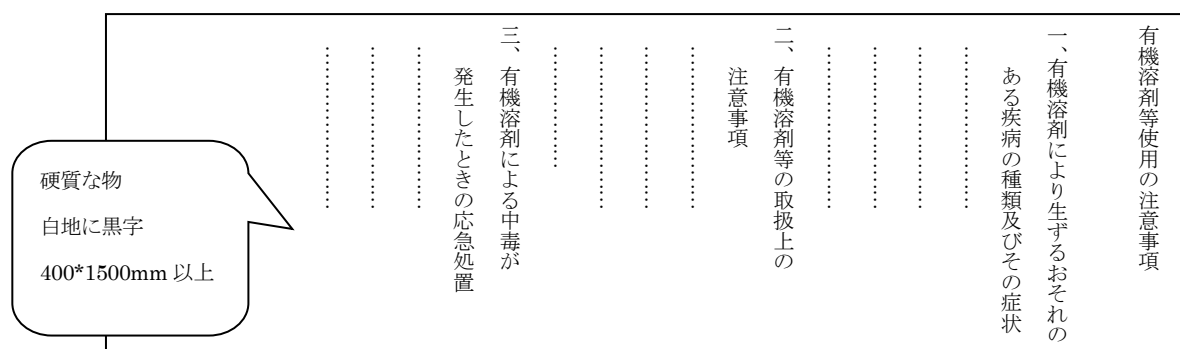
事業者は、有機溶剤業務を行う場所において、設備の故障または有機溶剤により汚染される事態が生じた場合、事故現場等の標識を統一的に定め、関係請負人に周知するとともに、必要がある者以外を立ち入らせてはならない。

5. 作業場所への表示、掲示

(1) 掲示【有機則 2 4】

有機溶剤取扱作業を実施する場所には、次の事項について見易い場所に掲示し、作業者が容易に知ることができるようにすること。

- a. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状
- b. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
- c. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置
- d. 次に掲げる場所にあつては有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨および使用すべき呼吸用保護具
 - (a) 有機則第 13 条の 2 第 1 項の許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
 - (b) 有機則第 13 条の 3 第 1 項の許可に係る作業場であつて、有機則第 28 条第 2 項の測定の結果の評価が第 28 条の 2 第 1 項の第一管理区分でなかった作業場および第一管理区分を維持できないおそれのある作業場
 - (c) 有機則第 18 条の 2 第 1 項の許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
 - (d) 有機則第 38 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
 - (e) 有機則第 32 条第 1 項各号に掲げる業務を行う作業場
 - (f) 有機則第 33 条第 1 項各号に掲げる業務を行う作業場



(2) 有機溶剤等の区分の表示【有機則 2 5】

有機溶剤取扱作業を実施する場所において有機溶剤等の区分を見易い場所へ掲示し、作業者が容易に知ることができるようにすること。

- a. 第一種有機溶剤等：赤
- b. 第二種有機溶剤等：黄
- c. 第三種有機溶剤等：青

(3) 容器への表示・確認等

表示対象物質に指定されている有機溶剤を購入した際、次の事項について確認または表示を行うこと。

- a. 当該容器にGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく所定の絵表示がなされていることの確認。
- b. 当該物質を小分けする場合の小分け容器への同様の表示。
- c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡する場合の容器への同様の表示。

(4) SDSによる情報提供

有機溶剤を購入または譲渡・提供する場合は、次の事項を行うこと。

- a. 購入時SDSを確認し、不備があれば修正を求める。
- b. SDS受領にあたっては書面または電子データにて入手する。
- c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、併せて当該SDSを提供する。
- d. 当該物質の取扱いに係るSDSは、納入者または製造者から入手したSDSを用いる。

【解説】同一物質に対するSDSであっても製造者により記載内容が異なることから、納入者または製造者のSDSを利用するものとする。

(5) 情報等の周知【安衛法57の2】

次の事項について作業場所に常時掲示し、または備え付けることにより作業者に分かり易い方法で作業者に周知すること。

なお、周知にあたってはGHS、SDS等の表示または文書を利用すること。

- a. 名称
- b. 成分およびその含有量
- c. 物理的および化学的性質
- d. 人体に及ぼす作用
- e. 貯蔵または取扱い上の注意
- f. 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- g. 危険性または有害性の要約
- h. 安定性および反応性
- i. 適用される法令
- j. 当該作業において注意すべき安全衛生に関する事項
- k. 当該作業について講じた安全衛生を確保するための措置

6. 資機材

(1) 有機溶剤等の貯蔵【有機則35】

有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみだし、または発散するおそれのないふたまたは栓をした堅固な容器を用いるとともに、貯蔵場所には次の設備を設けること。

- a. 関係者以外の者が立ち入ることを防ぐ設備
 - b. 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備
- (2) 空容器の処理【有機則 3 6】
- 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、容器を密閉するか、または容器を屋外の一定の場所に集積しておくこと。
- (3) 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一【安衛則 6 4 1、6 4 3 の 5】
- 事業者は、その作業員および関係請負人の作業員の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるときは、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これを周知すること。

7. 作業方法

- (1) タンク内作業【有機則 2 6】
- タンクの内部において有機溶剤業務に作業員を従事させる場合、次の措置を講じること。
- a. 作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部をすべて開放すること。
 - b. 作業員の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、および作業が終了したときは、直ちに作業員に身体を洗浄させ、汚染を除去させること。
 - c. 事故が発生したときにタンクの内部の作業員を直ちに退避させることができる設備または器具等を整備しておくこと。
 - d. 前各号に掲げる措置のほか、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、作業開始前に、次の措置を講ずること。
 - (a) 有機溶剤等をタンクから排出し、かつ、タンクに接続するすべての配管から有機溶剤等がタンクの内部へ流入しないようにすること。
 - (b) 水または水蒸気等を用いてタンクの内壁を洗浄し、かつ、洗浄に用いた水または水蒸気等をタンクから排出すること。
 - (c) タンク容積の 3 倍以上の空気を送気し、もしくは排気するか、またはタンクに水を満たした後、その水をタンクから排出すること。
- (2) 有機溶剤のリスト活用
- 有機溶剤を使用するときは、表－ 2 に示すリストを事前確認し活用すること。
- (3) スプレー缶等による作業
- 有機溶剤を含むスプレー缶等を使用した作業時には次の事項に注意すること。
- なお、短時間で終了する作業についてはこの限りではない。
- a. SDS を入手すること。
 - b. 監督者は取扱上の注意事項について熟読し、作業着手前に作業員に対して説明するとともに指示を出すこと。
 - c. 当該作業における主任者名、主任者の職務等を他の作業員に見やすい箇所に掲示する。

8. 定期自主検査

(1) 自主検査の周期と内容【有機則 20、20 条の 2】

局所排気装置等については、1 年以内ごとに 1 回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行うこと。

なお、1 年を超える期間使用しない場合は、定期自主検査を行う必要はないが、再びその使用を開始する際には、各事項について自主検査を行うこと。

a. 局所排気装置

- (a) フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無およびその程度
- (b) ダクト、送風機および排風機におけるじんあいのたい積状態
- (c) 排風機の注油状態
- (d) ダクトの接続部における緩みの有無
- (e) 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態
- (f) 吸気および排気的能力
- (g) 性能を保持するため必要な事項

b. プッシュプル型換気装置

- (a) フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無およびその程度
- (b) ダクト、送風機および排風機におけるじんあいのたい積状態
- (c) 送風機および排風機の注油状態
- (d) ダクトの接続部における緩みの有無
- (e) 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態
- (f) 送気、吸気および排気的能力
- (g) 性能を保持するため必要な事項

(2) 定期自主検査の記録【有機則 21】

定期自主検査を行った場合、次の事項を記録し 3 年間保存すること。

- (a) 検査年月日
- (b) 検査方法
- (c) 検査箇所
- (d) 検査の結果
- (e) 検査を実施した者の氏名
- (f) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容

9. 化学物質取扱に係る作業上の注意等

次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質の SDS によって確認すること。

(1) 作業前確認

- a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。

- b. 保護具は化学物質、危険物に応じた適切なものを着用し、目詰まり、捕集効率の劣化したものは使用しないこと。
 - c. 配管・バルブ等の解体作業時は、事前に系統の隔離済み（隔離票の確認）を確認すること。
 - d. 必要以上の化学物質を持ち込まないよう予め計画すること。
 - e. シャワー、手洗い、洗眼器、水栓、担架および救急用具、消火器、退避経路等を確認すること。
- (2) 作業中確認
- a. 保守・解体工事等において、塔槽類、配管類等の残圧、残液の確認をすること。

【重要】過去の災害、事故の経験を踏まえ、機器・配管・弁等の内側には残液が付着しているものと予め認識し、作業方法および防護装備を充実させること。

- b. 作業中は、着用した保護具を自己判断で絶対に外さないこと。
外す場合は、必ず作業監理責任者または現場指揮者の指示に従うこと。
 - c. 化学薬品を希釈する場合は、原則、水に薬品を加えること。
 - d. 化学薬品で汚れた手袋では、絶対に他の機器、配管に触らないこと。
 - e. 換気を実施し、換気装置の運転状況を逐一監視すること。
 - f. 容器には、作業日付、監理部署名、作業者氏名、物質・成分名等を明記すること。
また、使用中でないものには必ずふたをすること。
 - g. 混触危険性のある物質は、距離を離して置くこと。
 - h. できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入を避けること。
 - i. できるだけ化学物質等を皮膚に触れないようにすること。
- (3) 化学物質等を吸入した場合の応急措置
- a. 直ちに、医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
 - b. 呼吸障害は遅れて発症することがあるので、必ず医師の診断を受ける。
 - c. 至急、新鮮な空気のある場所に移し安静にする。
 - d. 毛布等で保温し、呼吸が楽になるよう衣服を緩める。
- (4) 化学物質等を飲み込んだ場合の応急措置
- a. 直ちに、医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
 - b. 吐き気があれば、吐しゃ物が肺や気管支に流れ込まないように体と顔を横向きにして吐かせる。ただし、化学物質等の性質にもよるため、SDS等で処置を確認してから吐かせること。
また、吐しゃ物は可能であればビニール袋等に回収する。
- (5) 化学物質等が身体表面についた場合の応急措置
- a. 至急、大量の流水で15分以上洗う。
 - b. 目に入った場合は、流水で隅々まで洗眼する。洗眼は少なくとも15分以上行う。
コンタクトレンズは可能であれば外す。ただし、固着やただれがある場合、無理に外さない。

- c. 衣服についた場合は、衣服の上から多量の流水をかける。
(硝酸、水酸化ナトリウム等が染み込んで、皮膚の汚染面積の拡大に注意する。)
 - d. 皮膚を傷つけないように慎重に、先端が丸いハサミやカッターで衣服をはがす。
 - e. 念のため、必ず医師の診断を受ける。受診の際には、S D S等の資料を持参する。
- (6) 緊急時の医療スタッフへの連絡
- 発生後、直ちに緊急医療チーム専用電話へ電話し、医療スタッフの助言と指示に従うこと。

【解説】 緊急医療チーム専用電話とは、医療スタッフへ直接連絡が取れる専用回線である。

内線：(9 6) 7 7 7 7 外線：0 1 7 5－7 1－2 5 7 7

表－ 1 設備の設置等の届出が必要な有機溶剤関連設備

※労働安全衛生規則 別表第 7 に規定される機械等

機械等の種類	事 項	図面等
有機則第 5 条または第 6 条の有機溶剤（※ 1）の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置（移動式のものを除く。）	有機溶剤業務（※ 2）の概要	①設備等の図面 ②有機溶剤業務を行う作業場所の図面 ③局所排気装置にあつては局所排気装置摘要書（様式第 2 5 号） ④プッシュプル型換気装置にあつてはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第 2 6 号）
	有機溶剤（※ 3）の蒸気の発散源となる機械または設備の概要	
	有機溶剤の蒸気が発散の抑制の方法	
	有機溶剤の蒸気が発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式および当該設備の主要部分の構造の概要	
	全体換気装置にあつては、型式、当該装置の主要部分の構造の概要およびその機能	

※ 1 有機則第 5 条または第 6 条の有機溶剤：第一種、第二種、第三種有機溶剤等をいう。

※ 2 有機溶剤業務：有機則第 1 条第 1 項第 6 号に掲げる有機溶剤業務をいう。

※ 3 有機溶剤：令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤をいう。

表－ 2 有機溶剤リスト【施行令別表第 6 の 2】

- 1 アセトン
- 2 イソブチルアルコール
- 3 イソプロピルアルコール
- 4 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
- 5 エチルエーテル
- 6 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
- 8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
- 9 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- 10 オルト－ジクロルベンゼン
- 11 キシレン
- 12 クレゾール
- 13 クロルベンゼン
- 14 削除
- 15 酢酸イソブチル
- 16 酢酸イソプロピル
- 17 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
- 18 酢酸エチル
- 19 酢酸ノルマルブチル
- 20 酢酸ノルマルプロピル
- 21 酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸ノルマルアミル）
- 22 酢酸メチル
- 23 削除
- 24 シクロヘキサノール
- 25 シクロヘキサノン
- 26 削除
- 27 削除
- 28 1・2－ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
- 29 削除
- 30 N・N－ジメチルホルムアミド
- 31 削除
- 32 削除
- 33 削除
- 34 テトラヒドロフラン
- 35 1・1・1－トリクロルエタン
- 36 削除
- 37 トルエン
- 38 二硫化炭素
- 39 ノルマルヘキサン
- 40 1－ブタノール
- 41 2－ブタノール
- 42 メタノール
- 43 削除
- 44 メチルエチルケトン
- 45 メチルシクロヘキサノール
- 46 メチルシクロヘキサノン
- 47 メチルノルマルブチルケトン
- 48 ガソリン
- 49 コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
- 50 石油エーテル
- 51 石油ナフサ
- 52 石油ベンジン
- 53 テレビン油
- 54 ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
- 55 前各号に掲げる物のみから成る混合物

特定化学物質取扱作業の遵守事項

特定化学物質等取扱作業の遵守事項として規定する。

【解説】本遵守事項は、特定化学物質等の取扱いに係る基本的、一般的な遵守事項を法令、通達等の内容を中心にまとめたものである。特定化学物質等を取扱っている部署においては、取扱っている物質、作業の状況等に応じて、関係法令ならびに本遵守事項をもとに具体的な取扱い方法について要領類を定めて、それらを関係者に周知し遵守することで危害の防止を図るものとする。

特化則・・・特定化学物質障害予防規則

1. 特定化学物質等取扱作業の安全管理

(1) 特定化学物質作業主任者の選任【特化則 2 7】

特定化学物質等を製造し、または取扱う作業を行うときは、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、「有機溶剤作業主任者技能講習」）の修了者から、特定化学物質作業主任者を選任すること。

また、作業主任者は、作業班ごとまたは交代勤務の場合はシフトごとに選任すること。

(2) 特定化学物質作業主任者の職務【特化則 2 8】

特定化学物質作業主任者は次の事項を行うこと。

- a. 作業者が特定化学物質等により汚染され、またはこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、作業者を指揮すること。
- b. 局所排気装置等の作業者が健康障害を受けることを予防するための局所排気装置等の装置について1ヶ月を超えない期間ごとに点検すること。
- c. 保護具の使用状況を監視すること。
- d. タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、9. (1)において準用する「有機溶剤取扱作業の遵守事項」に定める「タンク内作業」各号の措置が講じられていることを確認すること。

(3) 作業主任者の氏名等の周知【安衛則 1 8】

作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の会社名、氏名、その者に行わせる事項および社名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知すること。

この場合、腕章または特別な帽子であっても差支えないものとする。

(4) 作業のための規程の制定【特化則 2 0】

特定化学設備またはその附属設備を使用して作業を行うときは、当該特定化学設備またはその附属設備に関し、次の事項について、第三類物質等の漏えいを防止するため必要な規程・マニュアル類を定め、これにより作業を行わせること。

- a. バルブ、コック等（特定化学設備に原材料を送給するとき、および特定化学設備から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作
- b. 冷却装置、加熱装置、攪拌（読み：かくはん）装置および圧縮装置の操作
- c. 計測装置および制御装置の監視および調整
- d. 安全弁、緊急遮断装置その他の安全装置および自動警報装置の調整
- e. ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における第三類物質等の漏えいの有無についての点検
- f. 試料の採取
- g. 管理特定化学設備にあっては、その運転が一時的または部分的に中断された場合の運転中断中および運転再開時における作業の方法
- h. 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- i. 前各号に掲げるもののほか、第三類物質等の漏えいを防止するため必要な措置

【解説】特定化学設備・・・特定第二類物質もしくは第三類物質を製造または取扱う設備（移動式を除く）。【施行令 9 条の 3】

管理特定化学設備・・・特定化学設備のうち発熱反応が行われる反応槽（そう）等で、異常化学反応等により第三類物質等が大量に漏えいするおそれのあるもの。

【特化則 18 条の 2】

(6) 作業の記録【特化則 38 の 4】

特別管理物質を取扱う作業場における作業者について、1 ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを 30 年間保存するものとする。

- a. 作業者の氏名
- b. 従事した作業の概要および当該作業に従事した期間
- c. 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要および講じた応急の措置の概要

なお、1・3 ブタジエン等および硫酸ジエチル等を取扱う作業場所における作業者についても、上記に類似の記録が必要。（詳細は、特化則第 38 条の 17、第 38 条の 18 に拠ること。）

(7) 設備の設置、移転、主要構造部分の変更の届出【安衛法 88、安衛則 86】

次の設備の設置、移転、主要構造部分の変更を行う場合、法令で定める所定の様式に表－1 に示す内容を記載した書面および同表に示す図面等を添えて、当該工事の開始日の 30 日前までに、所轄労働基準監督署長に提出すること。

- a. 特定化学物質の内、第一類物質または特定第二類物質等を製造する設備
- b. 特定化学設備およびその附属設備
- c. 特定第二類物質または管理第二類物質のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備
- d. 排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの
- e. 排液処理装置
- f. 1・3 ブタジエン等に係る発散抑制の設備
- g. 硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備

【解説】この届出は、労働安全衛生マネジメントシステムを実施し、所定の条件を満たしていることについて、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合には、免除される。【労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について（平成１８年２月２４日付け基発第０２２４００３号）】

２．作業環境測定

（１）作業環境測定の実施【特化則３６】

第一類および第二類の特定化学物質を取扱う作業場においては、６ヶ月以内ごとに一回、定期的に、第一類物質（令別表第３第１号８に掲げる物を除く。）または第二類物質（特化則別表第１に掲げる物を除く。）の空気中における濃度を測定すること。

（２）作業環境測定結果の記録【特化則３６】

前項の規定により測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを３年間保存すること。

また、測定対象物質が特別管理物質の場合の保存年数は３０年間とする。

- a．測定日時
- b．測定方法
- c．測定箇所
- d．測定条件
- e．測定結果
- f．測定を実施した者の氏名
- g．測定結果に基づいて当該物質による作業者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

（３）測定結果の評価【特化則３６の２】

作業環境の測定結果について作業環境評価基準に従って、第一管理区分、第二管理区分または第三管理区分に区分して評価し、その結果について次の事項を記録し、これを３年間保存すること。

また、測定対象物質が特別管理物質の場合の保存年数は３０年間とする。

- a．評価日時
- b．評価箇所
- c．評価結果
- d．評価を実施した者の氏名

【解説】測定記録の保存年数が３０年の物で、評価の保存年数が３０年ではない物もあるが、管理を単純化にするため特別管理物質については、測定記録も評価の記録も３０年としている。

（４）作業環境測定結果の公開【製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（平成１８年８月１日付け基発第０８０１０１０号）】

作業環境の測定結果および評価結果の記録を当該場所で作業をする関係請負人に対し文書で提示する。

3. 健康診断

(1) 健康診断【安衛法 6 6、施行令 2 2、特化則 3 9 等】

- a. 第一類および第二類の特定化学物質(エチレンオキシドは除く)を取扱う業務に従事する従業員に対し、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際およびその後 6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行うこと。(ただし、ホルムアルデヒドを取扱う従業員に対しては、一般健康診断を 6 ヶ月ごとに行う)
- b. 第 2 2 条第 2 項に定められている物質の取扱いに従事した従業員で、現に在籍している従業員に対し、定期的に健康診断を行うこと。

【解説】施行令第 2 2 条第 2 項に定められる物質は、長期的に影響が出てくる物質であり、業務を離れてからも在籍中は健康診断の実施が要求されている。

(2) 歯科医師による健康診断【安衛法 6 6、施行令 2 2、安衛則 4 8】

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する作業員に対して、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際およびその後は 6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に歯科医師による健康診断を行うこと。

(3) 緊急診断【特化則 4 2】

特定化学物質が漏えいした場合において、作業員が当該特定化学物質により汚染され、または当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該作業員に医師による診察または処置を受けさせること。

(4) 健診に関する詳細

特定化学物質等取扱作業に係る健康診断に関する詳細は、特化則別表第 3 による。

4. 保護具等、事故対応

(1) 救護組織等【特化則 2 6】

特定化学設備を設置する場所については、漏えいしたときに備え、救護組織を確立し訓練等を実施すること。

(2) 呼吸用保護具【特化則 4 3】

特定化学物質等を製造し、取扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気または粉じんを吸入することによる作業員の健康障害を予防するために必要な呼吸用保護具を備えること。

(3) 保護衣等【特化則 4 4】

特定化学物質等で皮膚に障害を与え、もしくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取扱う作業またはこれらの周辺で行われる作業に従事する作業員に使用させるため、不浸透性の保護衣、保護手袋および保護長靴ならびに塗布剤を備え付けること。

(4) 保護具の数等【特化則 4 5】

呼吸用保護具、保護衣等について、作業員の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

(5) 事故時の場合の退避等【特化則 2 3】

- a. 第三類物質等が漏えいした場合において作業者が健康障害を受けるおそれのあるときは、作業者を作業場等から退避させること。
- b. 前項の場合には、作業者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示すること。

5. 作業場所への表示、掲示

(1) 立入禁止措置【特化則 2 4】

次の作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見易い箇所に表示すること。

- a. 第一類物質または第二類物質を取扱う作業場
- b. 第三類物質等を合計 1 0 0 リットル以上取扱うもの

【解説】 合計 1 0 0 リットル以上取扱うものとは、作業場における第三類物質の最大停滞量が、1 5℃、1 気圧において、液状のものであれば 1 0 0 リットル以上であり、気体状のものであれば 5 0 立方メートル以上である。

(2) 作業場所への掲示【特化則 3 8 の 3】

「特定化学物質」を取扱う作業場に、次の事項を作業に従事する作業者が見易い箇所に掲示すること。

- a. 特定化学物質の名称
- b. 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状
- c. 特定化学物質の取扱い上の注意事項
- d. 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならない旨および使用すべき保護具等
 - (a) 特化則第 6 条の 3 第 1 項の許可に係る作業場であつて、特化則第 3 6 条第 1 項の測定の結果の評価が特化則第 3 6 条の 2 第 1 項の第一管理区分でなかった作業場および第一管理区分を維持できないおそれのある作業場
 - (b) 特化則第 3 6 条の 3 第 1 項の場所
 - (c) 特化則第 3 8 条の 7 第 1 項第 2 号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
 - (d) 特化則第 3 8 条の 1 3 第 3 項第 2 号に該当する場合において、同条第 4 項の措置を講ずる作業場
 - (e) 特化則第 3 8 条の 2 0 第 2 項各号に掲げる作業を行う作業場
 - (f) 特化則第 3 8 条の 2 1 第 1 項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場
 - (g) 特化則第 3 8 条の 2 1 第 7 項の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場

なお、1・3 ブタジエン等および硫酸ジエチル等を取扱う作業場所においても、上記に類似の掲示を行うこと。(詳細は、特化則 第 3 8 条の 1 7、第 3 8 条の 1 8 に拠ること。)

(3) 作業場入口への掲示

設備の補修、点検等のため特定化学物質を使用している設備の開放を行う場合、または特定化学物質を取扱う場合において、作業場入口の見やすい箇所に次の事項を掲示すること。

- a. 主に取扱う特定化学物質の名称
- b. 入室時の注意事項もしくは立入禁止表示
- c. 管理会社名および管理責任者名

(4) 容器等への取扱い上の注意事項の表示・確認【安衛法 5 7、特化則 2 5 他】

特定化学物質を購入した際、次の事項について確認または表示を行うこと。

- a. 当該容器に GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく所定の絵表示がなされていることの確認。
- b. 当該物質の容器または包装の見易い箇所に物質名、人体に及ぼす作用ならびに貯蔵または取扱い上の注意事項を表示すること。
- c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人）に譲渡する場合の容器への同様の表示。

(5) SDS による情報提供

特定化学物質を購入または譲渡・提供する場合は、次の事項を行うこと。

- a. 購入時、SDSを確認し、不備があれば修正を求める。
- b. SDSの入手にあたっては書面および電子データにて入手する。
- c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、併せて当該 SDS を提供する。
- d. 当該物質の取扱いに係る SDS を作業者に分かり易い方法で作業場所に掲示あるいは常備する。
- e. 当該物質の取扱いに係る SDS は、納入者または製造者から入手した SDS を用いる。

【解説】同一物質に対する SDS であっても製造者により記載内容が異なることから、納入者または製造者の SDS を利用するものとする。

(6) 情報等の周知【安衛法 5 7 の 2、1 0 1】

次の事項について作業場所に常時掲示し、または備え付けることにより作業者に分かり易い方法で作業者に周知すること。

なお、周知にあたっては GHS、SDS 等の表示または文書を利用すること。

- a. 名称
- b. 成分およびその含有量
- c. 物理的および化学的性質
- d. 人体に及ぼす作用
- e. 貯蔵または取扱い上の注意
- f. 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- g. 危険性または有害性の要約
- h. 安定性および反応性

- i. 適用される法令
- j. 通知を行う者の氏名（法人にあってはその名称）、住所および電話番号
- k. その他参考となる事項

(7) バルブ等の開閉方向の表示等【特化則 1 5】

特定化学設備のバルブまたはこれら进行操作するためのスイッチ等について、誤操作による漏えいを防止するため、次の措置を講じること。

- a. 開閉の方向表示
- b. 色分け、形状による区分等（ただし、色分けのみでは不可）

(8) 送給原材料等の表示【特化則 1 7】

誤操作による漏えい等を防止するため、作業者が見易い位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

6. 資機材

(1) ぼろ等の処理【特化則 1 2 の 2】

特定化学物質等により汚染されたぼろ、紙くず等について、作業者の汚染防止のため、ふたまたは栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じること。

(2) 容器等【特化則 2 5】

特定化学物質等を運搬または貯蔵するときは、次の措置を講じること。

- a. 特定化学物質等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、または確実な包装をすること。
- b. 容器または包装の見易い箇所に物質名および取扱い上の注意事項を表示すること。
- c. 保管は一定の場所を定めておくこと。
- d. 特定化学物質等の運搬、貯蔵のために使用した容器または包装については、当該物が発散しないような措置を講じ、保管するときは一定の場所を定め、集積すること。
- e. 集積場所の見易い箇所に当該物質管理者名、当該物質名、集積量を表示すること。
- f. 特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。
 - (a) 関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備
 - (b) 特別有機溶剤または有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備

7. 作業方法

(1) 設備の改造等の作業【特化則 2 2】

特定化学物質を取扱い、もしくは貯蔵する設備または特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業またはこれらの設備の内部に立ち入る作業を行うときは、次の措置を講じること。

また、当該特定化学物質が滞留するおそれのない場合で当該設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときの措置については、次の項目のうち、a、b、e、f、i、jのみ適用すること。

- a. 作業の方法および順序を決定し、あらかじめ、作業者へ周知すること。
 - b. 特定化学物質による作業者の健康障害の予防について、必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させること。
 - c. 作業を行う設備から特定化学物質を確実に排出し、かつ、当該設備に接続しているすべての配管から作業箇所に特定化学物質が流入しないようバルブ、コック等を二重に閉止し、またはバルブ、コック等を閉止するとともに閉止板等を施すこと。
 - d. 閉止したバルブ、コック等または施した閉止板等は、施錠し、これらを開放してはならない旨を見易い箇所に表示し、または監視人を置くこと。
 - e. 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものをすべて開放すること。
 - f. 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。
 - g. 測定その他の方法により、作業を行う設備の内部について、特定化学物質に作業者が健康障害を受けるおそれのないことを確認すること。
 - h. 閉止板等を取り外す場合において、特定化学物質が流出するおそれのあるときは、あらかじめ、当該閉止板等とそれに最も近接したバルブ、コック等との間の特定化学物質の有無を確認し、必要な措置を講ずること。
 - i. 非常の場合は、直ちに作業を行う設備の内部の作業者を退避させるための器具その他の設備を備えること。
 - j. 作業者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。
- (2) 特定化学物質等の事前確認
法令により定められる特定化学物質等を事前確認し活用すること。
- (3) スプレー缶等による作業
特定化学物質を含むスプレー缶等を使用した作業時には次の事項に注意すること。
なお、短時間で終了する作業についてはこの限りではない。
- a. SDSを入手すること。
 - b. 監督者は取扱上の注意事項について熟読し、作業着手前に作業員に対して説明するとともに指示を出すこと。
 - c. 当該作業における主任者名、主任者の職務等を他の作業員に見やすい箇所に掲示する。

8. 定期自主検査

(1) 自主検査の周期と内容【特化則 29, 30】

1年以内毎に1回、定期的に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行うこと。

なお、1年を超える期間使用しない場合は、定期自主検査を行う必要はないが、再びその使用を開始する際には、各事項について自主検査を行うこと。

a. 局所排気装置

- (a) フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無およびその程度

- (b) ダクトおよび排風機におけるじんあいのたい積状態
 - (c) ダクトの接続部における緩みの有無
 - (d) 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態
 - (e) 吸気および排気的能力
 - (f) 性能を保持するため必要な事項
 - b. プッシュプル型換気装置
 - (a) フード、ダクトおよびファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無およびその程度
 - (b) ダクトおよび排風機におけるじんあいのたい積状態
 - (c) ダクトの接続部における緩みの有無
 - (d) 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
 - (e) 送気、吸気および排気的能力
 - (f) 性能を保持するため必要な事項
 - c. 除じん装置、排ガス処理装置および排液処理装置
 - (a) 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無およびその程度
 - (b) 除じん装置または排ガス処理装置にあっては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態
 - (c) ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損またはろ材取付部等の緩みの有無
 - (d) 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否
 - (e) 処理能力
 - (f) 性能を保持するため必要な事項
- (2) 特定化学設備またはその附属設備の定期自主検査【特化則 3 1】
- 特定化学設備またはその附属設備については、2 年以内毎に 1 回、定期に、次の各号に掲げる事項について自主検査を行うこと。
- なお、2 年を超える期間使用しない場合は定期自主検査を行う必要はないが、再びその使用を開始する際には、各事項について自主検査を行うこと。
- a. 特定化学設備または附属設備（配管を除く。）
 - (a) 設備の内部にあってその損壊の原因となるおそれのある物の有無
 - (b) 内面および外面の著しい損傷、変形および腐食の有無
 - (c) ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態
 - (d) 安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置および自動警報装置の機能
 - (e) 冷却装置、加熱装置、攪拌(かくはん)装置、圧縮装置、計測装置および制御装置の機能
 - (f) 予備動力源の機能
 - (g) 特定第二類物質または第三類物質の漏えいを防止するため必要な事項
 - b. 配管については、次に掲げる事項
 - (a) 溶接による継手部の損傷、変形および腐食の有無
 - (b) フランジ、バルブ、コック等の状態

(c) 配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の損傷、変形および腐食の有無

(3) 定期自主検査の記録【特化則 3 2】

定期自主検査を行った場合、次の事項を記録し 3 年間保存すること。

- (a) 検査年月日
- (b) 検査方法
- (c) 検査箇所
- (d) 検査の結果
- (e) 検査を実施した者の氏名
- (f) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときはその内容

9. 特殊な作業等の管理

(1) 特別有機溶剤等に係る措置【特化則 3 8 の 8】

特別有機溶剤業務に係る作業については、「有機溶剤取扱作業の遵守事項」 1. (3) から(6)、4. (1)から(2)、5. (1)から(4)、7. (1)および8. の規定を準用する。
この場合において、「有機溶剤」を「特別有機溶剤」と読み替えるものとする。

(2) 金属アーク溶接等作業に係る措置【特化則 3 8 の 2 1】

- a. 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（以下、「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による喚起の実施またはこれと同等以上の措置を講じること。この場合において、特化則第 5 条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等において発生するガス、蒸気もしくは粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。
- b. 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、または当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定すること。
- c. 前項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じること。
- d. 前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、b. の作業場について、同行の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定すること。
- e. 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- f. 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての b. および d. の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

- g. 前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。
- h. b. または d. の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録し、それを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなった日から起算して三年間保存すること。
 - (a) 測定日時
 - (b) 測定方法
 - (c) 測定箇所
 - (d) 測定条件
 - (e) 測定結果
 - (f) 測定を実施した者の氏名
 - (g) 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
 - (h) 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要
- i. 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上掃除すること。
- j. 労働者は、e. または f. の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用すること。

10. 化学物質取扱に係る作業上の注意等

次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。

(1) 作業前確認

- a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。
- b. 保護具は化学物質、危険物に応じた適切なものを着用し、目詰まり、捕集効率の劣化したものは使用しないこと。
- c. 配管・バルブ等の解体作業時は、事前に系統の隔離済み（隔離票の確認）を確認すること。
- d. 必要以上の化学物質を持ち込まないよう予め計画すること。
- e. シャワー、手洗い、洗眼器、水栓、担架および救急用具、消火器、退避経路等を確認すること。

(2) 作業中確認

- a. 保守・解体工事等において、塔槽類、配管類等の残圧、残液の確認をすること。

【重要】 過去の災害、事故の経験を踏まえ、機器・配管・弁等の内側には残液が付着しているものと予め認識し、作業方法および防護装備を充実させること。

- b. 作業中は、着用した保護具を自己判断で絶対に外さないこと。
外す場合は、必ず作業監理責任者または現場指揮者の指示に従うこと。
 - c. 化学薬品を希釈する場合は、原則、水に薬品を加えること。
 - d. 化学薬品で汚れた手袋では、絶対に他の機器、配管に触らないこと。
 - e. 換気を実施し換気装置の運転状況を逐一監視すること。
 - f. 容器には、作業日付、監理部署名、作業者氏名、物質・成分名等を明記すること。
また、使用中でないものには必ずふたをすること。
 - g. 混触危険性のある物質は、距離を離して置くこと。
 - h. できるだけ風上で作業を行い、特定化学物質の蒸気の吸入を避けること。
 - i. できるだけ化学物質等を皮膚に触れないようにすること。
- (3) 化学物質等を吸入した場合の応急措置
- a. 直ちに、医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
 - b. 呼吸障害は遅れて発症することがあるので、必ず医師の診断を受ける。
 - c. 至急、新鮮な空気の場所に移し安静にする。
 - d. 毛布等で保温し、呼吸が楽になるよう衣服を緩める。
- (4) 化学物質等を飲み込んだ場合の応急措置
- a. 直ちに、医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
 - b. 吐き気があれば、吐しゃ物が肺や気管支に流れ込まないように体と顔を横向きにして吐かせる。ただし、化学物質等の性質にもよるため、SDS等で処置を確認してから吐かせること。
また、吐しゃ物は可能であればビニール袋等に回収する。
- (5) 化学物質等が身体表面についた場合の応急措置
- a. 至急、大量の流水で15分以上洗う。
 - b. 目に入った場合は、流水で隅々まで洗眼する。洗眼は少なくとも15分以上行う。
コンタクトレンズは可能であれば外す。ただし、固着やただれがある場合、無理に外さない。
 - c. 衣服についた場合は、衣服の上から多量の流水をかける。
(硝酸、水酸化ナトリウム等が染み込んで、皮膚の汚染面積の拡大に注意する。)
 - d. 皮膚を傷つけないように慎重に、先端が丸いハサミやカッターで衣服をはがす。
 - e. 念のため、必ず医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
- (6) 緊急時の医療スタッフへの連絡
- 発生後、直ちに緊急医療チーム専用電話へ電話し、医療スタッフの助言と指示に従うこと。

【解説】 緊急医療チーム専用電話とは、医療スタッフへ直接連絡が取れる専用回線である。

内線：(96) 7777 外線：0175－71－2577

表－１ 設備の設置等の届出が必要な特定化学物質関連設備

※労働安全衛生規則 別表第７に規定される機械等

(1/4)

機械等の種類	事 項	図面等
第一類物質（※１）または特定第二類物質等（※２）を製造する設備	第一類物質または特定第二類物質等を製造する業務の概要	①周囲の状況および四隣との関係を示す図面 ②第一類物質または特定第二類物質等を製造する設備を設置する建築物の構造
	主要構造部分の構造の概要	③第一類物質または特定第二類物質等を製造する設備の配置の状況を示す図面 ④局所排気装置が設置されている場合にあっては、局所排気装置摘要書（様式第２５号） ⑤プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあってはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第２６号）
	密閉の方式および作業者に当該物質を取扱わせるときは健康障害防止の措置の概要	
特定化学設備（※３）およびその附属設備	特定第二類物質（※４）または第三類物質（※５）を製造し、または取扱う業務の概要	①周囲の状況および四隣との関係を示す図面 ②特定化学設備を設置する建築物の構造
	主要構造部分の構造の概要	③特定化学設備およびその附属設備の配置状況を示す図面 ④局所排気装置が設置されている場合にあっては、局所排気装置摘要書（様式第２５号） ⑤プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあってはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第２６号）
	附属設備の構造の概要	

(2/4)

機械等の種類	事 項	図面等
特定第二類物質（※３）または管理第二類物質（※６）のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	特定第二類物質または管理第二類物質を製造し、または取扱う業務の概要	①周囲の状況および四隣との関係を示す図面 ②作業場所の全体を示す図面
	特定第二類物質または管理第二類物質のガス、蒸気または粉じんの発散源を密閉する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要およびその機能	③特定第二類物質または管理第二類物質のガス、蒸気または粉じんの発散源を密閉する設備または全体換気装置の図面
	全体換気装置にあっては、型式、主要構造部分の構造の概要およびその機能	④局所排気装置が設置されている場合にあっては、局所排気装置摘要書（様式第２５号） ⑤プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあってはプッシュプル型換気装置摘要書（様式第２６号）
特化則第１０条第１項の排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの	アクロレインを製造し、または取扱う業務の概要	①周囲の状況および四隣との関係を示す図面 ②排ガス処理装置の構造の図面
	排気の処理方式および処理能力	③局所排気装置が設置されている場合にあっては、局所排気装置摘要書（様式第２５号）
	主要構造部分の構造の概要	④プッシュプル型換気装置が設置されている場合にあってはプッシュプル型換気装置摘要書（様式二十六号）

(3/4)

機械等の種類	事 項	図面等
特化則第 1 1 条第 1 項の排 液処理装置	排液処理の業務の概要	①周囲の状況および四隣と の関係を示す図面
	排液の処理方式および処理 能力	②排液処理装置の構造の図 面
	主要構造部分の構造の概要	③局所排気装置が設置され ている場合にあつては、局 所排気装置摘要書 (様式第 2 5 号) ④プッシュプル型換気装置 が設置されている場合に あつてはプッシュプル型 換気装置摘要書 (様式 2 6 号)

- ※ 1 特化則第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる第一類物質
- ※ 2 特化則第 4 条第 1 項の特定第二類物質等
- ※ 3 令第 9 条の 3 第 2 号の特定化学設備
- ※ 4 特化則第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる特定第二類物質
- ※ 5 令別表第 3 第 3 号に掲げる物
- ※ 6 特化則第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる管理第二類物質

(4/4)

機械等の種類	事 項	図面等
特化則第 38 条の 17 第 1 項の 1・3 ブタジエン等（※ 7）に係る発散抑制の設備	1・3 ブタジエン等を製造し、もしくは取扱う設備から試料を採取し、または当該設備の保守点検を行う作業の概要	①周囲の状況および四隣との関係を示す図面 ②作業場所の全体を示す図面 ③1・3 ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備または全体換気装置の図面
	1・3 ブタジエン等のガスの発散減を密閉する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要およびその機能	④局所排気装置が設置されている場合にある場合は、局所廃棄装置適用書（様式第 2 5 号）
	全体換気装置にあっては、型式、主要構造部分の構造の概要およびその機能	⑤プッシュプル型換気装置が設置されている場合にある場合はプッシュプル型換気装置摘要書（様式 2 6 号）
特化則 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等（※ 8）に係る発散抑制の設備	硫酸ジエチル等を触媒として取扱う作業の概要	①周囲の状況および四隣との関係を示す図面 ②作業場所の全体を示す図面
	硫酸ジエチル等の蒸気の実散源を密閉する設備にあっては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要およびその機能	③硫酸ジエチル等の蒸気の実散源を密閉する設備または全体換気装置の図面 ④局所排気装置が設置されている場合にある場合は、局所廃棄装置適用書（様式第 2 5 号）
	全体換気装置にあっては、型式、主要構造部分の構造の概要およびその機能	⑤プッシュプル型換気装置が設置されている場合にある場合はプッシュプル型換気装置摘要書（様式 2 6 号）

特化則第 38 条の 17 第 1 項の 1・3 ブタジエン等（※ 7）に係る発散抑制の設備

特化則第 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等（※ 8）に係る発散抑制の設備

危険物等取扱作業の遵守事項

危険物等取扱作業の遵守事項を規定する。

1. 法令関係事項

(1) 作業指揮者【安衛則 2 5 7】

危険物を製造し、または取り扱う作業を行なうときは、作業指揮者を定め、次の事項を行なわせること。

- a. 危険物を製造し、または取り扱う設備および当該設備の附属設備について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- b. 危険物を製造し、または取り扱う設備および当該設備の附属設備がある場所における温度、湿度、遮光および換気の状態等について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- c. 危険物の取扱いの状況について、随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- d. a～cによりとった措置について、記録しておくこと。

(2) 危険物を製造する場合等の措置【安衛則 2 5 6】

危険物を製造し、または取り扱うときは、爆発または火災を防止するため、次のこと。

- a. 爆発性の物については、みだりに火気その他点火源となるおそれのある物に接近させ加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
- b. 発火性の物については、それぞれの種類に応じ、みだりに火気その他点火源となるおそれのある物に接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
- c. 酸化性の物については、みだりにその分解がうながされるおそれのある物に接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
- d. 引火性の物については、みだりに火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
- e. 危険物を製造し、または取り扱う設備のある場所を常に整理整頓し、およびその場所にみだりに可燃性の物または酸化性の物を置かないこと。

(3) ホースを用いる引火性の物等の注入【安衛則 2 5 8】

引火性の物、可燃性ガスで液状のものを、ホースで化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラム缶等に注入する作業では、ホースの結合部を確実に締め付け、はめ合せを確認してから作業を行なうこと。

(4) ガソリンが残存している設備への灯油等の注入【安衛則 2 5 9】

ガソリンが残存している化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラム缶等に灯油または軽油を注入する作業を行なうときは、あらかじめその内部を洗浄、蒸気を不活性ガスに置換するなどし、安全確認後、作業を行なうこと。

(5) 通風等による爆発又は火災の防止【安衛則 2 6 1】

引火性の蒸気、可燃性ガスまたは可燃性の粉じんが存在して、爆発または火災が生ずるおそれのある場所については、蒸気、可燃性ガスまたは可燃性の粉じんによる爆発、火災防止のため、通風、換気、除じん等の措置を講ずること。

(6) 異種の物の接触による発火等の防止【安衛則 2 6 4】

異種の物が接触することにより発火し、または爆発するおそれのあるときは、これらの物を接近して貯蔵し、または同一の運搬機に積載しないこと。

(7) 火災のおそれがある作業の場所等【安衛則 2 6 5】

可燃性の物を多量に取り扱う作業を行なう場所、設備等については、火災防止のため適当な位置または構造とすること。

(8) 自然発火の防止【安衛則 2 6 6】

自然発火の危険がある物を積み重ねるときは、危険な温度に上昇しない措置を講ずること。

(9) 油等の浸染したボロ等の処理【安衛則 2 6 7】

油等により浸染したボロ、紙くず等については、不燃性の容器に収める等、火災防止措置を講ずること。

2. 安全対策

(1) 作業範囲内には関係者以外の立入禁止、火災・爆発のおそれがある場所については火気使用禁止の旨が記された標識が取り付けられていること。

(2) 危険物取扱作業は、火気作業から原則 6 m 以上の隔離距離を確保すること。原則 6 m を確保できない場合は、作業調整を行うこと。また、作業調整にあたっては、必要に応じて当社監理員へ連絡すること。

(3) 作業場所には消火器を設置すること。また、設置する消火器は使用可能な状態を維持すること。

(4) 作業床への危険物のこぼれ、堆積、湿潤、付着等を防止すること。

(5) 作業に適した防護具、防護衣を着用すること。

毒物・劇物取扱作業の遵守事項

毒物・劇物取扱作業の遵守事項として規定する。

【解説】本遵守事項は、毒物劇物の取扱いに係る基本的、一般的な遵守事項を法令、通達等の内容を中心にまとめたものである。毒物劇物を取扱っている部署においては、取扱っている物質、作業の状況等に応じて、関係法令ならびに本基準をもとに具体的な取扱方法（誰が、どういう方法で、等）について要領類を定めて、それらを関係者に周知し遵守することで危害の防止を図るものとする。

毒劇法・・・毒物及び劇物取締法

1. 毒物・劇物取扱作業の安全管理

(1) 毒物劇物取扱責任者の選任【毒劇法 7】

毒物・劇物取扱い作業を行う際は、有資格者の中から毒物劇物取扱責任者を選任し、毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせること。

(2) 毒物劇物取扱責任者の職務【(薬発第 6 6 8 号 昭和 5 0 年 7 月 3 1 日) 毒物劇物取扱責任者の業務について】

- a. 貯蔵設備、陳列場所等、毒劇法施行規則第 4 条の 4 に規定する事項の遵守状況点検、管理
- b. 表示等に関して本遵守事項第 4 項に規定する事項の遵守状況点検
- c. 取扱いに関して本遵守事項第 5 項に規定する事項の遵守状況点検
- d. 廃棄に関して本遵守事項第 7 項に規定する事項の適合状況点検
- e. 事故時の措置
 - (a) 緊急措置に必要な設備器材等の配備、点検および管理に関すること
 - (b) 事故処理体制および事故時の応急措置の連絡に関すること
 - (c) 事故時の保健所等への届出および事故の拡大防止のための応急措置の実施に関すること
 - (d) 事故の原因調査および再発防止のための措置に関すること
- f. その他
 - (a) 毒物・劇物の取扱いおよび事故時の応急措置方法等に関する作業員の教育および訓練に関すること
 - (b) 業務日誌の作成に関すること
 - (c) 保健衛生上の危害防止に関すること

(3) 毒物劇物取扱責任者に関する届出【毒劇法 7】

毒物・劇物取扱い作業を行う際は、毒物劇物取扱責任者を選任した場合、30 日以内に、所在地の都道府県知事に毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出ること。

また、毒物劇物取扱責任者を変更した場合も同様とする。

(4) 取扱いに関する「毒物劇物危害防止規定」の作成【毒物劇物危害防止規定について（昭和50年11月6日付け薬安第80号・薬監第134号）】

毒物・劇物取扱い作業を行う際は、毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とし、「毒物劇物危害防止規定」を作成し、その作業者に遵守させること。

なお、作成する危害防止規定の内容は、次の事項を含むものとする。

- a. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報および応急措置を行う者の職務および組織に関する事項
- b. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る作業の方法に関する事項
- c. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
- d. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いに係る設備等の整備または補修に関する事項
- e. 事故時における関係機関への通報および応急措置活動に関する事項
- f. 毒物および劇物の貯蔵または取扱いの作業を行う者およびこれらの作業に係る設備等の保守を行う者ならびに事故時の応急措置を行う者の教育および訓練に関する事項
- g. その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

2. 作業環境測定並びに健康診断

毒物・劇物取扱い作業を行う際は、当該物質が特定化学物質または有機溶剤に該当する場合、それぞれの規定（遵守事項）に従い作業環境測定ならびに健康診断を実施すること。

3. 保護具等、事故対応

(1) 保護具の数等

毒物・劇物取扱い作業を実施する場所においては、作業者の人数と同数以上のゴム手袋・メガネ・マスク・防水性の上衣・長ズボン等を備え、使用の際は皮膚の露出部分をできるだけ少なくして行うこと。

また、常時有効かつ清潔に保持すること。

(2) 事故の際の措置【毒劇法17】

- a. その取扱いに係る毒物もしくは劇物または毒劇法第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、または地下にしみ込んだ場合において、不特定または多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。

【解説】政令で定める物・・・塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウムまたは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で十倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。）をいう。

- b. その取扱いに係る毒物または劇物が盗難、または紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。

4. 作業場所等への表示、掲示及び情報提供

(1) 貯蔵又は陳列場所への毒物・劇物の表示【毒劇法１２】

毒物または劇物を貯蔵または陳列する場所に、「医薬用外」の文字および毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

(2) 容器及び被包への毒物・劇物の表示【毒劇法１２】

毒物または劇物の容器および被包に、「医薬用外」の文字および毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示すること。

(3) 容器及び被包への取扱上の注意事項の表示【毒劇法１２】

- a. 毒劇物を購入した際に、その容器および被包に、次の事項が表示されていることを確認する。

- (a) 毒物または劇物の名称
- (b) 毒物または劇物の成分およびその含量
- (c) 厚生労働省令で定める毒物または劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- (d) 毒物または劇物の取扱いおよび使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

【解説】厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称・・・有機燐化合物およびこれを含有する製剤たる毒物および劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、二ーピリジルアルドキシムメチオダイド（別名PAM）の製剤および硫酸アトロピンの製剤とする。

厚生労働令で定める事項【施行規則第１１の６】・・・毒物または劇物の製造業者または輸入業者の氏名および住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

毒物または劇物の販売業者が、毒物または劇物の直接の容器または直接の被包を開いて、毒物または劇物を販売、または授与するときは、その氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに毒物劇物取扱責任者の氏名

- b. 毒劇物を購入した際に、その容器に、GHS（化学品の分類と標示に関する世界調和システム）に基づく所定の絵表示がなされていることを確認すること。

- c. 購入した毒劇物を小分けする場合、当該容器に同様の表示をする。

- d. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、容器に同様の表示をする。

(4) 危険性・有害性に関する情報提供【施行令４０の９、毒劇則１３の１２】

- a. 毒物劇物を購入する際、納入時に、当該物質の性状および取扱いに関する次の情報（SDS等）を入手すること。

なお、不備がある場合は修正を求めること。

- (a) 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名および住所(法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地)
- (b) 毒物または劇物の別
- (c) 名称ならびに成分およびその含量
- (d) 応急措置
- (e) 火災時の措置
- (f) 漏出時の措置
- (g) 取扱いおよび保管上の注意
- (h) 暴露の防止および保護のための措置
- (i) 物理的および化学的性質
- (j) 安定性および反応性
- (k) 毒性に関する情報
- (l) 廃棄上の注意
- (m) 輸送上の注意
- b. S D S入手にあつては、書面及び電子データにて入手する。
- c. 当該物質を他者（他部署または関係請負人等）に譲渡・提供する場合は、併せて当該S D Sの提供を行う。
- d. 当該物質のS D S等を作業者に分かり易い方法で、作業場所に掲示または常備すること。
- e. 当該物質の取扱いに係るS D Sは、納入者または製造者から入手したS D Sを用いる。

【解説】同一物質に対するS D Sであっても製造者により記載内容が異なることもあることから、納入者または製造者のS D Sを利用するものとする。

5. 作業方法

(1) 毒劇物の取扱い【毒劇法 11】

毒物または劇物が盗難または紛失することを防ぐのに必要な措置を講じること。

- (2) 毒物または劇物もしくは毒物または劇物を含有する物であつて政令で定めるものが施設外に飛散し、漏れ、流れ出、もしくはしみ出し、またはこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じること。
- (3) 毒物または劇物を取扱う際、使用する容器を飲食物の容器として通常使用される物を使用しないこと。
- (4) 次の事項に留意する。

【(薬発第313号 昭和52年3月26日) 毒物及び劇物の保管管理について】

- a. 毒劇物を貯蔵・陳列する場所は、他の物の貯蔵・陳列場所と明確に区別する。
- b. 鍵を掛ける設備等のある堅固な施設とし、必ず施錠ならびに鍵の管理を徹底する。
- c. 貯蔵・陳列する設備等の保守点検を十分行う。
- d. 在庫量の定期的点検、使用量を確実に把握しておく。

- e. 高圧ガス等の爆発物、エーテル、アルコール等の引火性の危険物と同一場所に貯蔵しない。

【解説】貯蔵方法については、(薬発第76号 昭和32年2月19日)「毒物及び劇物の貯蔵方法について」を参照すること。

(5) 毒物、劇物のリストの活用

表－1に示すリストを事前確認し活用すること。

6. 運 搬【毒劇法11】

- (1) 施設の外において毒物もしくは劇物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出し、またはしみ出ることを防ぐための必要な措置を講じること。

7. 廃棄方法【毒劇法15の2、施行令40】

- (1) 毒物もしくは劇物または政令で定める物の廃棄の方法に関し、次の技術上の基準を遵守すること。
- a. 中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物および劇物ならびに政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
 - b. ガス体または揮発性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、または揮発させること。
 - c. 可燃性の毒物または劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
 - d. 前各号により難しい場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、もしくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、または保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。
- (2) 保健衛生上の危害防止および環境汚染防止の観点から、廃棄が困難な場合は専門の処理業者等へ委託する等の対策を講じること。

8. 毒物・劇物取扱いに係る作業上の注意等

次の事項は化学物質全般についての注意事項であるが、それぞれの物質についての取扱い上の留意点は、その物質のSDSによって確認すること。

(1) 作業前確認

- a. 作業で取扱う物質の有害性を認識し、漏えい等の異常時の対応措置を事前に確認すること。
- b. 保護具は化学物質、危険物に応じた適切なものを着用し、目詰まり、捕集効率の劣化したものは使用しないこと。
- c. 配管・バルブ等の解体作業時は、事前に系統の隔離済み（隔離票の確認）を確認すること。
- d. 必要以上の化学物質を持ち込まないよう予め計画すること。

- e. シャワー、手洗い、洗眼器、水栓、担架および救急用具、消火器、退避経路等を確認すること。

(2) 作業中確認

- a. 保修・解体工事等において、塔槽類、配管類等の残圧、残液の確認をすること。

【重要】過去の災害、事故の経験を踏まえ、機器・配管・弁等の内側には残液が付着しているものと予め認識し、作業方法および防護装備を充実させること。

- b. 作業中は、着用した保護具を自己判断で絶対に外さないこと。
外す場合は、必ず作業監理責任者または現場指揮者の指示に従うこと。
- c. 化学薬品を希釈する場合は、原則、水に薬品を加えること。
- d. 化学薬品で汚れた手袋では、絶対に他の機器、配管に触らないこと。
- e. 換気を実施し換気装置の運転状況を逐一監視すること。
- f. 容器には、作業日付、監理部署名、作業者氏名、物質・成分名等を明記すること。
また、使用中でないものには必ずふたをすること。
- g. 混触危険性のある物質は、距離を離して置くこと。
- h. 薬液を水に混入するときは、水滴がはねかえらないように、水面近くから静かに入れること。
- i. できるだけ風上で作業を行い、噴霧等の吸入を避けること。
- j. 手足に傷のある人は、作業に従事させないこと。
- k. 毒物・劇物の種類によっては、化合することによって、身体に有害な気体を発生させるものもあるので、毒物・劇物の置き方を検討すること。

(3) 化学物質等を吸入した場合の応急措置

- a. 直ちに、医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
- b. 呼吸障害は遅れて発症することがあるので、必ず医師の診断を受ける。
- c. 至急、新鮮な空気の場所に移し安静にする。
- d. 毛布等で保温し、呼吸が楽になるよう衣服を緩める。

(4) 化学物質等を飲み込んだ場合の応急措置

- a. 直ちに、医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
- b. 吐き気があれば、吐しゃ物が肺や気管支に流れ込まないように体と顔を横向きにして吐かせる。ただし、化学物質等の性質にもよるため、SDS等で処置を確認してから吐かせること。

また、吐しゃ物は可能であればビニール袋等に回収する。

(5) 化学物質等が身体表面についた場合の応急措置

- a. 至急、大量の流水で15分以上洗う。
- b. 目に入った場合は、流水で隅々まで洗眼する。洗眼は少なくとも15分以上行う。
コンタクトレンズは可能であれば外す。ただし、固着やただれがある場合、無理に外さない。
- c. 衣服についた場合は、衣服の上から多量の流水をかける。
(硝酸、水酸化ナトリウム等が染み込んで、皮膚の汚染面積の拡大に注意する。)

- d. 皮膚を傷つけないように慎重に、先端が丸いハサミやカッターで衣服をはがす。
 - e. 念のため、必ず医師の診断を受ける。受診の際には、SDS等の資料を持参する。
- (6) 緊急時の医療スタッフへの連絡
- 発生後、直ちに緊急医療チーム専用電話へ電話し、医療スタッフの助言と指示に従うこと。

【解説】 緊急医療チーム専用電話とは、医療スタッフへ直接連絡が取れる専用回線である。

内線：(96) 7777 外線：0175-71-2577

表－ 1 毒物、劇物リスト

本リストは確認用とし、実際に使用する際は関係法令の最新版と比較・確認すること。

【毒劇法別表第 1】

- 1 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 E P N)
- 2 黄燐
- 3 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
- 4 オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)
- 5 クラーレ
- 6 四アルキル鉛
- 7 シアン化水素
- 8 シアン化ナトリウム
- 9 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト(別名パラチオン)
- 10 ジニトロクレゾール
- 11 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール
- 12 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)
- 13 ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフエイト
- 14 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト(別名メチルパラチオン)
- 15 水銀
- 16 セレン
- 17 チオセミカルバジド
- 18 テトラエチルピロホスフエイト(別名 TEPP)
- 19 ニコチン
- 20 ニツケルカルボニル
- 21 砒素
- 22 弗化水素
- 23 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)
- 24 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
- 25 モノフルオール酢酸
- 26 モノフルオール酢酸アミド
- 27 硫化燐
- 28 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であって政令で定めるもの

【毒劇法別表第 2】

- 1 アクリルニトリル
- 2 アクロレイン
- 3 アニリン
- 4 アンモニア
- 5 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフエイト(別名ダイアジノン)
- 6 エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバメート
- 7 エチレンクロルヒドリン
- 8 塩化水素
- 9 塩化第一水銀
- 10 過酸化水素
- 11 過酸化ナトリウム
- 12 過酸化尿素
- 13 カリウム
- 14 カリウムナトリウム合金
- 15 クレゾール
- 16 クロルエチル
- 17 クロルスルホン酸
- 18 クロルピクリン
- 19 クロルメチル
- 20 クロロホルム
- 21 硅弗化水素酸
- 22 シアン酸ナトリウム
- 23 ジエチル-4-クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト
- 24 ジエチル-(2,4-ジクロルフエニル)-チオホスフエイト
- 25 ジエチル-2,5-ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフエイト
- 26 四塩化炭素
- 27 シクロヘキシミド
- 28 ジクロル酢酸
- 29 ジクロルブチン
- 30 2,3-ジ-(ジエチルジチオホスホロ)-パラジオキサン
- 31 2,4-ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール
- 32 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェニルアセテート
- 33 2,4-ジニトロ-6-メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
- 34 2,2'-ジピリジリウム-1, 1'-エチレンジブロミド
- 35 1,2-ジブロムエタン(別名 EDB)
- 36 ジブロムクロルプロパン(別名 DBCP)
- 37 3,5-ジブロム-4-ヒドロキシ-4'-ニトロアゾベンゼン
- 38 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフエイト
- 39 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト(別名チオメトン)

- 40 ジメチル-2,2-ジクロルビニルホスフエイト(別名 DDVP)
- 41 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
- 42 ジメチルジブロムジクロルエチルホスフエイト
- 43 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフエイト
- 44 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフエイト
- 45 ジメチル-(N-メチルカルバミルメチル)-ジチオホスフエイト(別名ジメトエート)
- 46 ジメチル-4-メチルメルカプト-3-メチルフエニルチオホスフエイト
- 47 ジメチル硫酸
- 48 重クロム酸
- 49 蓼酸
- 50 臭素
- 51 硝酸
- 52 硝酸タリウム
- 53 水酸化カリウム
- 54 水酸化ナトリウム
- 55 スルホナール
- 56 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト
- 57 トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート
- 58 トリクロル酢酸
- 59 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
- 60 トリチオシクロヘプタジエン-3,4,6,7-テトラニトリル
- 61 トルイジン
- 62 ナトリウム
- 63 ニトロベンゼン
- 64 二硫化炭素
- 65 発煙硫酸
- 66 パラトルイレンジアミン
- 67 パラフェニレンジアミン
- 68 ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
- 69 ヒドロキシルアミン
- 70 フェノール
- 71 ブラストサイジン S
- 72 ブロムエチル
- 73 ブロム水素
- 74 ブロムメチル
- 75 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)
- 76 1,2,3,4,5,6-ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)
- 77 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)
- 78 ベタナフトール

- 79 1,4,5,6,7-ペンタクロル-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-(8,8-ジクロルメタノ)-インデン(別名ヘプタクロール)
- 80 ペンタクロルフエノール(別名 PCP)
- 81 ホルムアルデヒド
- 82 無水クロム酸
- 83 メタノール
- 84 メチルスルホナール
- 85 N-メチル-1-ナフチルカルバメート
- 86 モノクロル酢酸
- 87 沃化水素
- 88 沃素
- 89 硫酸
- 90 硫酸タリウム
- 91 燐化亜鉛
- 92 ロダン酢酸エチル
- 93 ロテノン
- 94 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であって政令で定めるもの

【毒劇法別表第3】

- 1 オクタメチルピロホスホルアミド
- 2 四アルキル鉛
- 3 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
- 4 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
- 5 ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフエイト
- 6 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
- 7 テトラエチルピロホスフエイト
- 8 モノフルオール酢酸
- 9 モノフルオール酢酸アミド
- 10 前各号に掲げる毒物ほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって政令で定めるもの

車両運転業務の遵守事項

業務上において車両を運転する場合の遵守事項として規定する。
ガイドライン…「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号別添、平成30年6月1日付け基発0601第2号改正)

1. 法令関係事項

- (1) 事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に係る管理者を選任するとともに、その役割、責任および権限を定め、労働者に周知すること。また、選任した安全運転管理者等に対して必要な教育を実施すること。【ガイドライン第2の1】
- (2) 事業者は、安全運転管理者、副安全運転管理者その他車両等の運行を直接管理する地位にある者（以下、「安全運転管理者等」という。）および運転者に、道路交通法および関係法令を遵守させるよう努めること。【道路交通法74】
- (3) 安全運転管理者等は、運転者に乗務を開始させる前に、点呼等により運転者が疾病、疲労、睡眠不足、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について確認し、その結果を記録すること。【ガイドライン第3の3】
- (4) 安全運転管理者等は、運転者の酒気帯びの有無を確認する場合には、運転の前後に目視等で確認し、その記録を1年間保存すること。【道路交通法施行規則9の10】
- (5) 安全運転管理者等は、運転者の酒気帯びの有無を確認する場合には、運転の前後にアルコール検知器を用いて確認すること。また、アルコール検知器を常時有効に保持すること。【道路交通法施行規則9の10】
- (6) 安全運転管理者等は、天候および気象条件等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、運転者に対する必要な指示を行うこと。また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、または安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。この場合、運転者には、適宜事業場との連絡をとらせ、その指示に従わせること。【ガイドライン第8の1】
- (7) 運転者は、運転免許証の携帯、同乗者を含むシートベルトの着用、制限速度、妨害運転の禁止、携帯電話等使用の禁止、その他道路交通法の定める事項を遵守すること。
- (8) 事業者は、その他ガイドラインの定める事項に基づき、交通労働災害対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めること。また、運転者は、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めること。

2. 安全対策

- (1) 運転者および同乗者（人員輸送業務における添乗員以外の乗員を除く）は、車両事故防止のため、運転中の状況や判断を発声確認するコメンタリー運転を実施し、確実な安全確認と意識向上を図ること。
- (2) 運転者は、運行前にエンジンルーム内の確認を含めた車両点検を行い、車両に異常がないことを確認し、異常があった場合は直ちに補修等の処置をとること。
- (3) 運転者および同乗者は、車両事故防止のため、目視等により周囲の安全確認を徹底する。
- (4) 運転者は、車両駐車時および後退時において、周囲の状況を直接目視で確認するほか、バックミラー等の目視により確実な安全確認を行うこと。
- (5) 同乗者（人員輸送業務における添乗員以外の乗員を除く）は、車両駐車時および後退時において、1名以上が降車して車両の誘導を行うこと。この場合、誘導を行う者は、自身および周囲の安全を確保すること。
- (6) 運転者は、当社が別に定める「通行禁止・自粛道路」の運用について、その定めに従うこと。
- (7) 運転者は、構内での追い越しはしないこと。
- (8) 運転者は、構内の制限速度を道路標識に従い遵守すること。
- (9) 運転者は、緊急車両が通行してきた場合は、速やかに道路を譲る等の対応をとること。
- (10) 運転者は、車両を離れる際は、消灯・エンジン停止・ドアロックを必ず行なうこと。
- (11) 運転者は、毎年10月1日から翌年2月末日までの期間に運転する場合、時間帯を問わず前照灯（ヘッドライト）を点灯すること。
- (12) 運転者は、ホワイトアウト等により見通しが悪く、低速（時速30km以下）で走行する場合は、後続車からの追突を防止するために、非常点滅表示灯（ハザードランプ）を点灯させながら走行すること。
- (13) 運転者は、冬季の路面状況に応じて減速し、前方との車両間隔は普段（2秒以上）の2倍（5秒）を徹底すること。

以上

労働安全衛生規則に基づく遵守事項

労働安全衛生規則に基づく遵守事項を規定する。

1. 安全衛生管理体制

(1) 総括安全衛生管理者【安衛法 10、施行令 2、安衛則 2、3】

常時 100 人以上の労働者を使用する建設事業場は、選任事由が発生した日から 14 日以内に総括安全衛生管理者を選任し、所轄労働基準監督署長に報告すること。

総括安全衛生管理者の職務は、安全管理者、衛生管理者、救護管理者などを指揮することで、事業の実施を統括管理する者があたること。

(2) 安全衛生推進者【安衛法 12 の 2、安衛則 12 の 2】

常時 10 人以上で 50 人未満の労働者を使用する事業場で選任し、労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関する任務に当たらせること。（法第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種では、衛生推進者を選任する）

(3) 安全管理者【安衛法 11、施行令 3、安衛則 4、5、6】

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任し、作業場等の巡視を行うが、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに危険防止のための措置を講ずること。

(4) 衛生管理者【安衛法 12、安衛則 7～12、施行令 4】

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任し、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。

(5) 産業医【安衛法 13、13 の 2、安衛則 13、14、15】

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任すること。

産業医の職務は労働者の健康管理等であるが、毎月 1 回、作業場等を巡視し、作業方法等で有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するための措置を講ずること。

(6) 作業主任者【安衛法 14、施行令 6、安衛則 16、17、18】

土止め支保工の切りばり等の作業、型わく支保工の組立て等の作業、建築物の鉄骨の組立作業等、規則別表第 1 の作業の区分に応じて、同表中欄に掲げる資格を有する者のうちから作業主任者を選任すること。

(7) 元方安全衛生管理者【安衛法 15 の 2、安衛則 18 の 3、4、5】

統括安全衛生責任者を選任した建設業の元方事業者は、その事業場に専属の元方安全衛生管理者を選任すること。

また、元方安全衛生管理者が有すべき資格等は安衛則に基づく。

(8) 店社安全衛生管理者【安衛法 15 の 3、安衛則 18 の 6、7、8】

元方事業者が、店社安全衛生管理者を選任しなければならない現場については以下のとおりとする。

また、店社安全衛生管理者の資格、店社安全衛生管理者の職務については安衛則に基づく。

- a. ずい道等の建設の仕事にあつては、現場労働者 20 人以上 30 人未満
- b. 橋梁の建設の仕事（一定の場所で行われるものに限る）にあつては、現場労働者 20 人以上 30 人未満
- c. 圧気工法による作業を行う仕事にあつては、現場労働者 20 人以上 30 人未満
- d. 主要構造部が鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事にあつては、現場労働者 20 人以上 50 人未満

(9) 安全衛生責任者【安衛法 16、安衛則 19、20】

統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、自ら仕事を行う者は安全衛生責任者を選任すること。

また、安全衛生責任者の職務として、統括安全衛生責任者との連絡、統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡等を行うこと。

2. 労働者の救護に関する措置【安衛法 25 の 2、安衛則 24 の 7】

一定規模以上のトンネル工事等を行う際は労働者の救護に関して一定の措置を講ずることおよび当該措置のうち技術的事項を管理する者を選任しなければならない。

また、事業者が救護に関し備え付けなければならない機械等、訓練、人員の確認、救護に関する措置のうち技術的事項を管理する者の資格等については、安衛則に基づく。

3. 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

(1) 機械等に関する規制【安衛法 43、安衛則 25】

防護のための措置として、作動部分上の突起物については、埋頭型とし、または覆いを設けること。

また、動力伝導部分または調速部分については、覆いまたは囲いを設けること。

(2) 規格を具備すべき防毒マスク【施行令 13、安衛則 26】

施行令第 13 条で定める規格を具備すべき防毒マスクは以下のとおり。

- a. ハロゲン用防毒マスク
- b. 有機ガス用防毒マスク
- c. 一酸化炭素用防毒マスク
- d. アンモニア用防毒マスク
- e. 亜硫酸ガス用防毒マスク

(3) 規格に適合した機械等の使用【安衛法 42、施行令 13 の 3、安衛則 27】

法別表第 2 に掲げる機械等および令第 13 条第 3 項各号に掲げる機械等については、厚生労働大臣が定める規格または安全装置を具備したものでなければ使用してはならない。

4. 有害物に関する規制【安衛法 57 の 1、安衛則 30～32】

名称等を表示すべき有害物として安衛則別表第 2 の定めに基づく。

また、人体に及ぼす作用を表示すべき物は安衛則 32 条に基づく。

5. 安全衛生教育

法第59条の規定を受けて、以下の業務に関する安全または衛生に関する教育を行うこと。

(1) 特別教育を必要とする業務【安衛則36、37、38、39】

安衛則36に定める業務に関する安全または衛生のための教育を行い受講者名、受講科目等の記録を作成し3年間保管すること。

(2) 雇入れ時等の教育【安衛則35】

労働者を雇い入れ、または作業内容を変更したときは当該労働者に対し以下の事項のうち従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について教育を行うこと。

また、製造業等は以下のa.～d.について省略ができる。

- a. 機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱方法に関すること
- b. 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること
- c. 作業手順に関すること
- d. 作業開始時の点検に関すること
- e. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防に関すること
- f. 整理整頓、清潔の保持に関すること
- g. 事故等における応急処置および退避に関すること
- h. その他当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項

(3) 職長等の教育【安衛法60、安衛則40】

建設業および製造業等の事業場で新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、以下の事項について安全または衛生のための教育を行うこと。

- a. 作業方法の決定および労働者の配置に関すること
- b. 労働者に対する指導または監督の方法に関すること
- c. 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること
- d. 異常時等における措置に関すること
- e. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること

6. 就業制限業務についての資格【安衛法61、安衛則41】

安衛則別表第3に掲げる業務については、免許を受けた者、技能講習を修了した者等の資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。

7. 高年齢者の労働災害防止のための措置【安衛法62の2】

高年齢者の労働災害の防止を図るため、厚生労働省「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和8年2月10日公示第1号）に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8. 病者の就業禁止【安衛法 6 8、安衛則 6 1】

以下のいずれかに該当する者の就業を禁止すること。

また、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他の専門の医師の意見をきくこと。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

9. 計画の届出【安衛法 8 8、安衛則 8 5～9 2】

建設業の仕事のうち以下のものを開始しようとするときは、その計画を開始の 1 4 日前までに労働基準監督署長に届け出ること。

- (1) 高さが 3 1 メートルを超える建築物等の建設等の仕事
- (2) ずい道等の建設等の仕事
- (3) 掘削の高さまたは深さが 1 0 メートル以上である地山の掘削の作業を行う仕事
- (4) 圧気工法による仕事
- (5) 石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- (6) 掘削の高さまたは深さが 1 0 メートル以上の土石採取のための掘削の作業を行う仕事
- (7) 坑内掘りによる土石採取のための作業を行う仕事

10. 作業環境測定【施行令 2 1、安衛則 5 8 7～5 9 1】

法第 6 5 条第 5 項の規定を受けて、作業環境測定を実施すべき作業場は以下のとおり。

- (1) 粉じんを著しく発散する屋内作業場
- (2) 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場
- (3) 著しい騒音を発する屋内作業場
- (4) 坑内の作業場
- (5) 中央管理方式の空気調和設備を設けている建物の室で事務所の用に供されるもの
- (6) 放射線業務を行う作業場
- (7) 施行令別表第 3 に掲げる特定化学物質または石綿を製造し、または取り扱う屋内作業場
- (8) 施行令別表第 4 に掲げる鉛業務を行う屋内作業場
- (9) 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- (10) 有機溶剤を製造しまたは取り扱う業務を行う屋内作業場

11. 健康診断【安衛法 6 6】

労働者に対し施行令の定めにより以下の健康診断を行うこと。

また、診断の結果についてはそれぞれ規定する作業毎に所轄労働基準監督署長に届け出ること。

(1) 雇入れ時の健康診断【安衛則 4 3】

常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し医師による健康診断を行わせること。

(2) 定期健康診断【安衛則 4 4】

常時使用する労働者に対し 1 年以内毎に 1 回、定期的に医師による健康診断を行わせること。

(3) 特定業務従事者の健康診断【安衛則 4 5】

安衛則第 1 3 条第 1 項第 3 に掲げる業務に従事する労働者に対し 6 ヶ月毎に 1 回、定期的に医師による健康診断を行わせること。

- a. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- b. 重量物の取扱等重激な業務
- c. 坑内における業務
- d. 深夜業を含む業務
- e. 硝酸等有害物を取り扱う業務
- f. 硝酸、一酸化炭素等有害物のガス、蒸気または粉じんを発する場所における業務

(4) 海外派遣従事者の健康診断【安衛則 4 5 の 2】

労働者を海外に 6 ヶ月以上派遣しようとするときは、あらかじめ当該労働者に対し医師による健康診断を行わせること。

(5) その他の健康診断

法第 6 6 条の規定を受けて施行令第 2 2 条の定めにより、以下の健康診断についても行わせること。

また、受診対象者・検査項目等についてはそれぞれの省令に基づく。

- a. VDT健康診断（令和 3 年 1 2 月 1 日 基発 1 2 0 1 第 7 号 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて）

事務所衛生基準規則に基づく遵守事項

事務所衛生基準規則に基づく遵守事項を規定する。

1. 事務所の環境管理基準

事務室の空気、照明および騒音について環境条件、関係設備の維持管理等について以下の基準を満たすこと。

(1) 気積【事務則 2】

室の容積は、設備の占める容積および床面から 4 メートルを超える高さにある空間を除き、労働者 1 人当たり、10 立方メートル以上とすること。

(2) 換気【事務則 3】

窓その他の開口部の開放により自然換気を行う場合には、開口部の面積を床面積の 20 分の 1 以上とし、開口部の開放にならない場合には、換気筒、排気筒、換気扇その他の換気のための設備を設けること。

(3) 温度【事務則 4】

室の気温が 10 度以下の場合は、暖房等を行い、また冷房する場合は、電気計算機等を設置している室を除いて、外気温より著しく低くしないこと。

(4) 空気調和設備等による調整【事務則 5】

空気調和設備または機械換気設備を設けている場合は、室に供給される空気が事務則第 5 条の各号に適合するようにしなければならない。

(5) 燃焼器具【事務則 6】

燃焼器具を使用する室または箇所には、排気筒、換気扇等の設備を設けること。また、燃焼器具の異常の有無を毎日点検しなければならない。

(6) 作業環境測定【事務則 7】

中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物内の事務室については、2 月以内ごとに 1 回定期的に、作業環境測定基準に従って一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度について測定を行い、その結果を記録し、3 年間保存すること。

(7) 照度等【事務則 10】

作業面の照度は以下の基準に基づき、採光および照明は明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によること。

また、照明設備は 6 月毎に定期的に点検すること。

作業の種類	基 準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業	150ルクス以上

(8) 騒音および振動の防止【事務則 1 1, 1 2】

室内の労働者に有害な影響を及ぼすおそれのある騒音または振動について、その伝ばを防止するため必要な措置を講ずること。

また、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、5 台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ばを防止するため、遮音および吸音の機能をもつ天井および壁で区画された専用の作業室を設けなければならない。

2. 清潔関係【事務則 1 3～1 8】

飲料水その他飲料の供給、給水の水質基準および管理方式、排水の管理方法、定期的な清掃およびねずみ、昆虫等の防除、便所の設置基準、洗面設備、更衣設備、被服乾燥設備の設置等について事務則 1 3 条から 1 8 条に基づく。

3. 休養関係【事務則 1 9～2 2】

休憩の設備、労働者に睡眠または仮眠を与える必要がある場合の睡眠または仮眠の設備、病弱者等に使用させる休養室等の設備および立業に従事する労働者のための椅子の備付けについて事務則第 1 9 条から第 2 2 条に基づく。

4. 救急用具関係【事務則 2 3】

負傷者の手当に必要な救急用具および材料を備え、その備え付け場所および使用方法を労働者に周知すること。

５．事務所の衛生基準一覧

項 目				基 準		
事務 室 の 環 境 管 理	空 気 環 境	気 積		10m ³ ／人以上とすること		
		窓その他の開口部		最大開放部分の面積が床面の1／20以上とすること		
		室内空気 の環境基 準	一 酸 化 炭 素		50ppm以下とすること	
			炭 酸 ガ ス		0. 5％以下とすること	
		温 度	10℃以下のとき		暖房等の措置を行うこと	
			冷房実施のとき		外気温より著しく低くしないこと	
		空 気 調 和 設 備	供給空気の 清浄度	浮遊粉じん (約10ミクロン以 下)	0. 15mg／m ³ 以下とすること	
				一 酸 化 炭 素	10ppm以下とすること	
				二 酸 化 炭 素	0. 1％以下とすること	
				ホルムアルデヒド	0. 1mg／m ³ 以下とすること	
			室内空気の 清浄度	気 流	0. 5m／s以下とすること	
				室 温	17℃以上28℃以下になるように努めること	
				相 対 湿 度	40％以上70％以下になるように努めること	
			測 定		中央管理方式によっている場合、2月以内ごとに1回定期に行うこと (ただし、一定要件を満たす場合緩和取扱いあり。)	
		機 械 換 気 設 備	供給空気の 清浄度	浮 遊 粉 じ ん	0. 15mg／m ³ 以下とすること	
	一 酸 化 炭 素			10ppm以下とすること		
	二 酸 化 炭 素			0. 1％以下とすること		
	ホルムアルデヒド			0. 1mg／m ³ 以下とすること		
	室 の 気 流		0. 5m／s以下とすること			
	環 境	燃 焼 器 具	室 等 の 換 気		排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること	
			器 具 の 点 検		異常の有無の日常点検を行うこと	
			室内空気の 環境基準	一 酸 化 炭 素	50ppm以下とすること	
	二 酸 化 炭 素	0. 5％以下とすること				
	管 理	室の建築、大修繕、大模様替時におけるホルムアルデヒドの臨時測定		使用開始後、最初の6月から9月までに1回、測定すること		
		機械による換気のための設備を初めてしようするとき等の点検		分解・改造、修理の際及び2月以内ごとに1回定期的に行うこと		
		空気調和設備の 管理 (室内空気の汚 染防止)	冷却塔、加湿装置への供給水		水道法に規定する水質基準を確保すること	
			冷却塔、冷却水		1月1回定期に、汚れを点検	
加湿装置			1月1回定期に、汚れを点検			
空気調和設備の排水受け			1月1回定期に、汚れ及び閉塞状況の点検			
冷却塔、水管、加湿装置の清掃		1年1回定期に行うこと				
彩 光 ・ 照 明		照 度	一般的な事務作業	300ルクス以上とすること		
	付随的な事務作業		150ルクス以上とすること			
	彩 光 ・ 証 明 の 方 法		①明暗の対象を少なくすること (局所照明と全体照明を併用)			
			②まぶしさをなくすこと			
照 明 設 備 の 点 検		6月以内ごとに1回定期的に行うこと				
騒 音 防 止	カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を 5台以上集中して作業を行わせる場合		①作業室を専用室とすること			
			②専用室は遮音及び吸音の機能をもつ隔壁とすること			

有害業務労働時間に関する遵守事項

有害業務の労働時間について労働基準法等に基づく遵守事項を規定する。

1. 有害業務の労働時間延長【労働基準法 36、労働基準法施行規則 18】

労働時間の延長および休日労働については、就業規則等により定めた後、行政官庁へ届け出た場合に限り行えるものであるが、坑内労働または以下で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1 日について 2 時間を越えてはならない。

- (1) 多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務
- (2) 多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務
- (3) ラジウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務
- (4) 土石、獣毛等のじんあいまたは粉末を著しく飛散させる場所における業務
- (5) 異常気圧下における業務
- (6) 削岩機、びょう打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- (7) 重量物の取扱い等重激な業務
- (8) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- (9) 鉛、水銀、クロム、砒(ひ)素、黄りん、弗(ふつ)素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気またはガスを発散する場所における業務
- (10) 厚生労働大臣が指定する業務

2. 法定労働時間の解釈：抜粋【改正労働基準法の施行について（昭和 63 年 1 月 1 日付け基発第 1 号）】

1 週間の法定労働時間（40 時間）と 1 日の法定労働時間（8 時間）についての具体的な解釈は次のとおりである。

- (1) 1 週間とは、就業規則その他に格別の定めがない限り日曜日から土曜日までの暦週
- (2) 1 日とは午前 0 時から午後 12 時までのいわゆる暦日をいうものであり、継続勤務が二暦日にわたる場合には、たとえ暦日を異にする場合でも一勤務として取り扱い、当該勤務は始業時刻の属する日の労働として、当該日の「一日」の労働とするものであること。

3. 有害業務の重複作業時

関連する有害業務の 2 つ以上に従事する者について、場所および作業種別による解釈の概念がないことから重複する有害業務に従事する時間を通算すること。

4. 労働時間のガイドライン

有害業務の労働時間管理について、作業は午前・午後と分割されることが通常であり、場合によっては残業で深夜に及ぶものやそれが日またぎになる場合が想定される。

このような場合にも、一日の労働時間が適切に管理されるよう、当社で定めた『労働時間のガイドライン』を参照すること。

高温もしくは多湿環境下作業の遵守事項

高温もしくは多湿下での作業の遵守事項として、夏場での屋外作業、高温環境下での屋内作業、各種防護服着用による多湿下での作業について規定する。

【解説】本基準は、厚生労働省からの通達「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和3年4月23日付け基発0420第3号（令和3年7月26日一部改正））をもとに、作成している。

【補足】本基準の本文内で文末に〔一般〕〔管理区域等〕と記載する項目はそれぞれ以下の意味を表す。

〔一般〕 ……管理区域内外を問わず一般的に適用される項目

〔管理区域等〕 ……管理区域内で放管用その他の保護服を着用した作業、あるいは管理区域外であっても通気性に乏しい各種保護服（耐熱服、ケミカルスーツ等）を着用した作業

1. 高温・多湿環境下での作業の安全管理

(1) 作業環境管理

- a. 実際の作業場所ごとにWBGT指数計を設置または携行し、作業中の温湿度の変化に留意するとともに、可能であれば指示値を作業場の見やすい箇所に表示し、WBGT値の低減対策を講じること。〔一般〕
- b. 表－2「身体作業強度等に応じたWBGT基準値および休憩時間目安」に示すWBGT基準値を超え、または超えるおそれのある作業場所（以下、「作業場所」という。）においては、以下の対策により、WBGT値の低減および熱中症の予防に努めること。
 - ① 発熱体と作業者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けるとともに、屋外作業においてはできるだけ直射日光を遮ることができる簡易な屋根等を設けること。〔一般〕
 - ② 作業場所に適度な通風や冷房を行うための設備（局所排風機、スポットクーラー等）を設けるとともに、屋外作業中では適宜、散水（ミストシャワー）等を行うこと。〔一般〕
 - ③ 作業場所に適宜、氷、冷たいおしぼり、作業場所の近隣に水風呂、シャワー等身体を適度に冷やすことのできる物品、設備等を設けること。〔一般〕
 - ④ 作業場所の近隣に適宜、冷房室や日陰などの涼しい休憩場所を設けること。休憩場所は臥床することのできる広さを確保すること。〔一般〕
 - ⑤ 作業場所に適宜、スポーツドリンクを備え付ける等水分および塩分が定期的かつ容易に補給できるようにすること。〔一般〕
 - ⑥ 重装備による作業の場合、着脱装エリアに作業員用の椅子を設置するとともに退出場所へ携帯酸素ボンベ・冷却シート等を配備すること。〔管理区域等〕

- ⑦ 重装備による作業の場合、脱装員を配置し、作業員の脱装待ちを防止するとともに脱装後は速やかに退出させ、水分・塩分を摂取するよう指導すること。〔管理区域等〕（無用に汚染を拡大させないため、サーベイはゆっくり丁寧に行うこととするが、作業員の体調不良の場合は作業員の負担軽減を優先して、重要部分に限定したサーベイとする等の措置をとること。）

また、脱装員は、必要に応じて腕章等により明確化すること。〔管理区域等〕

(2) 作業管理

- a. (1)に示した作業環境管理によってWBGT値を下げる処置を行ってもなお表－2「身体作業強度等に応じたWBGT基準値および休憩時間目安」に示すWBGT基準値を超える場合、表－2に示す休憩時間を設定して作業すること。また、休憩時間の確保が困難な場合、作業を中止すること。〔一般〕

① 作業内容をWBGT基準値を超えない身体作業強度の作業に変更する。

② 表－2に示す休憩時間を設定して作業する。

上記作業監理対応が困難な場合、作業を中止すること。

- b. 作業監理責任者（関係請負人においては現場指揮者）は、作業員の暑熱順化※の状況を把握するとともに、表－2に基づき暑熱非順化者（暑熱順化していない作業員）については、より身体作業強度の低い作業に従事させる、もしくは暑熱順化している作業員より長い休憩時間を確保するよう努めること。〔一般〕

また、気温等が急激に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合や新たに当該作業を行う場合には、通常、作業員が暑熱順化していないことに留意し、暑熱順化の状況の確認および措置を行うこと。〔一般〕

※暑熱順化：“体を暑さに慣れさせる”こと。

高温多湿下での作業の他、軽いランニングやウォーキング、入浴、サウナ等で汗をかくことでも効果を得られる。

暑熱順化には5日～7日程度かかり、熱へのばく露が中断すると1週間～3週間で完全に効果が消失するといわれている。

暑熱順化の目安として、当該作業環境もしくはそれ以上の高温多湿環境下で7日以上従事した場合で、かつ、現場指揮者もしくは作業監理責任者が確認したことをもって、暑熱順化したものとみなす。また、4日以上長期休暇を挟んだ場合、必要に応じ身体的負荷の調整や暑熱順化期間の延長を行う。

- c. 熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、透湿性および通気性の良い服装にすること。可能であれば、送風や送水等により身体を冷却する機能を持つ服の採用について検討を行うこと。〔一般〕

- d. 直射日光下で保護帽を使用し作業する場合は暑熱対策ヘルメット用インナー等を使用すること。〔一般〕

- e. 作業中は首周り等に携帯用冷却材を付け、体温上昇と過度の発汗を防ぐこと。

〔一般〕

- f. 定期的な水分および塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所の作業中は巡視を頻繁に行うこと。〔一般〕

- g. 管理区域内の重装備による作業の場合、表－１に基づき、保護装備に応じた作業時間を設定すること。〔管理区域等〕
- h. 作業時間を設定した場合は、その時間を作業場の見やすい箇所に掲示すること。
〔管理区域等〕
- i. 作業時間を設定した場合は、タイムキーパーを置いて設定時間の超過を防止させること。また、タイムキーパーは、必要に応じて腕章等により明確化すること。なお、タイムキーパーは、専任でなくともよいものとする。〔管理区域等〕
- j. 作業時間を設定した場合は、作業者ごとの入域時の体調および入域時間が現場で分かるようにすること。（参考－１：エリア入域時間管理表の例）〔管理区域等〕
- k. 作業エリアとエリア外との緊急連絡を迅速に行えるよう、必要な場合は無線、インターホン等の通信手段を準備すること。〔管理区域等〕
- l. 表－１に基づき、保護装備に応じた作業時間を設定するにあたり解釈が明確でない場合は、作業計画時に作業実施部署ならびに放射線管理部署と協議し、以下の点について明確にしておくこと。〔管理区域等〕
 - ① 保護衣の種類、冷却材の装着等
 - ② 時間管理の方法、エリア内の温湿度等の把握手段
 - ③ 作業中における作業者の体調の状態把握方法
 - ④ 体調不良時および緊急時のエリア外への搬出方法
 - ⑤ 脱装場所付近の休憩のための設備、配備品等

【解説】表－１に基づく作業時間の設定にあたって、数値はあくまでも目安であり、作業者への影響の程度は、服装・周囲温度・湿度のみならず、作業者の体力・体調等により変化することに留意しなければならない。

(3) 健康管理〔一般〕

- a. 直近の健康診断等の結果に基づき、適切な健康管理、適正配置等を行うこと。適正配置に当たっては健康診断の結果を基に医師等の意見を勘案し、就業場所の変更や作業の転換等の適切な措置を講ずること。（糖尿病、高血圧症、心臓病や腎臓病、皮膚疾患、精神・神経疾患）
- b. 労働者の睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理について指導を行うこと。
また、必要に応じ健康相談を行うこと。
- c. 午前・午後それぞれの作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。
なお、交代勤務者の場合は勤務態様に準じて行うこと。
（参考－２：体調確認項目の例）
- d. 健康状態を確認し、体調不良者（風邪、二日酔い、朝食抜き、寝不足等）は作業に当たさせないこと。また、高齢者、初めての作業、作業の高負荷等については入念な事前確認や措置を講ずること。
- e. あらかじめ作業場所を確認するとともに、作業中は巡視を頻繁に行い、作業者への声掛け等により健康状態を確認すること。
- f. 複数作業においては、作業者相互で健康状態の確認に留意させること。

g. 作業者に対し、作業開始前、重装備作業前、管理区域入域前に水分や塩分の補給等必要な指導を行い、自覚症状が出る前の定期的な補給をさせること。

なお、汗を多くかく場合には、スポーツドリンクの塩分のみでは不足するためさらに塩分も摂らせること。

h. 休憩場所に体温計を置き、体調に変化があった時または休憩時間等に測定させ通常時より発熱している場合は、作業を中断し水分や塩分の補給等必要な措置を行うこと。

i. 熱中症の自覚症状のある作業者や、熱中症のおそれのある作業者を見つけた者が、その旨を報告できるよう体制を整備しておくとともに、報告方法について事前に作業者に周知しておくこと。

(4) 労働衛生教育〔一般〕

高温・多湿環境下における作業を行う際には、作業を管理する者および作業者に対し、あらかじめ、熱中症が発生した場合に講じる措置の具体的内容、手順等次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- a. 熱中症の症状（参考－４：熱中症が起こりやすい環境および予防・対策）
- b. 熱中症の予防方法（参考－５：熱中症が起こりやすい環境および予防・対策）
- c. 緊急時の応急救護措置（参考－３：熱中症とは）
- d. 熱中症の事例（参考－７：参考資料／熱中症に関連する通達等）

(5) 救急措置〔一般〕

a. 緊急連絡体制表をあらかじめ作成し、事前に作業者に周知しておくこと。

また、病院、診療所等の所在地、連絡先を把握しておくこと。

b. 当該作業からの離脱、身体のコレ、必要にコじた医師の診察等熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容およびその実施に関する手順をあらかじめ定め、事前に作業者に周知しておくこと。

c. 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、水分および塩分の補給を行い、医師の手当を受けさせること。

d. 自立歩行が困難な疾病者が発生した場合に、速やかに作業エリア外へ搬出できるよう予め手段を確保すること。

特に、ピット・タンク等の底部での作業の場合は、作業実施部署以外に関係する部署の意見を取り入れ、確実に手段を確保すること。

e. 熱中症の疑いがある場合は、直ちに緊急医療チーム専用電話へ連絡し、医療スタッフの助言と指示に従うこと。

【解説】緊急医療チーム専用電話とは、医療スタッフへ直接連絡が取れる専用回線である。

内線：（９６）７７７７ 外線：０１７５－７１－２５７７

(6) 熱中症の発症の場合、次の情報を確認すること。

- a. 装備（できるだけ詳しく）、冷却材等の装着の有無・内容等
- b. 作業時間、作業場所の温度、湿度等
- c. 当日および数日間の勤務状況、体調、健康状態等
- d. 当日および作業開始前の食事、水分および塩分等の摂取状況等

(7) 関係法令および関連資料

(参考－ 6 : 関連する法令／休憩室、給水設備の設置)

(参考－ 7 : 参考資料／熱中症に関連する通達等)

(参考－ 8 : 参考資料／WBGT 値と気温、相対湿度との関係)

(参考－ 9 : 参考資料／衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C - WBGT))

表－ 1 放射線防護具装備着用時の作業時間

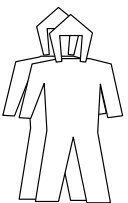
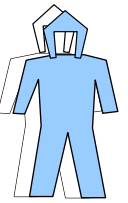
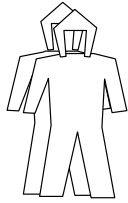
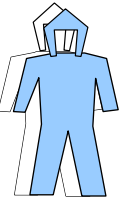
【解説】 2007年7～9月に再処理工場内で発生した熱中症事例の再発防止策等を踏まえ、作成したものであり、すべての作業で適用されるものではないため、事前に作業実施部署・放射線管理部署との協議を要する。

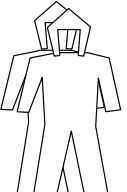
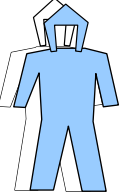
呼吸用保護具		防護装備	通常作業時間	特殊環境下での作業時間
半面マスク	1	タイベックスーツ 1重、2重	3h	室温30℃以上の場合、作業時間30分(装備装着時間を含め45分)として管理する。また、1日あたりの作業回数は2回以内とする。
全面マスク	2	タイベックスーツ 1重	1h(+0.5) ^{※2}	
	3	タイベックスーツ 2重	1h	
	4	タイベックスーツ1重、アノラックスーツ1重 ^{※1}	1h	
エアラインマスク	5	タイベックスーツ 2重	1h(+0.5) ^{※2}	
	6	タイベックスーツ1重、アノラックスーツ1重 ^{※1}	1h	
フードマスク ^{※3}	7	フェザースーツ 1重	2.5h	
	8	タイベックスーツ 1重	2h	
	9	タイベックスーツ 2重	1.5h	
	10	タイベックスーツ1重、アノラックスーツ1重	1.5h	

※1 作業環境が湿式又は水がある状況である場合に着用。

※2 作業環境の温度が25℃未満の場合に追加が認められる。

※3 使用については放射線管理部署と協議する。

呼吸保護具	半面マスク	全面マスク				エアラインマスク	
	1	2	3	4	5	6	
防護装備	タイベック1重 タイベック2重	タイベック1重	タイベック 2 重	タイベック1重 アノラックスーツ1重	タイベック 2 重	タイベック1重 アノラックスーツ1重	
	 						
連続作業時間	3h	1h(+0.5)	1h	1h	1h(+0.5)	1h	

呼吸保護具	フードマスク			
	7	8	9	10
防護装備	フェザースーツ1重 	タイベック1重 	タイベック 2重 	タイベック1重 アノラックスーツ1重 
連続作業時間	2.5h	2h	1.5h	1.5h

表－２ 身体作業強度等に応じたW B G T 基準値および休憩時間目安

出典：職場における熱中症予防対策マニュアル 厚労省発行（令和３年版）

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	W B G T 基準値	
		暑熱順化者の W B G T 基準 値 °C	暑熱非順化者の W B G T 基準 値 °C
０ 安静	安静、楽な座位	３３	３２
１ 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	３０	２９
２ 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	２８	２６
３ 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	２６	２３
４ 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	２５	２０

「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、上の表に示すW B G T 基準値超過時の休憩時間の目安について以下のとおりとする。

- ・ 1℃程度超過しているとき：１時間当たり１５分以上の休憩
- ・ 2℃程度超過しているとき：１時間当たり３０分以上の休憩
- ・ 3℃程度超過しているとき：１時間当たり４５分以上の休憩
- ・ それ以上超過しているときには作業を中止すること

ただし、ファン付き作業服を着用している場合、3℃程度超過までの範囲で、作業時間を１５分延長できるものとする。

なお、暑熱順化していない作業員においては、より身体作業強度の低い作業に従事させる、もしくは暑熱順化している作業員より長い休憩を確保するよう努めること。

参考－１ エリア入域時間管理表の例

※作業場所のエリア入口付近に目立つように掲示すること。

【例 1】

	入域者氏名	体調確認	回 数	入域時刻	備考
1	〇〇 太郎	良	2 回目	10:03	水分補給ヨシ
2	〇〇 一郎	良	1 回目	10:05	水分補給ヨシ
3					
4					
5					

【例 2】

[illegible]

参考－ 2 体調確認項目の例

※以下を参考に作業内容と作業環境に応じた項目でチェックを行うこと。

【体調チェック項目（本人）】

- ・作業負荷が重い場合は、エリア入域直前にも行う。
- ・作業相互による健康状態確認で見過ごされるような項目であり、きめ細かく素直にチェックすること。

熱中症に関する健康状態自己チェックシート							
工事名：			所属会社：				
			氏名：				
<p>●この「チェックシート」は、作業員の方が各自で毎日体調をチェックするための「チェックシート」です。</p> <p>●朝礼時と休憩時に、体調をチェックしてください。</p> <p>●休憩時のチェックで症状が認められる方は、すぐに職長又は職員に申し出てください。</p> <p>●職長は各作業員の方のチェックシートを見て、早目の対応に努めてください。</p>							
区分	No.	チェック項目	/		/	/	/
朝礼時 チェック		以下の人は熱中症にかかりやすい人です。					
	1	高齢者（65歳以上の人）である。					
	2	心筋梗塞、狭心症などにかかったことがある。					
	3	これまでに熱中症になったことがある。					
	4	高血圧である。					
	5	ふとっている。					
	6	風邪を引いて熱がある。					
	7	下痢をしている。					
	8	二日酔いである。					
	9	朝食を食べなかった。					
	10	寝不足である。					
休憩時 チェック		以下の人は熱中症にかかっている人です。					
	重症度Ⅰ	11	めまい、立ちくらみがする。				
		12	ふいてもふいても汗が出てくる。				
		13	手足や体の一部がつる。				
	重症度Ⅱ	14	頭がズキンズキンと痛い。				
		15	吐き気がする。				
		16	体がだるい。				
		17	判断力・集中力が低下する。				
	重症度Ⅲ	18	意識が無い。				
		19	体がけいれんする。				
		20	体温が高い。				
		21	呼び掛けに反応していない。				
22		まっすぐに歩けない。走れない。					
<p>●熱中症の判断の目安として、体温と脈拍を測る方法があります。</p> <p>●熱中症の疑いがある場合は、速やかに医師の診断を受けてください。</p>							

参考－ 3 熱中症とは

熱中症とは
高温・多湿環境下において、体内の水分やおよび塩分のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻したりするなどして発症する障害の総称であり、めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛、気分不快、吐き気、倦怠感、虚脱感、意識障害、痙攣、手足の運動障害、高体温等の症状が現れます。

熱中症の分類 [Ⅰ度]
【熱失神】 暑熱環境下で皮膚血流の著しい増加と多量の発汗とにより、相対的に脳への血流が一時的に減少することにより生じる立ちくらみのことをいいます。
【熱痙攣】 汗で失われた塩分が不足することにより生じる筋肉のこむら返りや筋肉の痛みのことです。
＜救急措置＞
涼しい場所へ移動させ、足を頭より高くして寝かせる。衣服をゆるめ、体を冷やす。（首の周り、脇の下、足の付け根など）自力で水分・塩分（スポーツドリンクや経口補水液等）がとれる場合は飲ませる。体調不良者を見守り、一人にはさせない。

熱中症の分類 [Ⅱ度]
【熱疲労】 脱水が進行して、全身のだるさや集中力の低下した状態をいい、頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐などが起こり、放置しておくと、致命的な「熱射病」に至ります。
＜救急措置＞
涼しい場所へ移動させ、足を頭より高くして寝かせる。衣服をゆるめ、体を冷やす。（首の周り、脇の下、足の付け根など）至急緊急医療チーム専用電話または 1 1 9 番へ通報し、救急隊や医師の指示に従い応急手当を行う。

熱中症の分類 [Ⅲ度]
【熱射病】 中枢神経症状や腎臓・肝臓機能障害、さらには血液凝固異常まで生じた状態のことで、普段と違う言動やふらつき、意識障害、全身のけいれん（ひきつけ）などが現れます。
＜救急措置＞
涼しい場所へ移動させ、足を頭より高くして寝かせる。衣服をゆるめ、体を冷やす。（首の周り、脇の下、足の付け根など）至急緊急医療チーム専用電話または 1 1 9 番へ通報し、救急隊の指示に従い応急手当を行う。また、入院加療が必要。

参考－ 4 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I 度	めまい・生あくび・立ちくらみ （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態である。） 集中力や判断力の低下	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつげがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。）	
		大

参考－ 5 熱中症が起こりやすい環境および予防・対策

○ 熱中症が起こりやすい環境
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に気温が 30 度以上になると発症しやすい ・ 気温が低くても湿度が高い環境下でも発症する ・ タイベックス 2 重、ケミカルスーツ、耐火服、フルハーネス型墜落制止用具の着用 等 ・ 体温調整がしにくいと発症しやすい ・ 体調が悪い人や高齢者は、発症しやすい
○ 予防と対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・お茶ではなく、スポーツドリンクや経口補水液が最適 ・ WBGT 値を把握し、値と作業内容に応じた作業時間および休憩時間を設定する。

参考－ 6 関連する法令／休憩室、給水設備の設置 労働安全衛生規則（抜粋）

1. 有害作業場の休憩設備【安衛則 6 1 4】

事業者は、著しく暑熱、寒冷または多湿の作業場、有害なガス、蒸気または粉じんを発生する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。

ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2. 発汗作業に関する措置【安衛則 6 1 7】

事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩および飲料水を備えなければならない。

3. 給水【安衛則 6 2 7】

事業者は、労働者の飲用に供する水その他の飲料を、十分供給するようにしなければならない。

4. 作業環境測定を行うべき作業場【安衛則 5 8 7】

令第 2 1 条第 2 号の厚生労働省令で定める暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場は、次のとおりとする。

- (1) 熱源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行なう屋内作業場
- (2) 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫または冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうものの
- (3) 多量の蒸気を使用する染色槽により染色する業務を行なう屋内作業場
- (4) 多量の蒸気を使用する金属または非金属の洗浄またはめつきの業務を行なう屋内作業場
- (5) 紡績または織布の業務を行なう屋内作業場で、給湿を行なうもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

5. 温湿度調節【安衛則 6 0 6】

事業者は、暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

6. 気温、湿度等の測定【安衛則 6 0 7】

事業者は、第 5 8 7 条に規定する暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、当該屋内作業場における気温、湿度およびふく射熱（ふく射熱については、同条第 1 号から第 8 号までの屋内作業場に限る。）を測定しなければならない。

7. ふく射熱からの保護【安衛則 6 0 8】

事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、またはその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。

参考－ 7 参考資料／熱中症に関連する通達等

※以下の資料は必要な都度、インターネットを利用する等検索しダウンロードのうえ活用すること。（検索時期によって最新版ではない場合もあることに留意すること。）

- (1) 環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- (2) 厚生労働省 職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和3年4月20日付け（令和3年7月26日一部改正）厚生労働省基発第0726第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>

- (3) 厚生労働省 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

- (4) 厚生労働省 令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱

https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_20250228.html

参考－ 8 参考資料／WBGT値と気温、相対湿度との関係

WBGT値と気温、相対湿度との関係

(日本生気象学会：日常生活における熱中症予防指針 Ver.4, 2022)

室内用のWBGT簡易推定図 Ver.4

室内用 Ver. 4		相对湿度 [%]																	
日本生気象学会		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	
気温 [℃]	40	28	29	30	31	32	33	34	34	35	36	36	37	38	38	39	39	40	
	39	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	37	37	38	38	39	
	38	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	36	37	37	38	
	37	26	27	28	29	29	30	31	32	32	33	34	34	35	35	36	36	37	
	36	25	26	27	28	29	29	30	31	31	32	33	33	34	34	35	35	36	
	35	24	25	26	27	28	28	29	30	30	31	32	32	33	33	34	34	35	
	34	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31	31	32	32	33	34	34	
	33	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31	32	33	33	
	32	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29	29	30	31	31	32	32	
	31	21	22	23	24	24	25	26	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31	
	30	21	21	22	23	23	24	25	25	26	26	27	28	28	29	29	30	30	
	29	20	21	21	22	23	23	24	24	25	26	26	27	27	28	28	29	29	
	28	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	25	26	26	27	27	28	28	
	27	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	27	
	26	18	18	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	
	25	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25	
	24	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	
	23	15	16	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22	23	23	
	22	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22	
	21	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	21	21	

【注意】この図は「日射のない室内専用」です。屋外では使用できません。また、室内でも日射や発熱体のある場合は使用できません。そのような環境では、黒球付きのWBGT測定器等を用いて評価して下さい。

WBGTによる
温度基準域

危険 31℃以上
嚴重警戒 28℃以上31℃未満
警戒 25℃以上28℃未満
注意 25℃未満

参考－ 9 参考資料／

衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）

出典：職場における熱中症予防対策マニュアル 厚労省発行（令和3年版）

組合せ	コメント	WBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服 ※	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	SMSはポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

タイベック	：単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服
フェザースーツ	：単層のSMS不織布製のつなぎ服
アノラック	：フードつき単層の不透湿つなぎ服

※フルハーネス型墜落制止用器具を着用している場合、密着性、通気性および重量の観点から、「単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服」と同等として扱うことが望ましい。

石綿障害予防規則に基づく遵守事項

石綿を含有する建材を使用した建築物等の解体作業について、石綿暴露防止対策等の徹底のため石綿障害予防規則に基づく遵守事項を規定する。

1. 法令関係事項【安衛法 5 5、施行令 6、1 6、石綿則 4 7、4 8】

石綿に係る禁止対象物と経過措置は次のとおりである。

(1) 石綿等の製造等の禁止

代替えが困難な一部の製品を除き、石綿等の製造等は全面禁止であること。

(2) 規制対象物範囲の拡大

石綿を 0. 1 % 超えて含有するものが規制の対象であること。

(3) 経過措置

既存石綿含有製品等、同分析用試料等、適用除外製品等に係る経過措置については、関連する通達等を確認すること。

【解説】関連通達：石綿障害予防規則の解説について（令和 2 年 1 0 月 2 8 日付け基発 1 0 2 8 第 1 号、令和 3 年 3 月 2 9 日一部改正）

2. 事業者の責務【石綿則 1】【アスベスト製品の代替化の促進について（平成 1 8 年 1 月 1 8 日付け基安発第 0 1 1 8 0 0 4 号）】

(1) ばく露の抑制

石綿による健康障害を防止するため、作業方法の確立・関係施設の改善・作業環境の整備・健康管理の徹底・その他の必要な措置を講ずること。

(2) 代替化の促進

石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替えするよう努めること。

3. 事前調査及び分析調査【石綿則 3】

建築物等の解体等の作業を行う場合は、あらかじめ当該建築物等について石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し結果を記録すること。また、事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行うこと。

4. 作業計画【石綿則 4】

(1) 石綿が使用されている建築物等の解体等を行う場合は、以下の作業計画を定めて作業を行うこと。

a. 作業の方法および順序

b. 石綿粉じんの発散を防止し、または抑制する方法

c. 労働者への石綿粉じんの暴露を防止する方法

(2) 通知等

作業計画を定めたときは、工事等の請負人に対し、当該建築物等における石綿の使用状況等とともに作業計画の内容について通知し、併せて関係労働者へ周知すること。

5. 作業の届出【石綿則 5】

石綿が使用されている建築物等の保温材、耐火被覆材等の除去作業その他これに類する作業を行うときは、あらかじめ所轄労働基準監督署へ届書を提出すること。

6. 除去に係る措置【石綿則 6、 7】

(1) 吹き付けられた石綿等

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等を行う場合は、作業場所の隔離、作業場所の排気等の措置を行うこと。

(2) 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等

壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等を行う場合は、当該作業場所に関係する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつその旨を見やすい箇所に表示すること。

7. 石綿等の使用状況の通知【石綿則 8】

石綿が使用されている建築物等の解体等を行う場合は、当該作業を行う関係請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知すること。

8. 石綿等の切断等の作業【石綿則 1 3】

以下の作業の場合、石綿等を湿潤な状態とすること。

(1) 石綿等の切断等の作業

(2) 石綿等を塗布し、注入し、または張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物または工作物の解体等の作業を含む。）

(3) 粉状の石綿等を容器に入れ、または容器から取り出す作業

(4) 粉状の石綿等を混合する作業

(5) 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

9. 保護具の着用等【石綿則 1 4、 4 5】

(1) 石綿等の切断等の作業に労働者を従事させる場合は呼吸用保護具を使用させること。

(2) 呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え常時有効かつ清潔に保持すること。

10. 石綿作業主任者の選任【石綿則 1 9、 2 0】

石綿等を取り扱う作業の際は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任しなければならない。

石綿作業主任者は次の事項を実施する。

- (1) 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように作業の方法を決定し労働者を指揮すること。
- (2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置について1ヶ月を超えない期間毎に点検すること。
- (3) 保護具の使用状況を監視すること。

11. 特別教育【石綿則27】

石綿等が使用されている建築物等の解体等に係る業務に就くときは、以下の科目について、当該業務に関する衛生のための特別教育を行うこと。

- (1) 石綿の有害性
- (2) 石綿等の使用状況
- (3) 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- (4) 保護具の使用方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、石綿等の暴露の防止に関し必要な事項

【解説】石綿使用建物等解体等業務特別教育規程（平成17年3月31日付け厚生労働省告示第132号）によるものとする。

12. 測定および記録

(1) 作業環境測定結果の記録【石綿則36】

石綿に係る作業場について、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に石綿の空気中における濃度を測定すること。

また、当該測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを40年間保存すること。

- a. 測定日時
- b. 測定方法
- c. 測定箇所
- d. 測定条件
- e. 測定結果
- f. 測定を実施した者の氏名
- g. 測定結果に基づいて当該石綿による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

(2) 測定結果の評価【石綿則37】

作業環境の測定結果について作業環境評価基準に従って、第一管理区分、第二管理区分または第三管理区分に区分して評価し、その結果について次の事項を記録し、これを40年間保存すること。

- a. 評価日時
- b. 評価箇所
- c. 評価結果
- d. 評価を実施した者の氏名

13. 掲示【石綿則 3 4】

石綿に係る作業場について、次の事項について見やすい場所に掲示すること。

- (1) 石綿に係る作業場である旨
- (2) 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状
- (3) 石綿等の取扱い上の注意事項
- (4) 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨および使用すべき保護具等

参考－ 1 アスベストとは

【アスベスト】
アスベストとは、天然に産する鉱物繊維のことを言い、I L O（国際労働機関）が規定するもののうち実用されていたもので、次の 6 種をいう。
①クリソタイル（白石綿）②アモサイト（茶石綿）③クロシドライト（青石綿） ④アンソフィライト石綿 ⑤トレモライト石綿 ⑥アクチノライト石綿
〔特性〕 不燃性、耐熱性、絶縁性、耐薬品性、耐腐食性、耐磨耗性、耐久性等
〔用途〕 建築材料、シール材、摩擦材、その他保温・断熱・絶縁等
このアスベストが石綿粉じんとして人体に吸収された場合、中皮腫・石綿肺・肺がんの疾病に影響する。

悪天候時における作業の遵守事項

悪天候時における作業については、労働安全衛生法に基づき遵守事項を規定する。

1. 本遵守事項の対応

- (1) 作業員に対し、悪天候時の対応および関係法令に規定する具体的措置について周知するとともに遵守させる。
- (2) 当社で新たに作業する者へ新規入場者教育を実施し、悪天候時における安全事項および当社の特殊性を十分熟知させる。
- (3) 作業の実施にあたっては、問題が生じないよう注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には、速やかに当社に報告し、その指示を受ける。
- (4) 2. に定める悪天候が予測される場合は、災害または事故が発生しうると判断し、事前の準備、片付け等を実施させる。
- (5) 悪天候の終息後、作業を再開または復旧するにあたっては、機材、設備、作業エリアの状態等十分な点検を実施し、安全確保の確認を徹底させる。
- (6) 気象情報に基づき悪天候（津波、落雷、濃霧等、竜巻等）が予想される場合は、作業員に対し事前に周知する。また、悪天候または以下の気象情報の発表時には直ちに安全を確保するための措置を行うこと。終息を確認した後、(5)における点検等を実施する。
 - ・ 暴風、暴風雪、大雨または大雪に関する警報または特別警報
 - ・ 津波に関する注意報または警報もしくは大津波警報
 - ・ 竜巻注意情報

2. 悪天候の定義【労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（昭和46年4月15日付け基発第309号）等】

- (1) 強風
10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
- (2) 大雨
1回の降雨量が50ミリメートル以上
- (3) 大雪
1回の降雪量が25センチメートル以上
- (4) 中震以上の地震
震度階級4以上
- (5) 暴風
瞬間風速が毎秒30メートル以上

3. 作業ごとにおける関係法令事項

- (1) 強風、大雨雪等の悪天候ため危険が予想されるときに中止等を行わなければならない作業

- 高さが2 m以上の箇所で行う作業 【安衛則5 2 2条】
- つり足場、張出しまたは高さが2 m以上の構造組立て解体、変更の作業
【安衛則5 6 4条】
- 型わく支保工の組立てまたは解体作業 【安衛則2 4 5条】
- 作業構台の組立て、解体または変更 【安衛則5 7 5条の7】
- 建築物の骨組みまたは塔であつて、金属製部材により構成されるもの(その高さが5 m以上であるものに限る)の組立て、解体または変更作業 【安衛則5 1 7条の3】
- 橋梁の上部構造であつて、金属製材により成されるもの(その高さが5 m以上であるものまたは当該部構造うち橋梁支間3 0 m以上である 部分に限)の架設、解体または変更作業 【安衛則5 1 7条の7】
- 軒高さが5 m以上の木造建築物構部材組立てまたはこれに伴う屋根下地もしくは外壁の取付け作業 【安衛則5 1 7条の1 1】
- コンクリート造の工作物(その高さが5 m以上であるものに限る)の解体または破壊の作業 【安衛則5 1 7条の1 5】
- 橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの(その高さが5 m以上であるものまたは当該部構造のうち橋梁の支間が3 0 m以上である部分に限る。)の架設または変更の作業 【安衛則5 1 7条の2 1】
- 解体用機械を用いた作業 【安衛則1 7 1条の6】
- 建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業
【安衛則1 9 4条の6】
- クレーンの組立てまたは解体作業 【クレーン則3 3条】
- 移動式クレーンのジブ組立てまたは解体作業 【クレーン則7 5条の2】
- デリックの組立てまたは解体作業 【クレーン則1 1 8条】
- 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔またはガイドレール支持塔の組立てまたは解体作業 【クレーン則1 5 3条】
- 建設用リフトの組立てまたは解体作業 【クレーン則1 9 1条】
- ゴンドラを使用する作業 【ゴンドラ則1 9条】
- 車両系木材伐出機械を用いる作業 【安衛則1 5 1条の1 0 6】
- 林業架線作業 【安衛則1 5 1条の1 4 5】
- 造林等の作業 【安衛則4 8 3条】
- (2) 強風のため危険が予想されるときに作業中止をしなければならない作業
 - クレーンに係る作業 【クレーン則3 1条の2】
 - 移動式クレーンに係る作業 【クレーン則7 4条の3】
 - デリックに係る作業 【クレーン則1 1 6条の2】
- (3) 暴風時に措置を講ずる必要がある特定機械等
 - 瞬間風速が毎秒3 0 mをこえる風が吹くおそれのあるときにおける、屋外に設置されている走行クレーンに逸走防止装置を作用させる等の措置 【クレーン則3 1条】

- 瞬間風速が毎秒 30 m をこえる風が吹くおそれのあるときにおける、屋外に設置されているデリックに、ブームをマストまたは地上の固定物に固縛する等のブーム動揺によるデリック破損防止の措置 【クレーン則 116 条】
- 瞬間風速が毎秒 35 m をこえる風が吹くおそれのあるときにおける、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等倒壊防止の措置 【クレーン則 152 条】
- 瞬間風速が毎秒 35 m をこえる風が吹くおそれのあるときにおける、建設用リフト(地下に設置されているものを除く)に控えの数を増す等倒壊防止の措置 【クレーン則 189 条】
- (4) 土砂崩壊災害防止対策
 - 地山の掘削作業は、作業箇所およびその周辺の地山の形状、地質、埋設物の有無等を調査し、結果を踏まえた作業計画を定める。【安衛則 355 条】
 - 掘削作業は点検者を指名し、作業開始前、大雨、中震以上の地震、発破の後に作業箇所およびその周辺の地山の浮石、き裂の有無等点検を講じる。 【安衛則 358 条】
 - 土砂崩壊のおそれがある場合、土止め支保工等を設け措置を講じる 【安衛則 361 条】
 - 日常点検、変状時の点検を確実に行之、斜面の変状に進行があった場合は、施工者は安全性検討関係者会議を開催し対策を検討。【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 1 号）】
 - 復旧工事で、地山掘削を伴わない工事でも、斜面近傍で工事する場合、上記の措置に準じた事前調査および点検、土砂崩壊防止の措置の徹底すること。
- (5) がれき処理作業における安全確保および石綿粉じん等のばく露防止対策等のばく露防止対策
 - 円滑な災害復旧の観点から短期間で作業が求められるが、労働災害防止のため当日の作業内容、安全上の注意事項等について開始前ミーティングを綿密に実施すること。
 - ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。安全靴は底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
 - 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じん、その他粉じんを吸入することの防止のための措置を徹底し、建築物がれき処理作業や解体等際には、事前に石綿等の有無の確認等を徹底すること。
- (6) 車両系建設機械を用いて作業行う場合における安全の確保
 - 車両系建設機械を用いて作業行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。 【安衛則 155 条】
 - 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により立入禁止する措置を講ずるまたは誘導者を配置すること。 【安衛則 158 条】

○ 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等必要な転倒、転落防止措置を講じること。【安衛則 157 条】

○ 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。【安衛法 61 条】

(7) その他の事項

○ 工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

○ 時期によっては、熱中症対策を講じる必要があることから、水分および塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛けること。

○ 倒壊のおそれある家屋等建築物に不用意に接近しないこと。

○ 建物の被害状況調査ため屋根上に上がるときは、墜落防止措置を徹底するとともにスレート、木毛板、塩化ビニール板等の屋根に上がる際は、幅 30 cm 以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止

4. 関係法令一覧（安衛法抜粋）

強風	10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上
大雨	1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上
大雪	1 回の降雪量が 25 センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数 4 以上
暴風	瞬間風速が毎秒 30 メートル以上

○印	悪天候の処理
◎印	予想されるときも含む
※印	毎秒 35 m を超えた場合
△印	大雨等。「等」には水道管の破裂による水の流入等が含まれること（昭和 40 年 2 月 10 日付け基発第 139 号）
☆印	地下に設置されたものを除く

<労働安全規則>

条項	規制(条文)	強風	大雨	大雪	中震以上の地震
		暴風			
151 の 106	車両系木材伐出機械を用いる作業の禁止	◎	◎	◎	
151 の 145	林業架線作業の禁止	◎	◎	◎	
171 の 4	ブレーカを用いて行う解体等の作業禁止	◎	◎	◎	
246	型枠支保工の組立等の禁止	◎	◎	◎	
358	明り掘削前の点検		○		○

373	土止め支保工の点検			△		○
382 の 2	ずい道等の建設の作業前の点検					○
396	ずい道支保工の点検					○
401	採石作業前の点検			○		
483	造林等の作業の禁止	◎		◎	◎	
517 の 3	鉄骨の組立て等の作業の禁止	◎		◎	◎	
517 の 7	鋼橋架線等の作業の禁止	◎		◎	◎	
517 の 11	木造建築物の組立て等の作業の禁止	◎		◎	◎	
517 の 15	コンクリート造工作物の解体等の作業の禁止	◎		◎	◎	
517 の 21	コンクリート橋架設等の作業の禁止	◎		◎	◎	
522	高さ 2m 以上の箇所での作業の禁止	◎		◎	◎	
564	足場の組立て等の作業の禁止	◎		◎	◎	
567, 655	足場の点検、補修	○		○	○	○
575 の 7	作業構台の組立て等の作業の中止	◎		◎	◎	
575 の 8	作業構台の点検、補修	○		○	○	○

＜クレーン等安全規則＞

条項	規制(条文)	強風		大雨	大雪	中震以上の地震
			暴風			
31 の 2	クレーンを使用する作業の禁止	◎				
31 の 3	ジブクレーンのジブの損壊防止	◎				
33	クレーンの組立て等の作業の禁止	◎		◎	◎	
37	屋外クレーンの点検		○			○
74 の 3	移動式クレーンによる作業の禁止	◎				
74 の 4	移動式クレーンの転倒防止	◎				
75 の 2	移動式クレーンのジブの組立て等の禁止	◎				
116	デリックの破損防止措置		◎			
116 の 2	デリックを使用する作業の禁止	◎				
118	デリックの組立て等の作業の禁止	◎		◎	◎	
122	デリックの点検		○			○
152	屋外エレベーターの倒壊防止措置		◎※			
153	屋外エレベーターの組立て等の禁止	◎		◎	◎	
156	屋外エレベーターの点検		○			○
189	建設用リフトの倒壊防止措置		◎※			
191	建設用リフトの組立て等の禁止	◎		◎	◎	
194	建設用リフトの点検		○☆			○

＜ゴンドラ等安全規則＞

条項	規制(条文)	強風		大雨	大雪	中震以上の地震
			暴風			
19	ゴンドラを使用する作業の禁止	◎		◎	◎	
31 の 3	ゴンドラの点検	○		○	○	

化学物質取扱い作業の基本遵守事項

化学物質を取扱う作業に共通した遵守事項について規定する。

なお、特別則に該当する化学物質の取扱いについては、別途対応する資料を確認すること。

1. 化学物質の名称等の表示及び通知【安衛法 5 7、5 7 の 2、安衛則 3 3 の 2】

- (1) 安衛法第 5 7 条に定める物質を容器に入れ、または包装して譲渡、または提供する場合、その容器または包装に次に挙げるものを表示しなければならない。
 - a. 名 称
 - b. 成 分
 - c. 注意喚起語
 - d. 人体に及ぼす作用、安定性および反応性
 - e. 貯蔵または取扱いの注意
 - f. 標 章 (GHS)
 - g. 表示する者の氏名 (法人の場合名称)、住所、電話番号
- (2) 安衛法第 5 7 条に定める物質を、前項による表示が行われてない容器または包装に保管するとき (容器を移し替えて保管する場合、小分けにして保管する場合など) は、当該物の名称および人体に及ぼす作用について、以下の方法により取扱う者に明示しなければならない。
 - a. 保管に用いる容器または包装への表示
 - b. 文書の公布
 - c. その他の方法 (使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付けなど)
- (3) 安衛法第 5 7 条の 2 に定める物質を譲渡または提供する場合、ならびに取扱う場合は、譲渡または提供を受ける者もしくは取扱う者に対し次の事項を通知しなければならない。(SDS を参考とし、定期的に SDS の変更を確認する)
 - a. 名 称
 - b. 成分およびその含有量
 - c. 物理的および化学的性質
 - d. 人体に及ぼす作用
 - e. 貯蔵または取扱い上の注意
 - f. 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
 - g. 通知を行う者の氏名、住所および電話番号
 - h. 危険性または有害性の要約
 - i. 安定性および反応性
 - j. 適用される法令
 - k. その他参考となる事項
- (4) 安衛法第 5 7 条の 2 に定める物質を取扱う場合は、次に掲げる方法により前項に記す事項を作業者に周知すること。【安衛法 1 0 1、安衛則 9 8 の 2】
 - a. 取扱う作業場の見やすい場所に常時掲示し、または備え付けること
 - b. 書面を取扱う作業者に交付すること

- c. 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、取扱う作業場に取り扱う者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

2. 化学物質に対して事業者が行うべき調査等【安衛法５７の３、安衛則３４の２の７、５７７の２】

- (1) リスクアセスメント対象物(施行令第１８条に掲げる物および法第５７条の２第１項に規定する通知対象物、また、法第５７条の３でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質)について化学物質リスクアセスメントを実施しなければならない。
- (2) 化学物質リスクアセスメントは以下の時期に行うこと。
 - a. リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、または変更するとき
 - b. 化学物質リスクアセスメント対象物質を製造し、または取扱う業務に係る作業の方法を新規に採用し、または変更するとき
 - c. 前二項のほか、リスクアセスメント対象物による危険性または有害性ならびに人体に及ぼす作用等について変化が生じ、または生じるおそれがあるとき
- (3) 化学物質リスクアセスメントの実施結果に基づいて、作業者の健康障害を防止するため、代替品の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置の設置および稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、作業者が化学物質リスクアセスメント対象物質にばく露される程度を最小限度にしなければならない。

また、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければならない。
- (4) 前項に加え、化学物質リスクアセスメントの実施結果に基づいて、安衛法または安衛法に基づく命令の規定による措置を講ずるほか、作業者の危険または健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3. 化学物質リスクアセスメントの結果等の記録及び保管並びに周知【安衛則３４の２の８、５７７の２】

- (1) 化学物質リスクアセスメントを実施したときは記録を作成、作業者に周知し、次に化学物質リスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して３年以内に当該リスクアセスメント対象物について化学物質リスクアセスメントを行ったときは、３年間）保管しなければならない。
- (2) 前項の周知は次に挙げる方法により行うものとする。
 - ・ 作業場の見やすい場所に常時掲示する、または備え付ける
 - ・ 書面を作業者に交付する
 - ・ 電子媒体に記録し、かつ、作業場に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

４．ばく露程度の低減等【安衛則５７７の３】

リスクアセスメント対象物以外の化学物質の取扱いにおいて作業者の健康障害を防止するため、代替品の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置の設置および稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、作業者がばく露される程度を最小限にするよう努めなければならない。

５．皮膚障害等防止用の保護具【安衛則５９４、５９４の２、５９４の３、５９６、５９７】

(1) 皮膚もしくは眼に障害を与えるものを取扱う業務または有害物が皮膚から吸収され、もしくは侵入して、健康障害もしくは感染を起こすおそれのある業務においては、当該作業に従事する作業者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。

なお、保護具については同時に就業する作業者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(2) 前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対して適切な保護具を備え、使用できるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

(3) 化学物質または化学物質を含有する製剤（皮膚もしくは眼に障害を与えるものを取扱う業務または有害物が皮膚から吸収され、もしくは侵入して、健康障害もしくは感染を起こすおそれがないことが明らかなものを除く）を取扱う作業に作業者を従事させる場合は、(1)項の保護具を使用させるよう努めなければならない。また、業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対して(1)項の保護具を使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。

(4) 作業者は、必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

６．作業の記録【安衛則５７７の２】

リスクアセスメント対象物のうちがん原性物質（GHSに基づく分類の結果、発がん性の区分が区分１に該当する物（エタノールおよび特化則第３８条の３に規定する特別管理物質を除く。）とする。）を取扱う作業に常時従事する作業者について、１ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを３０年間保存すること。

- a. 作業者の氏名
- b. 従事した作業の概要および当該作業に従事した期間
- c. 当該物質に著しく汚染される事態が生じたときは、その概要および講じた応急の措置の概要

7. 健康診断等の実施【安衛則 5 7 7 の 2】

- (1) 化学物質リスクアセスメントの結果に基づき講ずるべく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。
- (2) 2. (3)に定める濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない。
- (3) 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5 年間（がん原性物質に関する健康診断は 3 0 年間）保存しなければならない。

8. 化学物質管理者の選任【安衛則 1 2 の 5】

- (1) リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場においては、工場、店社、営業所等事業場ごとに 1 名以上の化学物質管理者を選任し、以下の職務を行わせなければならない。
 - ① ラベル・SDS 等の確認
 - ② 化学物質リスクアセスメントの実施管理
 - ③ 化学物質リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
 - ④ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
 - ⑤ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
 - ⑥ ラベル・SDS の作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
 - ⑦ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応
- (2) 化学物質管理者は、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者から選任すること。

9. 保護具着用管理責任者の選任【安衛則 1 2 の 6】

- (1) 化学物質リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理、その他保護具の管理に関わる業務を行わせなければならない。
- (2) 保護具着用管理責任者は、保護具について一定の経験および知識を有する者から選任すること。

日本原燃 べからず集 【2026 年度版】

以下の機会を活用し、職場の安全を確保しよう！

- ・リスクアセスメント
- ・TBM および現場 KY
- ・現場パトロール
- ・災害防止協議会 等



日本原燃株式会社

はじめに

日本原燃の現場では労働災害が多発しています。近年労働災害が発生した現場の多くでは、作業員が自分の判断で勝手に作業を行った、現場指揮者（班長）が不在のまま作業が進められた、保護具を適切な方法で着用していなかった、といった基本的なルールからの逸脱が見られました。このことから当社では、現場で守るべき基本的なルールを取り纏めた「べからず集」を定めております。

この「べからず集」は、法令要求や過去当社で起きた労働災害の教訓を基本としつつ、あくまでも作業員の皆さんの視点で「やってはならないこと」を記載しています。

この「べからず集」に記載された基本ルールは、日本原燃構内で働くすべての方々が守らなければならないものです。この「べからず集」の内容を身に付け、禁止された行動をしない・させないためにも、リスクアセスメント等で活用するとともに、現場指揮者（班長）および作業員の皆さんには、

- ・TBM・KYで「べからず集」の内容を唱和したりKYの材料にしたりする
- ・作業中やパトロールの注意喚起の材料とする
- ・作業中に携帯して判断に迷った時などに見る
- ・作業現場に掲示して注意喚起する

などの方法で、積極的に「べからず集」をご活用いただきたく、よろしくお願いいたします。

目次

No.	べからず	種別
1	計画外作業！するべからず	共通
2	TBM！怠るべからず	共通
3	KY！現場確認せず行うべからず	共通
4	現場指揮者！現場を離れるべからず	共通
5	報連相！省略するべからず	共通
6	機材使用前点検！怠るべからず	共通
7	不適切な機材！使用するべからず	共通
8	不適切な保護具！使用するべからず	共通
9	注意表示！怠るべからず	共通
10	資機材養生！怠るべからず	共通
11	一人作業！するべからず	共通
12	共同作業！合図の徹底怠るべからず	共通
13	整理整頓！怠るべからず	共通
14	手摺！持たずに階段を昇降するべからず	共通
15	高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず	各種：高所作業
16	開口部！放置するべからず	各種：転落危険作業
17	脚立！ルール守らず使用するべからず	各種：脚立作業
18	足場板・手摺！固定せずに放置するべからず	各種：高所作業
19	車荷台作業時！足下確保せずに作業するべからず	各種：車荷台作業
20	電動工具！ON 状態で移動するべからず	各種：電動工具作業
21	重機作業エリア！作業員を入れるべからず	各種：重機作業
22	上下作業！するべからず	各種：高所作業
23	玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず	各種：玉掛作業
24	未点検吊具！使用するべからず	各種：玉掛作業
25	活線作業！するべからず	各種：電気取扱作業
26	ハチ発見！作業の継続するべからず	各種：屋外作業
27	運搬作業！人力を過信するべからず	各種：人力運搬作業
28	掘削作業！安全対策怠るべからず	各種：掘削作業

計画外作業！するべからず

《あるべき行動》

- 作業は作業計画（作業要領書/作業組織編成表/リスクアセスメント管理表等の作業に必要な図書）を確認の上実施する。
- 3H（初めて、変更、久しぶり）作業は必ず、現場指揮者の指示に従う。
- 作業方法に疑問や不安がある場合は、一旦立ち止まり安全を確保した状態を保ち、現場指揮者へ報告・連絡・相談し、個人の判断で作業を続行しない。
- あらかじめ定められた作業手順を個人の判断で変更、省略しない。また、移動経路等では近道行為をしない。

《禁止理由》

計画外作業は、準備の無い状況でリスクアセスメントが実施されていない作業となり、対策・対応が取れず不安全状態・不安全行動を誘発し災害の原因となるため。



TBM！怠るべからず



《あるべき行動》

- TBM は現場指揮者が計画された労働災害防止の対策等を作業員に伝え、作業員が理解したかを確認する場です。
- 全員で以下の情報を共有する。
 - ①作業内容と注意点（保護具、リスクアセスメント内容、禁止事項等）
 - ②前日の作業状況（不安全状態等）
 - ③作業体制（作業に必要な人員確認、役割、連絡体制等）
 - ④体調確認（睡眠不足・二日酔い等の確認は熱中症予防の観点からも重要）

《禁止理由》

- 作業者が作業状況等を共有していないことは、思わぬ作業ミス、災害の発生を招く可能性が高くなるため。
- 体調不良者を作業に従事させることは、熱中症のみならず他の労災の要因となる可能性が大きくなるため。

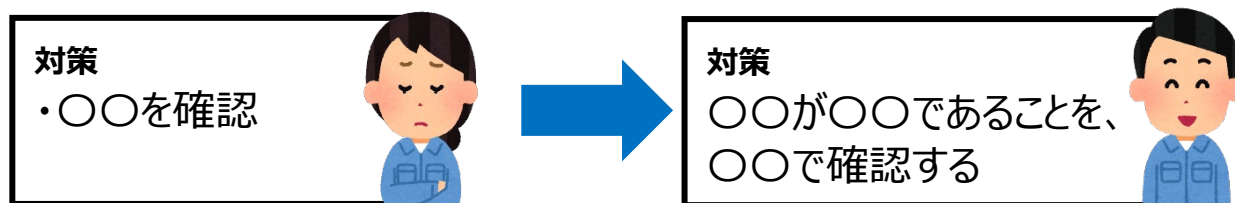
KY！

現場確認せず行うべからず

《あるべき行動》

- 作業開始前に災害リスクがないか、作業員全員で現場状況を確認してKYを行う。
- KYでは体調確認も含め、具体的かつ双方向でのコミュニケーションを心掛け、熱中症を防止するとともに、必要な情報の認識合わせを行う。
- KYでは、対策となる行動を具体的に示す。

（例）



《禁止理由》

作業現場は日々状況が変化します。状況変化を確認せずにKYを行うと、当日作業のリスクを抽出できず、災害発生の可能性が高まるため。

現場指揮者！

現場を離れるべからず



《あるべき行動》

- 現場指揮者は作業員が常に報連相できる場所にいるとともに、不安全行動・不安全環境がないよう、常時監視・指導する。
- 現場指揮者は現場を離れる際は、以下2つの措置のいずれかを必ず行う。
 - ① 安全を確保した状態を保ち現場作業を止める
 - ② 適切な能力のある者を代行者として指名・周知し、作業監理させる

《禁止理由》

現場指揮者がいないことにより、作業指示、関係者との連絡・協議等による「不安全行動」や「不安全環境」の解消ができないことから、災害発生の可能性が高まるため。

報連相！省略するべからず

《あるべき行動》

- 作業現場での出来事（異変、作業終了時の情報等、ささいなことでも）を上長、他の作業員、現場指揮者等に報告・連絡・相談する。
- 報告・連絡・相談等のコミュニケーションが活発な現場をつくるためにも、普段から挨拶を心掛ける。
- 作業に通常とは違う事象が発生した場合や知らない作業は自己判断せず、一旦立ち止まり、安全を確保した状態を保った上で、現場指揮者に相談する。

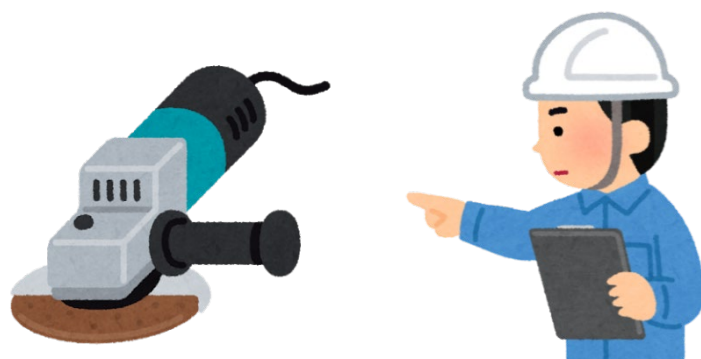
《禁止理由》

報告・連絡・相談を行わなければ、不安全な状態があっても他の作業員に知らされなかったり、是正されずに放置されたりして、思わぬ災害に繋がることもあるため。

報告
連絡
相談

機材使用前点検！

怠るべからず



《あるべき行動》

- 作業に適した機材、工具を選定する。
- 使用前点検で、必ず作動状況や保護装置、保護カバーの装着状況を確認する。
- 脚立、はしご、立ち馬等については、確実に使用前点検（ねじ・ボルトのゆるみ、いたみ・腐食の有無、滑り止めの状態等）を実施する。

《禁止理由》

作動不良や保護装置、保護カバーがないことによる災害を防止するため。

不適切な機材！

使用するべからず

《あるべき行動》

- 作業内容にあった適切な機材を、適切な方法で使用する。
- 機材の種類、用途、構造、安全装置、作業姿勢等を理解した上で使用する。
- 電動工具等については、補助ハンドルを用いて両手で使用するといった、使用ルールを理解し使用する。

《禁止理由》

作業に適さない機材を使用したり、機材を正しくない方法で使用したりすることは、機材が破損する等の事象に繋がり、思わぬ災害を招く可能性が高いため。



不適切な保護具！

使用するべからず

《あるべき行動》

- 適切な保護具を選定し、適切に着用していることを相互チェックする。
- 作業内容に応じ、適切な保護具を選定する。
- 保護具の使用前点検を実施し、損傷の有無、正常に機能するか等、安全な状態であることを確認する。
- 作業服はボタン、ファスナーの閉め忘れ、靴紐のほどけ等なく、正しく着用する。
- 冬期は滑らないよう、適切な靴を履く。

《禁止理由》

作業内容に応じた保護具の選定、機能確認等の使用前点検、装着状態の相互点検がおろそかになると、保護具機能が発揮されず災害の可能性が高まるため。



注意表示！怠るべからず

《あるべき行動》

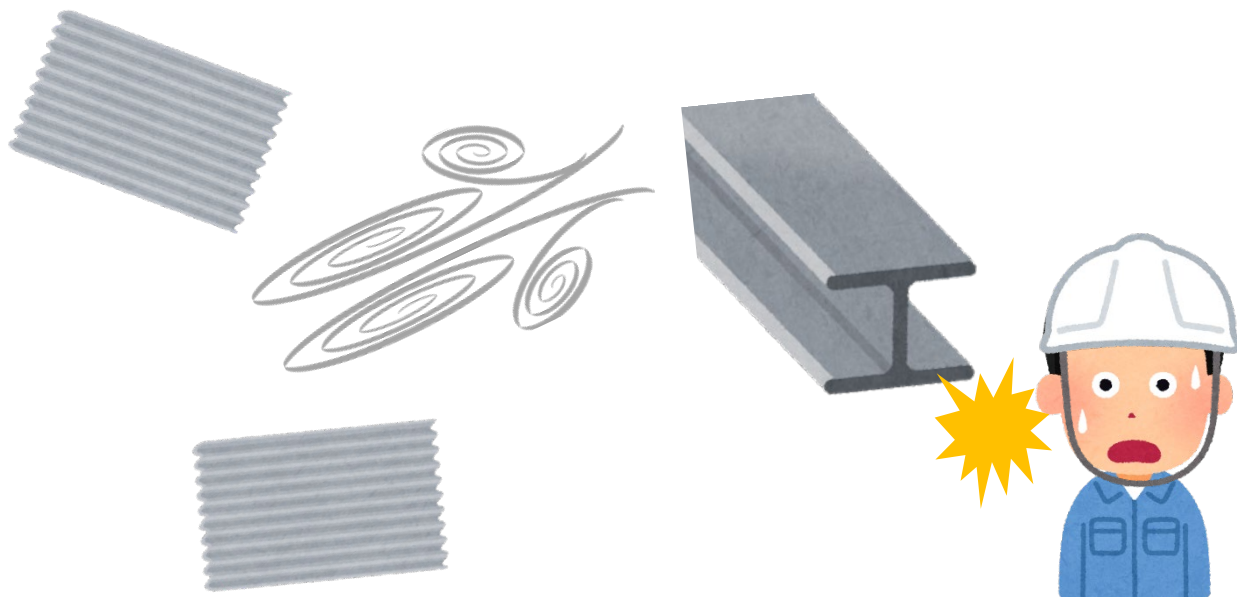
- 不安全状態は、物理的な対策を行い解消しましょう。解消するまでの間は、注意表示を行う。
- 施設管理者は安全確保のため、安全通路標識を設置する。
- 注意表示は見えやすい位置に設置し、注意喚起を図る。
- 注意表示は降雪、風雨等で位置ずれしないよう設置し、定期的に点検・更新する。

立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止 立入禁止

《禁止理由》

注意表示がない、または適切に固定されずに注意表示の位置がずれると、作業員が「不安全状態」に気付くことが出来ずに、思わぬ災害に繋がることもあるため。

資機材養生！怠るべからず



《あるべき行動》

- 段差、突起部等の養生を行う。
- 設置場所や天候等を考慮した仮置き資機材等の養生・固縛を行う。

《禁止理由》

養生不足による接触・打撲・転倒等の災害や、資機材等の固縛不足による荷崩れ、強風による飛散等の災害を防ぐため。

一人作業！するべからず



《あるべき行動》

- 作業員は以下3条件のうち、最低1つを満たす状況で作業する。
 - ①他の作業員から身体が見える
 - ②他の作業員から電話等ですぐに連絡が取れる
 - ③大声を出すと他の作業員に聞こえる

《禁止理由》

現場の不安全状態や不安全行為が見逃されたり、作業員の体調不良や災害発生時の発見・救助が遅れたりする等のリスクが大きい
ため。

共同作業！

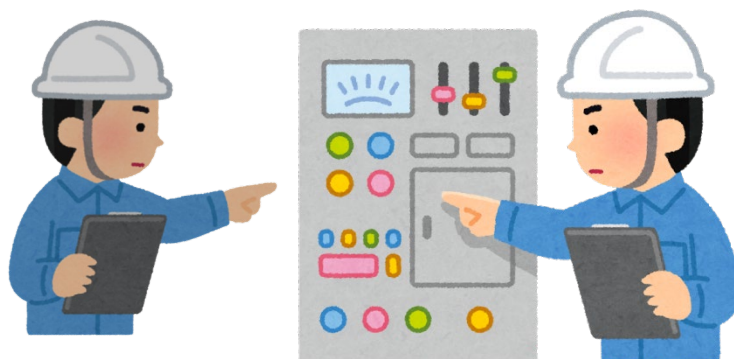
合図の徹底怠るべからず

《あるべき行動》

- 現場指揮者は、全ての作業者に合図の徹底と応答確認をとってから、次のステップに移行する。
- 作業前に決定された合図に従う。
- 作業者全員が手順を理解し、合図を実行する。
- 重量物運搬の共同作業時は誘導員を配置するとともに転倒や落下のおそれのある位置に立たないこと。また、作業員同士の声掛けにより相互に安全確認を行う。

《禁止理由》

共同作業での災害は、合図の不徹底と確認不足から発生するため。



整理整頓！怠るべからず

《あるべき行動》

- 整理整頓（2S）は安全な作業場確保の基本です。
 - ①整理：必要なものと不要なものとを仕分けること
 - ②整頓：取り出しやすい状態にすること
- 作業場では2Sを意識し、安全通路を確保する。
- 一作業ひと片付けで、不安全状態を見える化し、改善を実施する。

《禁止理由》

作業場の2Sが出来ていない状態では、不安全状態の確認が難しく、思わぬ躓き、転倒等が起きる可能性が高くなるため。



手摺！持たずに

階段を昇降するべからず

《あるべき行動》

- 階段昇降時は、必ず手摺を持つ。
- 安全に階段を昇降するために、手摺保持だけでなく、荷物を運ぶ際は両手を塞がない、1段ずつ階段を昇降する、ポケットハンドをしない、急がない等の安全行動を心掛ける。
- バスを乗降車する際も、必ず手摺を持つ。
- 冬期は積雪や路面凍結で滑りやすいので、上記行動を心がけて十分注意する。



《禁止理由》

階段昇降時の転倒・転落による災害の発生を防止するため。

また、誤って転倒・転落した場合、ポケットハンド状態では手をつくことができず、顔面強打等の怪我を負う可能性が高まるため。

高所作業！墜落制止用器具

使用なしで作業するべからず

《あるべき行動》

- 墜落制止用器具は自由落下距離等を確認し、作業床の高さに合ったものを選定する。
- 墜落制止用器具は、正しい装着、正しい使い方をする。
- 墜落制止用器具、親綱、セーフティブロック等の定期点検、および使用前点検を行う。
- 「1mは一命取る」の危機感を持ち、作業床 2m 未満の箇所での作業でも、事前にリスク評価を行い、必要に応じて墜落制止用器具使用や墜落防止の措置を講じる。

《禁止理由》

高所作業時において墜落・転落する災害を防止するため。



開口部！放置するべからず

《あるべき行動》

- 開口部をつくらない。
- 開口部がある場合、立入禁止の処置をする。
（手摺、開口部表示等）
- やむを得ず開口部付近に立ち入る必要がある場合、当該開口部の養生を行う。
（安全ネットや塞ぎ板等）



《禁止理由》

- 高所からの墜落・転落による災害の発生を防止するため。
- 区画や注意表示だけでは、落下防止措置にはならず必ず物的防護が必要なため。

脚立！ルール守らず

使用するべからず

《あるべき行動》

以下に代表されるような作業姿勢・構造を理解し、正しい使い方をする。

- 脚立を平地場所に設置する。
- 脚立の天板に乗らない、座らない。
- 天板を跨いで作業をしない。
- 脚立より身を乗り出さない。
- 必要に応じて脚立補助者・固縛等により、転倒防止措置を講じる。特に 2m 以上の場合、脚立の転倒防止対策と、適切な墜落制止用器具を使用する。
- 脚立を準備・片付け時の手の挟まれ等に注意し、手袋等の保護具を着用する。

《禁止理由》

脚立や作業姿勢が不安定になることによる転落災害の発生を防止するため。



足場板・手摺！

固定せずに放置するべからず

《あるべき行動》

- 足場設置作業の終了前に、足場板や手摺を適切に設置したこと（固定含む）の確認を行う。
- 足場の組み立て等作業主任者による設置確認後、足場を使用する。
- 足場作業時は、指名者が毎日使用前点検を行う。

《禁止理由》

足場板・手摺が固定されていなかったり、未固定箇所への立入禁止措置が行われていなかったりすることによって発生する、作業員が足場板から墜落・転落する災害を防止するため。



車荷台作業時！足下

確保せずに作業するべからず

《あるべき行動》

- 車荷台作業時は足下を確認の上、状況に応じて安全設備（親綱、踏み台、保護マット等）を検討し、墜落制止用器具を適正に使用する。
- 車荷台作業時は、作業足場スペースを確保できるよう、積み荷位置、方法等を事前に検討しましょう。作業中は、作業者が相互に注意喚起する。

《禁止理由》

車荷台作業時は、狭隘な作業スペース、車の揺れ等の要因による転落災害発生リスクが高まるため。



電動工具！ON 状態で

移動するべからず



《あるべき行動》

- 作業中断・終了時は電動工具のスイッチを切り、コンセントプラグを抜く。
- 電動工具を持って作業位置を移動する場合は、スイッチを切り、コンセントプラグを抜いていることを確認する。

《禁止理由》

電源を入れたままだと予期せぬ動作を起こし、災害が発生する可能性があるため。

重機作業エリア！作業者を 入れるべからず

《あるべき行動》

- 重機作業エリアに誘導員を配置し、むやみに立ち入らせない。
- やむを得ず重機作業エリアに立ち入る場合は、誘導員の指示に従う。
- 誘導員は、立ち入ってきた作業員や重機の運転者としてしっかりコミュニケーションをとり、重機を止める等の安全確保措置および監視を怠らない。
- 誘導員は視認性の高い反射ベスト等を着用する。



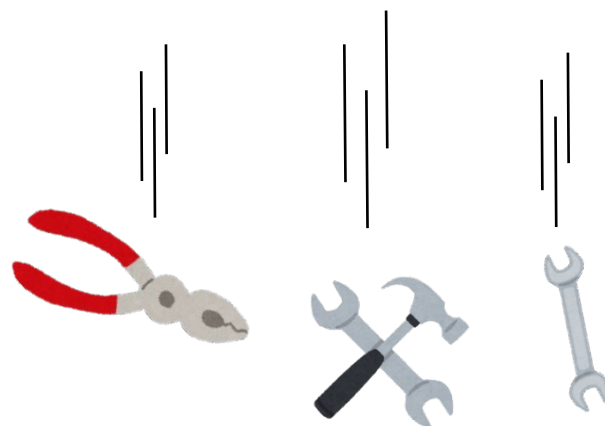
《禁止理由》

工事用車両は後方確認時に死角が発生しやすく、災害が発生する可能性が高いため。

上下作業！するべからず

《あるべき行動》

- 現場指揮者は上下作業にならないように、作業調整し、かつ、作業エリアへの立ち入り禁止措置等を行う。
- 作業者は作業時、上または下での作業が無いことを確認してから、作業する。



《禁止理由》

上段作業場所から工具等が落下することによる災害が発生する可能性が高いため。





玉掛作業！

状況確認せずに吊るべからず

《あるべき行動》

- 荷の下や荷が倒れてくるおそれのある場所に作業区画等を行い、確実に人払いする。
- 玉掛の基本 3・3・3 運動を実践する。
 - ① 玉掛者は、吊荷や吊具の安全を 3 秒間確認する
 - ② 3m 離れてから巻き上げ合図を行う
 - ③ 地切は 30 cm 以内で一旦停止し、荷振れがないことを確認する
- 吊荷の鋭角部分にあて物をしていることを確認する。
- 合図の錯そうを防ぐため、合図者は 1 人または最少人数に限定する。

《禁止理由》

吊具の取付状況や吊荷がしっかりと固定・固縛されていること、吊荷の下やまわりに人がいないこと等を事前に確認することで、災害の発生を防止するため。

未点検吊具！

使用するべからず



《あるべき行動》

- 吊具は各社において使用指定され、かつ点検済みのものを使用する。
- 吊具は点検色がテープ等で表示されており、点検漏れがないことを、作業前に確認する。
- 吊具・治具全体の健全性や使用方法が取扱説明書に沿ったものであることを確認する。
- 点検記録を常備する。

《禁止理由》

事前に各社において使用指定された吊具・治具全体の安全性を十分に確認することで、ワイヤーロープの切断や荷の転倒等による災害の発生を防止するため。

活線作業！するべからず



《あるべき行動》

- 所定の手続きを経た上で、電源隔離を確実に実施する。
- 作業前に検電により停電状態を確認する。
- 作業前にリスク評価を行い、保護具着用等の適切な安全対策を講じる。

※ 制御回路のジャンパー・リフト等、やむを得ず活線作業を行う場合は、以下の対応を確実に行うこと。

- 事前の作業手順確認・保護具着用を徹底すること。
- 作業エリア内の架線や、使用するケーブルの被覆状況を確認すること。

《禁止理由》

適切な対応が取られないことにより、感電災害の発生リスクが高まるため。

ハチ発見！作業の

継続するべからず



《あるべき行動》

- 伐採、緑化清掃作業等のハチ刺されリスクが高い作業を行う場合
 - ① ハチの巣の有無の確認
 - ② 事前に防護衣、撃退スプレー、ポイズンリムーバーを準備する
 - ③ ハチを発見したら、作業を中断して退避した後、報告・連絡・相談し、指示を仰ぐ
- 過去に刺された経験者は要注意です。即時病院にて対処してもらう。
- 屋外作業の場合は、クマやヘビの他、ウルシ等接触性皮膚炎にも注意する。



《禁止理由》

ハチ刺されは、場合によってはアナフィラキシーショック等を起こし、死亡災害となることがあるため。



運搬作業！人力を



過信するべからず

《あるべき行動》

- 計画通りの作業が可能か運搬経路を事前に確認する。
- リフター付き車両や台車を利用する、取っ手を付ける、かさばらないよう持ちやすくする（無理な姿勢を回避）等、改善する。
- 人力運搬の場合で、法令に基づく取扱重量を超える際は、単独・人力での運搬を控えるとともに、高年齢者に対しても配慮する。
- 作業前に準備運動等を実施する。

※18 歳以上の男性労働者が人力のみにより扱う重量は体重の概ね40%以下に努めること

女性は男性の60%位とする

・体重60kgの男性作業員： $60\text{kg} \times 0.4 \div 24\text{kg}$

・女性作業員： $24\text{kg} \times 0.6 \div 15\text{kg}$

上記以上の荷物を運搬する際は2人以上で作業することを推奨します。

《禁止理由》

重量物の搬送は人力に頼りすぎると、疲労により腰痛やその他の災害の要因となるため。

掘削作業！

安全対策怠るべからず



《あるべき行動》

- 掘削深さが 1.5m 以上もしくは土止め支保工が必要となる地山の掘削作業にあたっては、作業主任者を選任し、作業の指揮をとらせる。
- 掘削作業にあたっては、地質・地層等に応じて土止め等の安全対策を十分に講じる。
- 作業主任者は法令で定められた土止め支保工の点検を確実に行う。

《禁止理由》

掘削作業は、掘削面の崩壊等のリスクを放置した場合重大な災害につながる可能性が大きいいため。

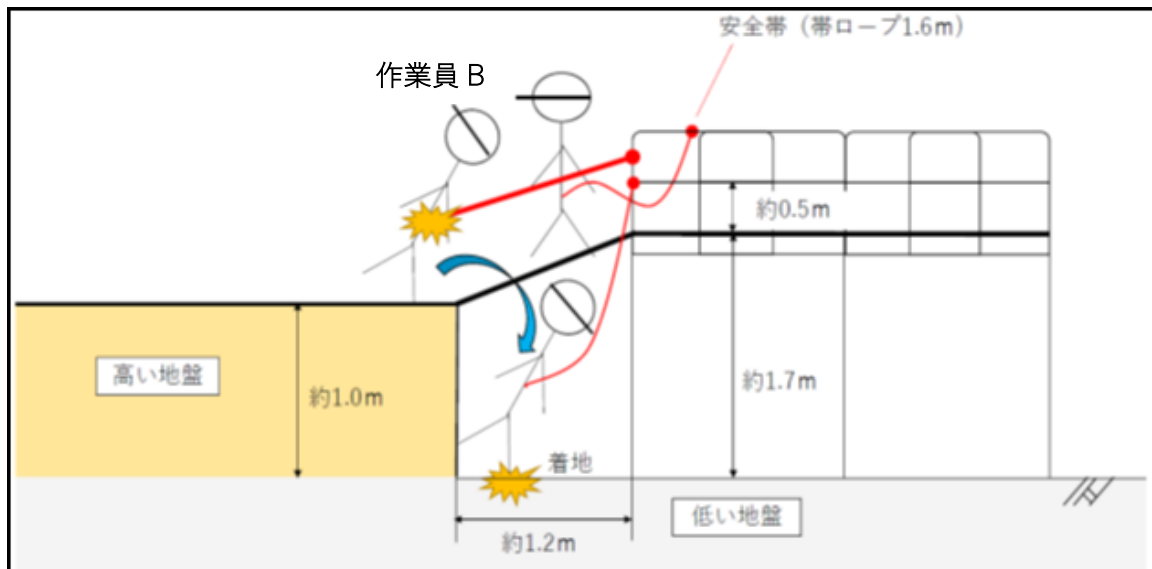
災害事例集

以下のページでは、28のべからず項目に逸脱したことで発生した労働災害を、過去の当社で起こった労働災害を中心に紹介しております。基本ルールから逸脱した結果として発生した労働災害の中には、重傷となったものもあります。これらの災害を自分事として捉え、決して基本ルールを逸脱することなく作業するよう、皆さんの行動に期待します。

No.1 「計画外作業！するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.9～10、34～37

件名： 洞道周辺地盤改良工事における作業員の右足負傷



- ①作業員 A が高い地盤と足場との間に、上長からの許可を得ずに計画外でスロープを設置した。計画外で設置され、リスク評価等が行われていなかったために、このスロープには手摺等の転落防止措置が施されていなかった。
- ②作業員 B(被災者)は足場に安全帯をかけていたことを失念したまま、作業員 A が設置したスロープを渡ろうとしたところ、安全帯に引き戻される形でスロープから転落し、1.0m 下の低い地盤に着地した。
- ③作業員 B は着地した際右足を痛め、病院に搬送された。診断の結果、**右足骨折（休業 28 日）**となった。

No.2「TBM！怠るべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブックp.8～11、

安全パトロールハンドブックp.8に該当

件名：減速機付電動機受け取り作業における左中指負傷

作業員B(被災者)

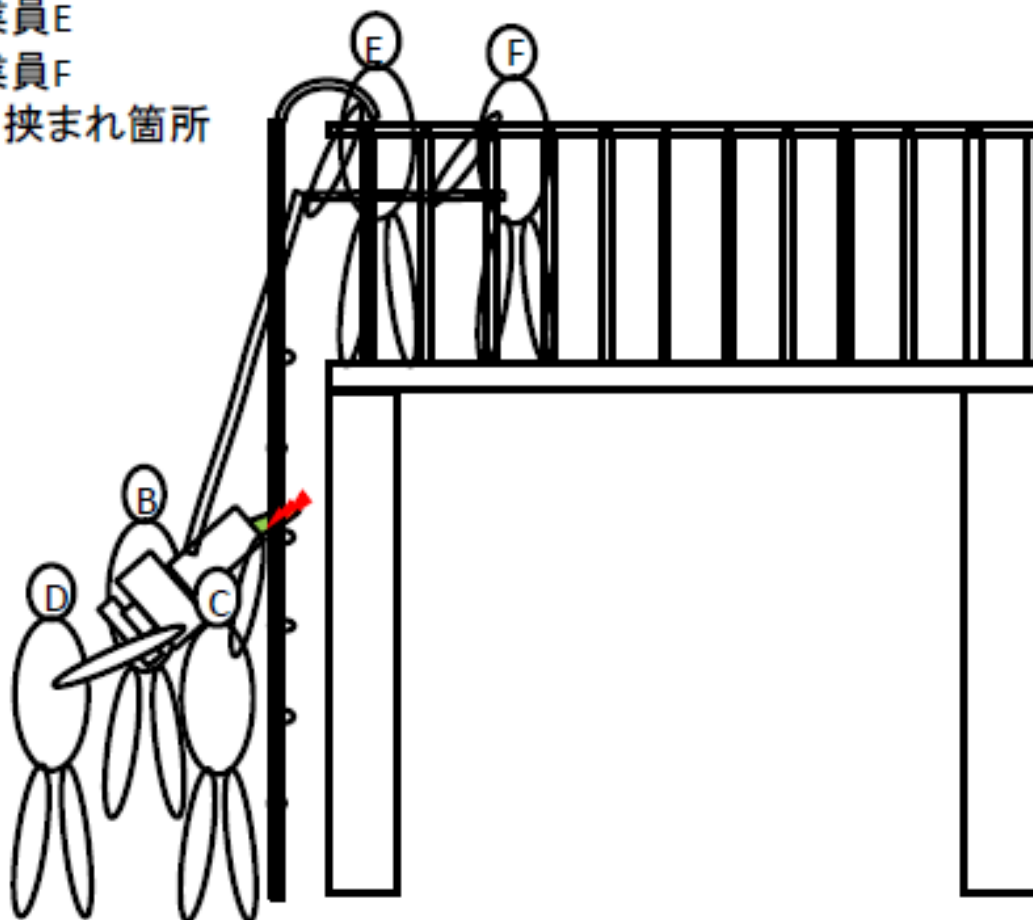
作業員C

作業員D

作業員E

作業員F

：挟まれ箇所



①減速機付電動機移動吊下ろし時に、左手の中指第2関節部が架台梯子部の昇降タラップと減速機付電動機（約51kg）ファンカバーに挟まり、**腫れの症状**が出た。

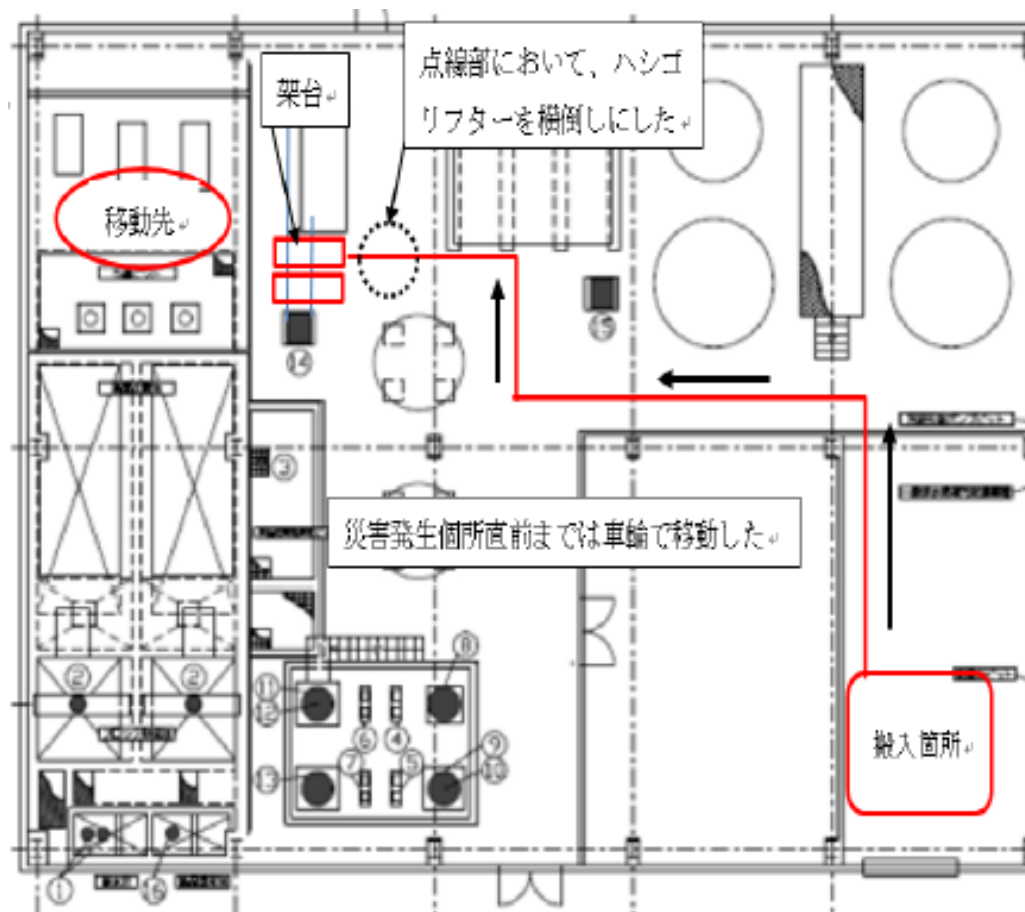
②発生原因の一つとして、開始前に体制・役割分担・人員の配置を、元請を含めた作業員全員に周知しなかった事がある。

No.3 「KY！現場確認せず行うべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.8～11、

安全パトロールハンドブック p.8に該当

件名：電動チェーンブロック点検作業時の左小指挟まれ

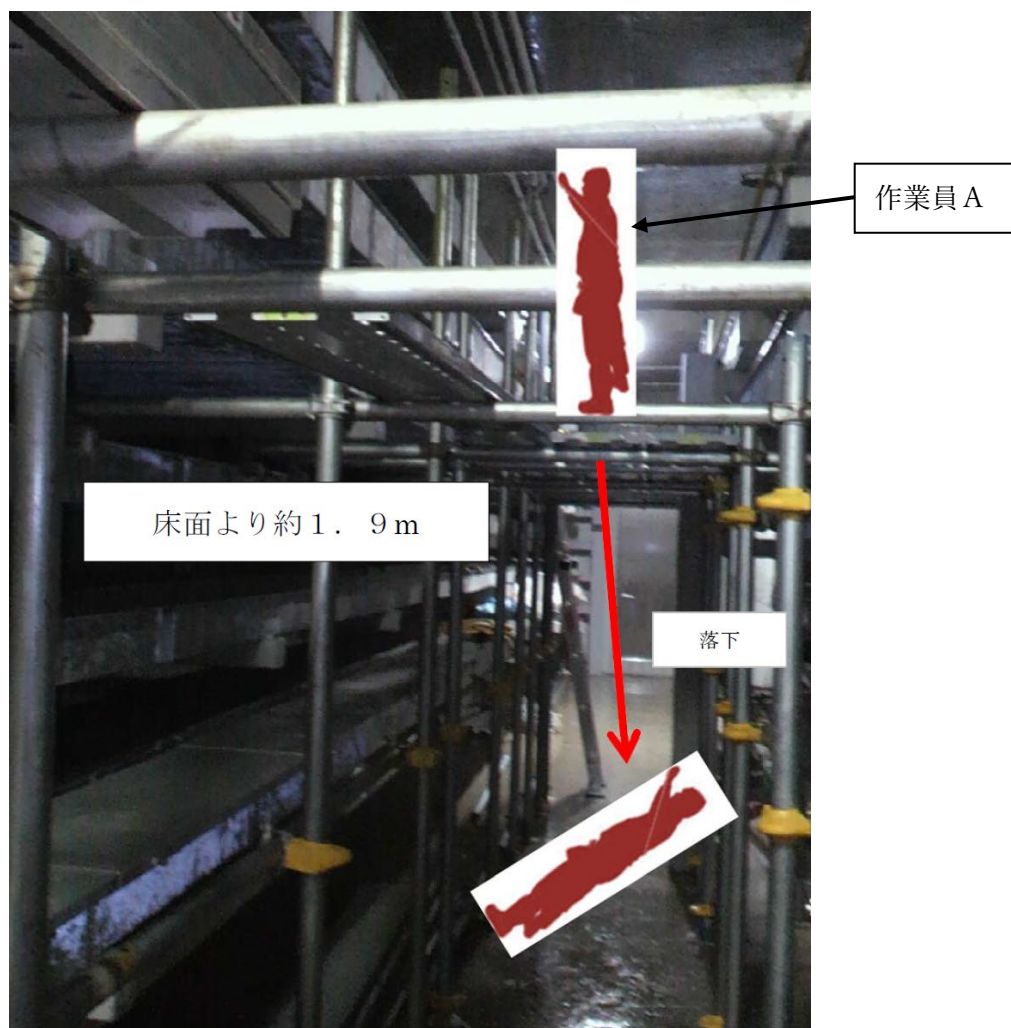


- ① 建屋において、車輪付の梯子リフターを手押しにて運搬する作業があったが、現場確認せずKYを実施していたために、その運搬経路に段差があることを見落としていた。
- ② 運搬経路に予想外の段差があったため、重量物である梯子リフター（総重量約190kg）を作業員4名で横倒しにして持ち上げ運搬した。
- ③ 運搬中仮置きした際、指を挟めてしまい負傷（左小指末節骨開放骨折、全治4週間）した。

No.4 「現場指揮者！現場を離れるべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.6～11

件名：建設工事に伴う既設トレンチ内のケーブル敷設工事における人身災害



- ①作業員 3 人が足場作業を行っていたが、現場指揮者は同じ作業エリアの別の階で別の作業に従事しており、その作業現場で指揮をとっていなかった。
- ②作業員 A が未固縛の足場板に乗り、転落。安全帯を不適切に使用していたこともあり、**右足骨折（全治 4 か月）の重傷**を負った。

No.5「報連相！省略するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブックp.2、7、57

件名： バックホウの昇降用手摺り交換作業



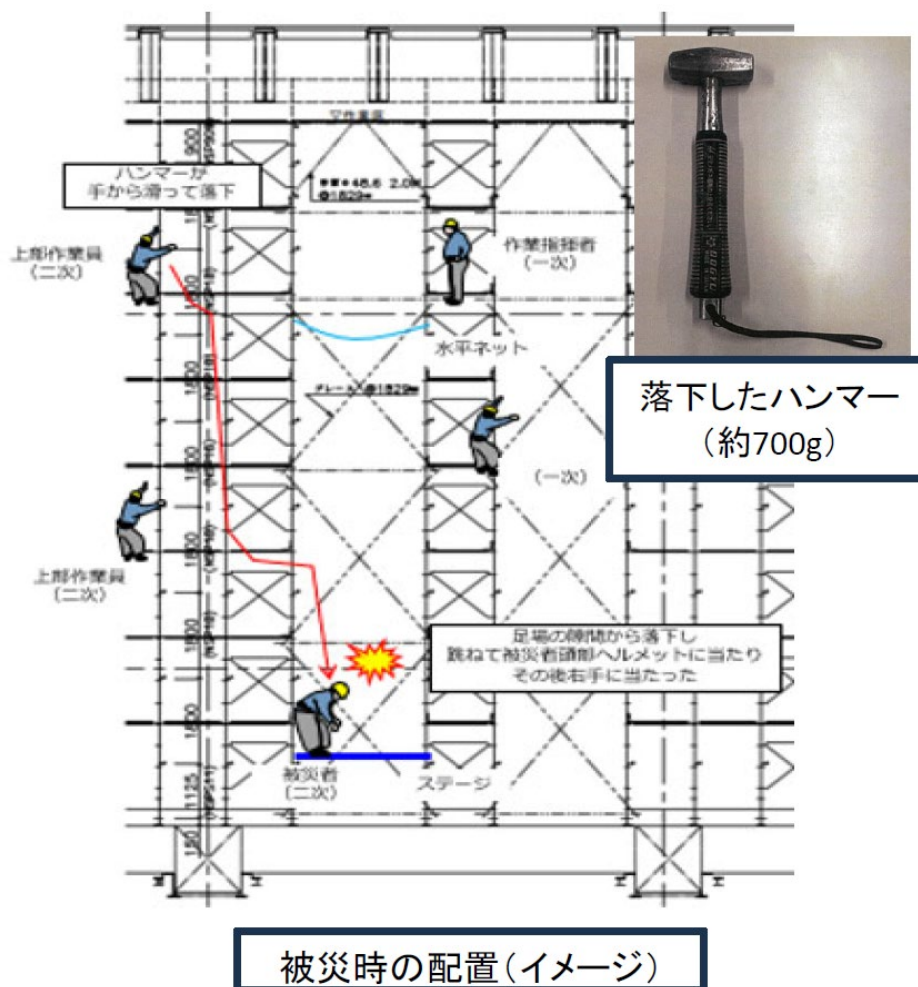
- ① 被災者はバックホウ（油圧ショベル）の操作中に、昇降用手摺りを壊してしまったが、手摺りが壊れたことを班長等に報告・連絡・相談せず、勝手に整備士を呼んで修理作業を行った。
- ② 管理監督者は当時、会議出席のため現場に不在だった。このことから、管理監督者はバックホウのトラブルについて、何も知らなかった。
- ③ 被災者は相談なしに整備士の修理作業を手伝い、キャタピラ上（高さ80cm）から地面に落下。**肋骨等骨折**となった（この作業は計画外作業だった）。

No.6「機材使用前点検！怠るべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.6、7

安全パトロールハンドブック p.29～31

件名：足場解体作業における工具落下による作業員の負傷

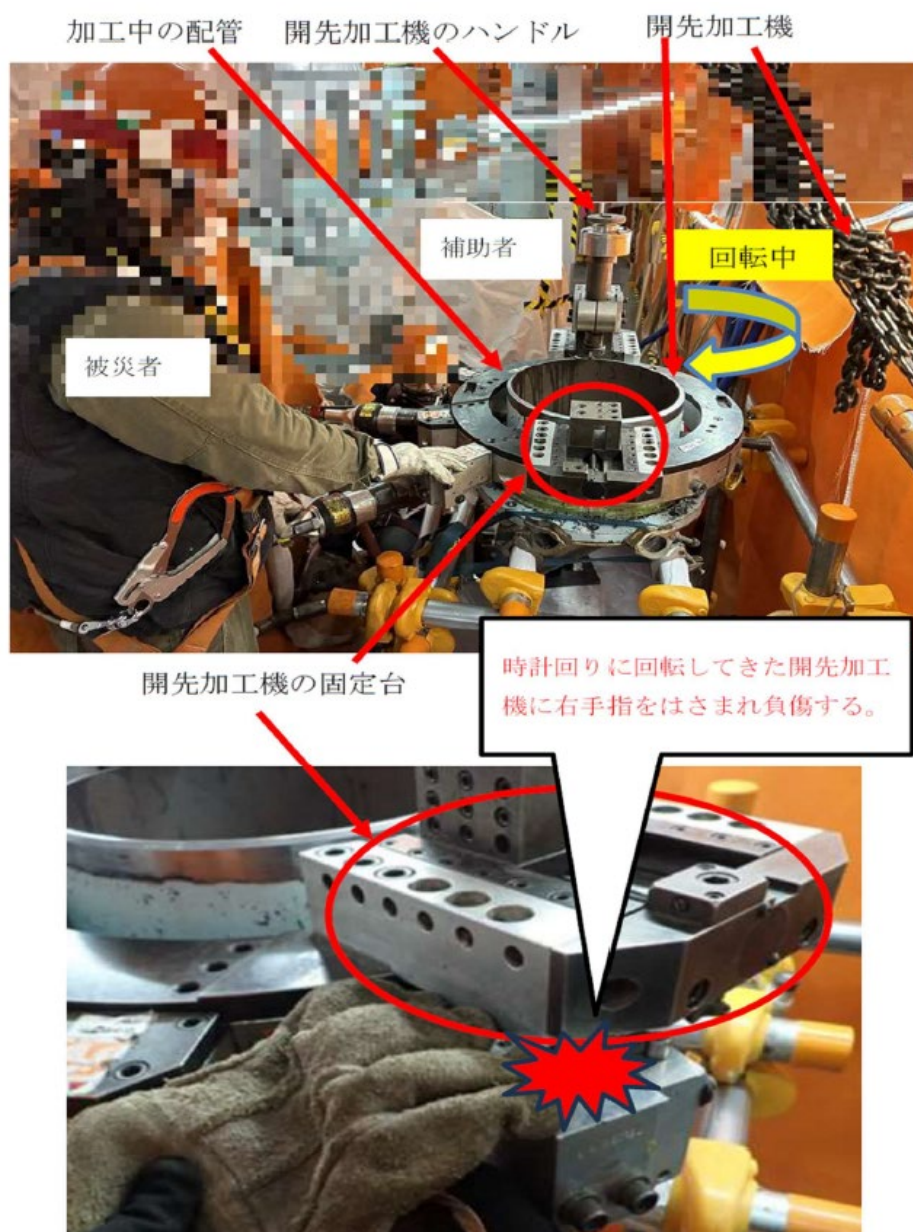


- ① 作業員が足場上で作業中、使用していたハンマー（約 700kg）が落下し、斜め下の足場で作業していた被災者に当たった。
- ② 被災者は頸椎症、親指付け根の打撲となった。
- ③ 当日は作業開始時に機材の使用前点検を怠っており、ハンマーの落下防止リードがなかったことを確認できていなかった。

No.7「不適切な機材！使用するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブック p.28～31

件名：配管工事における作業員の指切断



- ① 作業員が開先加工機の刃先を配管の加工面に当てるためのハンドルを右手で操作した後、開先の形状を確認するために配管の上部からのぞき込んだ際、固定台に手が触れ回転している開先加工機に右手指をはさまれた。
- ② 作業員は**右手中指第一関節を切断**した。
- ③ 被災者たる作業員が機材（開先加工機）の構造や、はさまれ・巻きこまれを防ぐ作業姿勢を理解した上で使用していなかったことが、災害の一因として挙げられる。

No.8「不適切な保護具！使用するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.59、60、

安全パトロールハンドブック p.3、6、7、64

件名：巡視点検における電線管サポートへの激突による負傷

受取り時(再現)



負傷箇所



照明器具を受け取った際に、照明器具を滑り落とし、左手親指を負傷した。

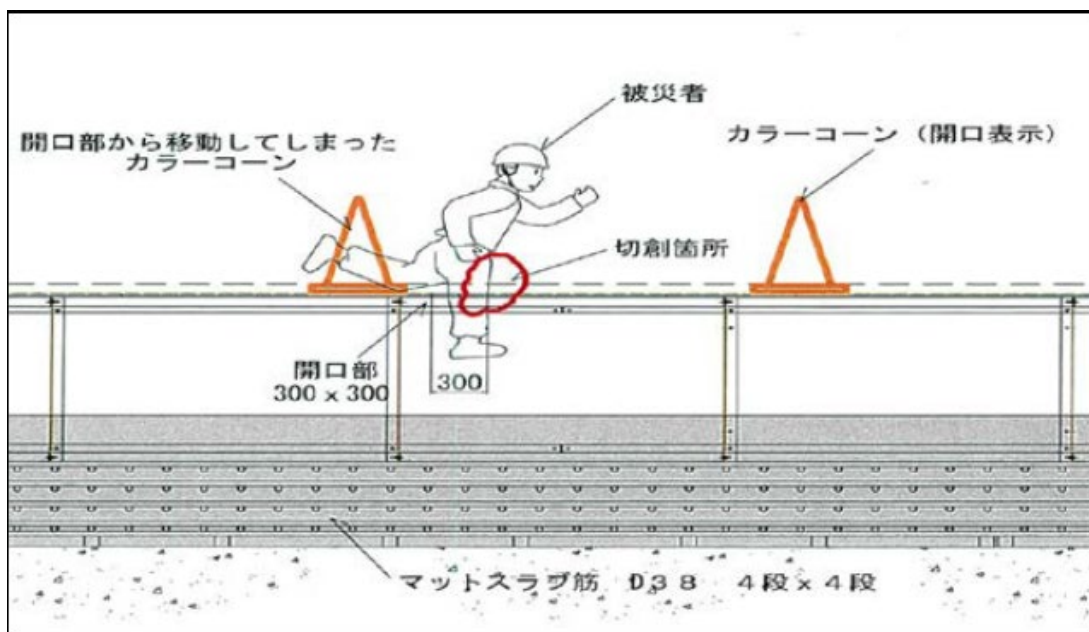
①作業員は照明器具の搬入作業を行っていた。この搬入作業では皮手袋を着用すべきだったが、適正保護具を着用するよう指示がなかったこともあり、作業員は綿手袋を着用していた。

②作業員Aは誤って照明器具を滑り落とし、その際左手親指に**裂傷（縫合7針）**を負った。

No.9「注意表示！怠るべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.9～11

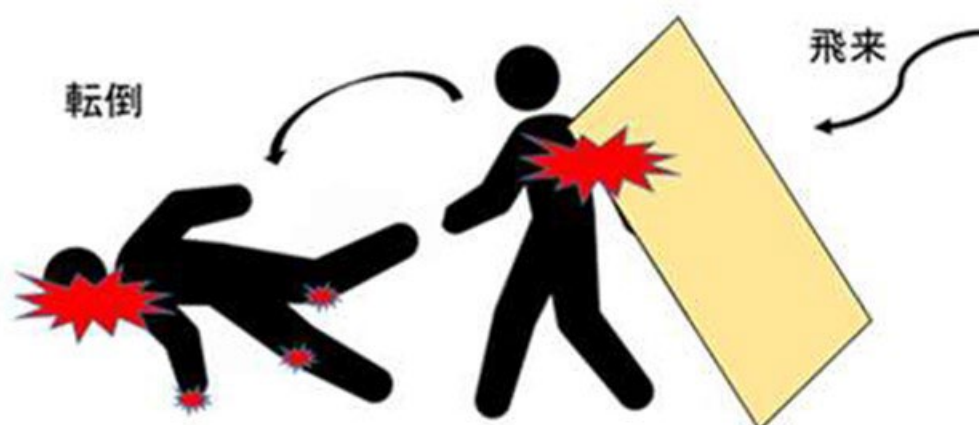
件名：建屋新設工事における基礎スラブコンクリート打設中の右大腿部切創



- ①被災者が鉄筋上部のワイヤーメッシュ足場を移動していたところ、開口部（ワイヤーメッシュ切断箇所）で、足を踏み抜きワイヤーメッシュ切断部で右大腿部を切創した。
- ②当該箇所には立入禁止等の注意表示がされていたが、現場の状況によってカラーコーンが移動してしまっており、かつ、注意表示の状態を管理・点検していなかったために、適切な位置に注意表示がなかった。

No.10「資機材養生！怠るべからず」 災害事例

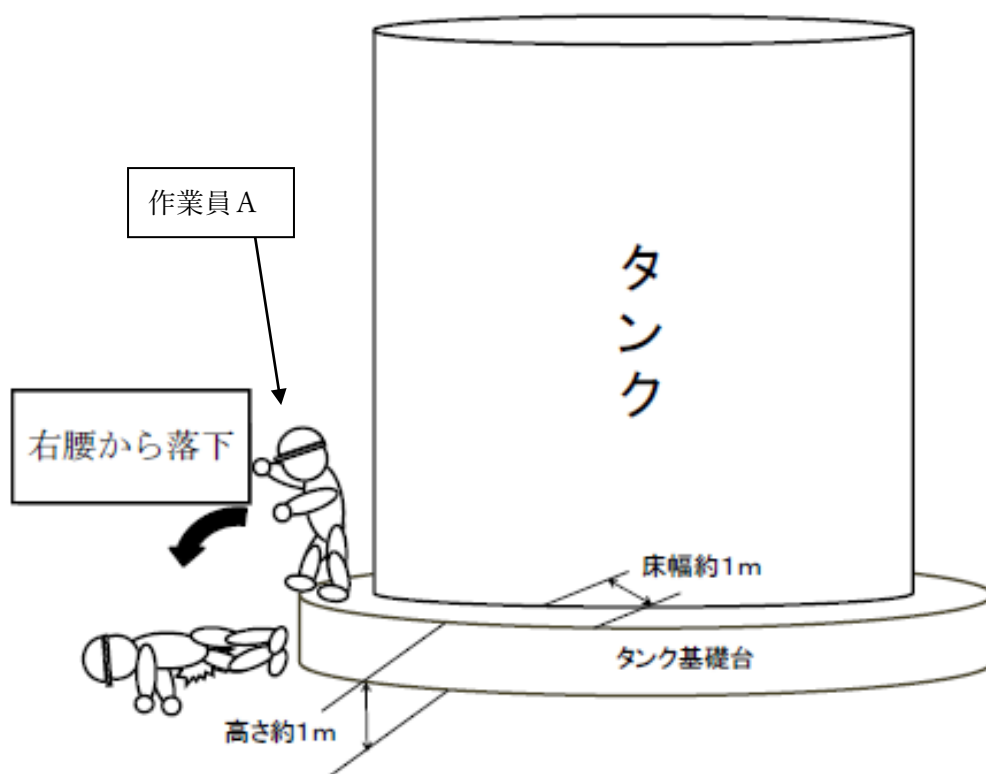
件名：強風で飛来してきたベニヤ板による協力会社作業員の負傷



- ①荒天のためベニヤ板が飛来し、作業員に衝突。煽りを受けて作業員が転倒し、**顔面・右手を負傷**した。
- ②ベニヤ板は資機材仮置き場から飛来したものだっただった。当日の荒天は前日から暴風雪警報で予報されており、業者は仮置き場をネットで覆っていたものの、十分な固縛ができておらず、風の煽りを受けて飛散するに至った。

No.11 「一人作業！するべからず」 災害事例

件名：ボイラ用燃料受入れ・貯蔵施設 協力会社作業員の負傷について

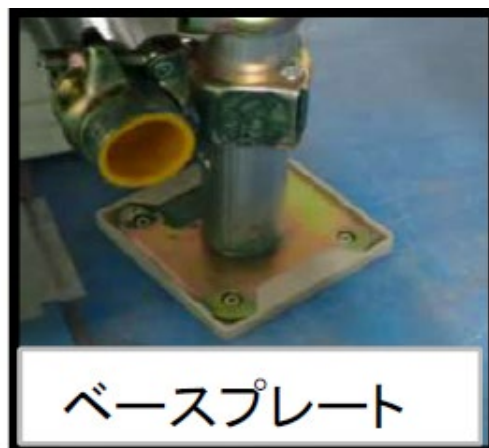
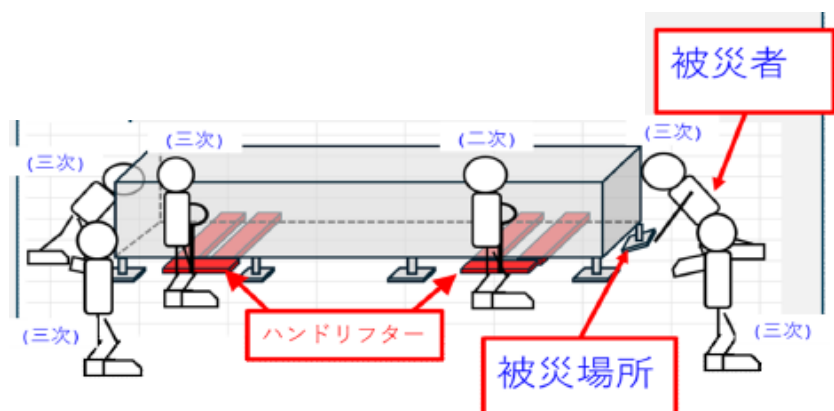


- ①一人作業をしていた作業員 A が、高さ 95cm のタンク基礎台の上から足を踏み外して転落し、腰を強打。脚が痺れて歩けない状態となった。
- ②数分後、元請会社の現場指揮者 B が、作業員 A が倒れているところを発見。救急医療チームの出動を要請した。
- ③診断の結果、**右大腿骨骨折（全治 1 か月）**と判明した。

No.12「共同作業！合図の徹底怠るべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.45

件名：足場材運搬時における作業員の負傷



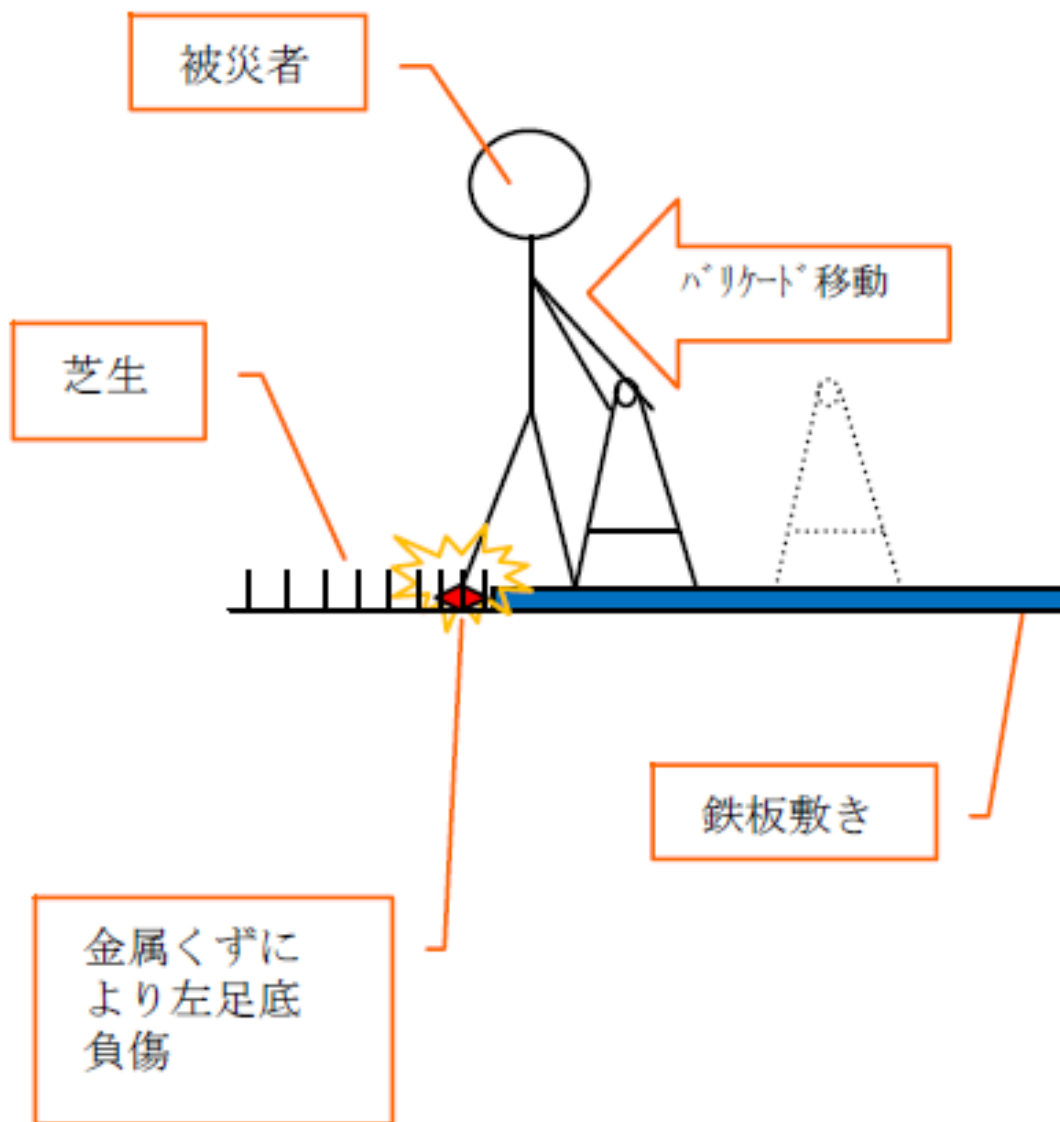
- ① 複数人でハンドリフターを使って足場材を運び降ろそうとしたところ、ハンドリフターのベースプレートが外れそうになった。
- ② 被害者はとっさにベースプレートを直そうと手を出したが、特に声掛けや合図をしておらず他の作業員はそのままハンドリフターを降ろしたので床とベースプレートの間に手をはさまれた。
- ③ 被災者は手を負傷し、**右第4指末節骨開放骨折**と診断された。

No.13「整理整頓！怠るべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブックp.44

安全パトロールハンドブックp.64

件名：車庫新設工事における協力会社作業員の負傷



①被災者はパレットを移動させる作業を行っていた。作業場所は清掃が行われておらず、金属くずが散らかった状態だった。

②被災者は金属くずを踏み抜き、**左足底刺傷**を負った。

No.14「手摺！持たずに階段を昇降するべからず」

災害事例

件名：濃縮・埋設事務所外壁修繕工事に係る外部足場からの転倒による負傷



- ① 作業員 A は空になった段ボールを持ち、手摺を持たずに階段を降りていたところ、足元が見えずに階段を踏み外した。
- ② 作業員 A は負傷し、**右膝下部弁状創（縫合15針）**と診断された。

No.15

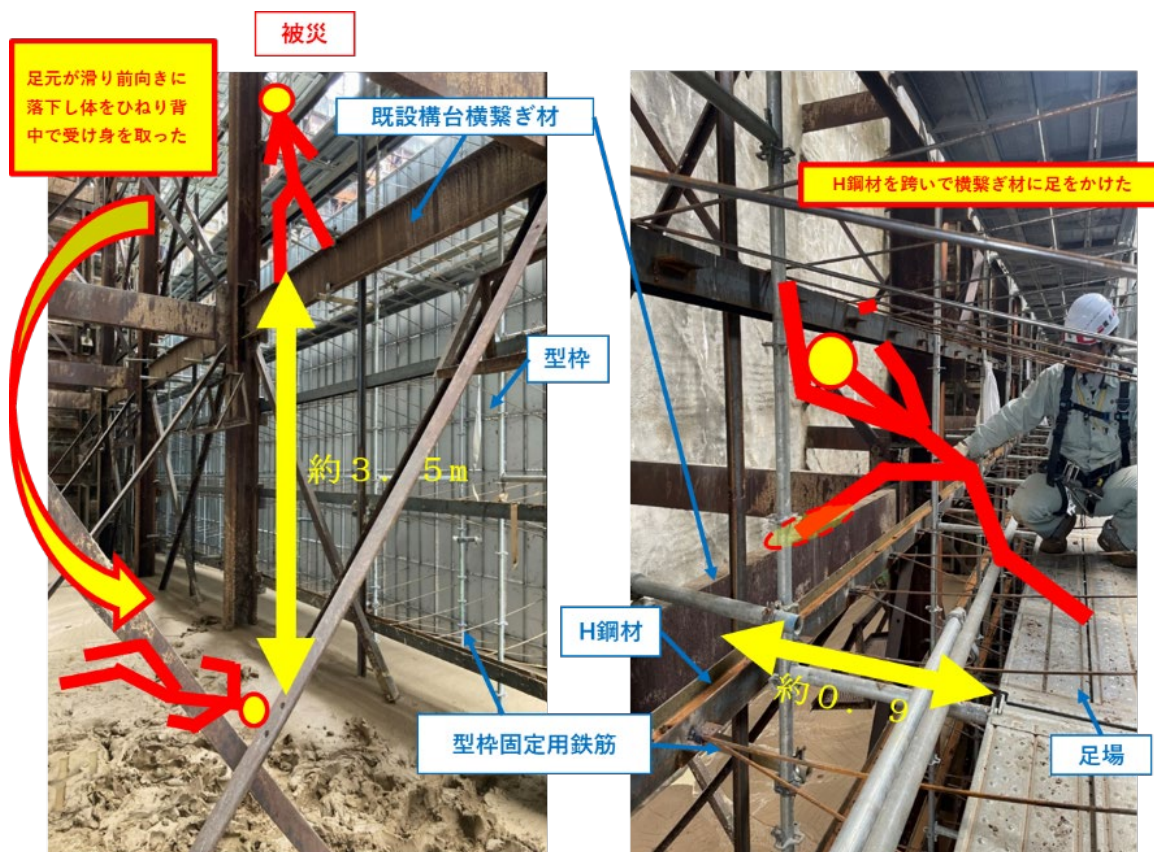
「高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず」

災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.12～14

安全パトロールハンドブック p.17

件名：燃料加工建屋埋戻し工事における墜落災害

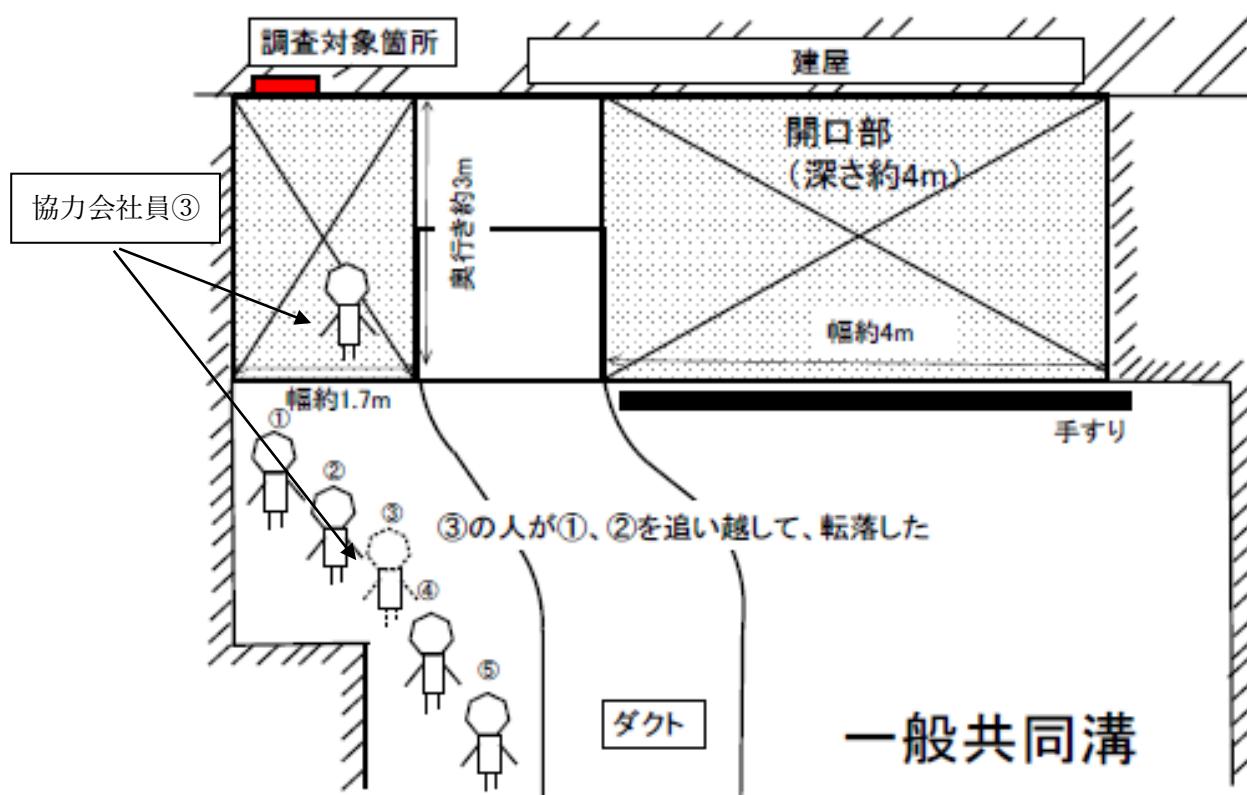


- ① 作業員が足場から H 鋼材（既設構台横繫ぎ材）上に移った際、H 鋼材上から約 3.5m 下の地面上に落下した。
病院に搬送・治療が行われ、**胸椎・肋骨・肩甲骨を骨折する重傷となった。**
- ② 当該 H 鋼材には手摺や中さん等の墜落制止措置が講じられていなかったにもかかわらず、作業員は足場から H 鋼材に移る時に、装着していた墜落制止用器具のフックをかけていなかった。

No.16「開口部！放置するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブック p.25

件名：構内における協力会社作業員の負傷



①社員①、②と協力会社員③、④、⑤が一线になって、現場（室内）の巡視を行っていた。

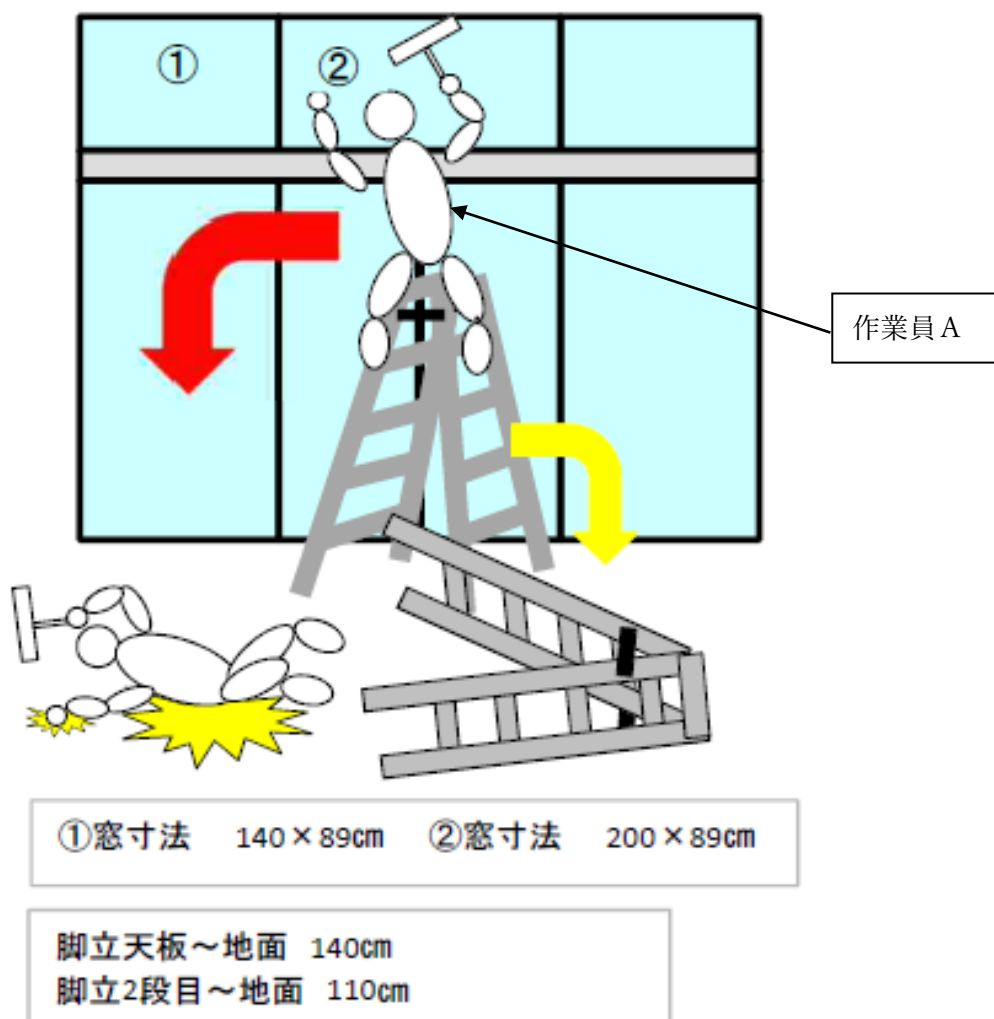
②協力会社員③が上部を見上げたまま前進して社員①、②を追い越したところ、先にあった深さ 4m の開口部に転落した。当該現場は普段立ち入る場所でなかったことから、照明具を具えておらず、開口部が目視できる状態ではなかった。また、同様の理由から開口部には手摺や危険表示等の転落防止対策がとられていなかった。

③協力会社員③は救急搬送され、診断の結果全身複数箇所骨折（全治 6 か月）となった。

No.17「脚立！ルール守らず使用するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブックp.23

件名：清掃業務のうち工場棟窓ガラス清掃



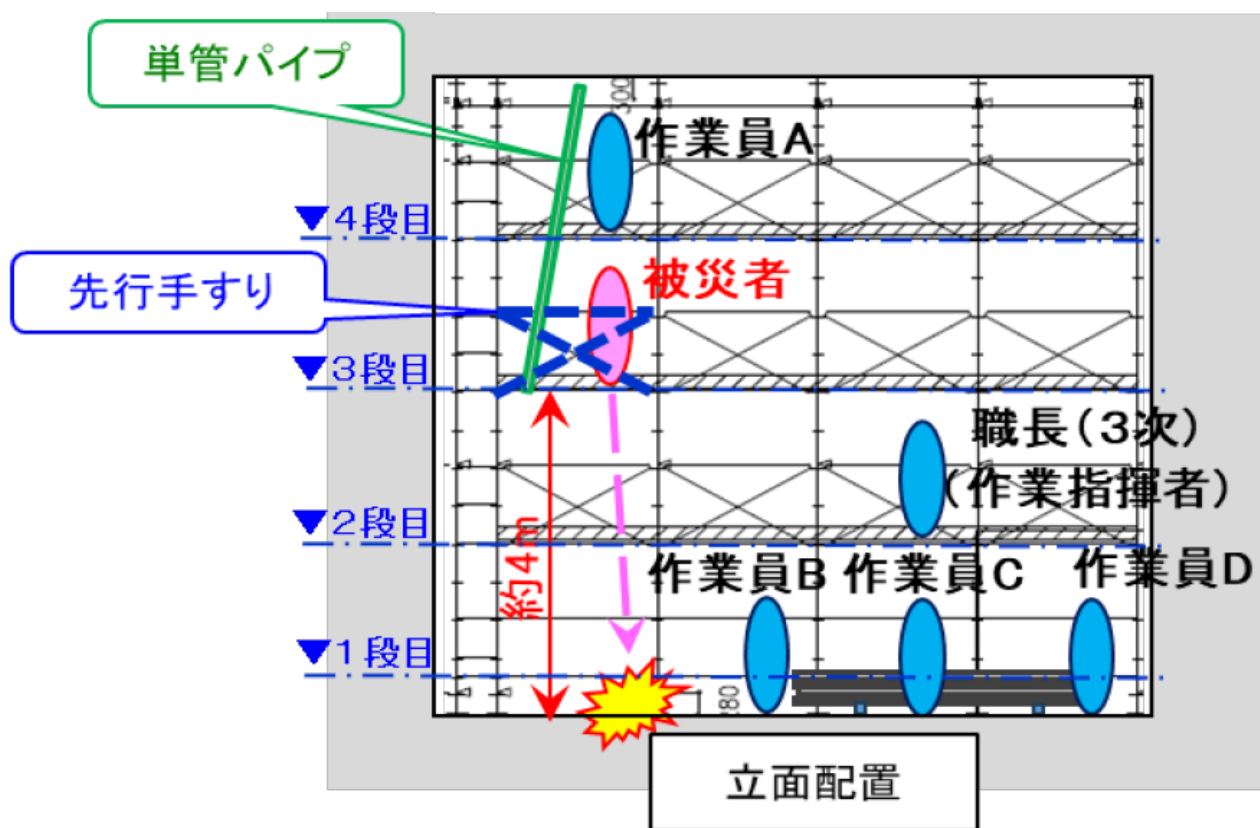
①作業員 A が脚立の上に乗る、窓ガラスを清掃していた。脚立は斜面の上に設置されており、補助員がおらず、作業員 A は脚立天板を跨いだ姿勢で作業していた。

②作業員 A は左足に体重をかけた結果バランスを崩し、転倒。**重傷**を負った。

No.18「足場板・手摺！固定せずに放置するべからず」

災害事例

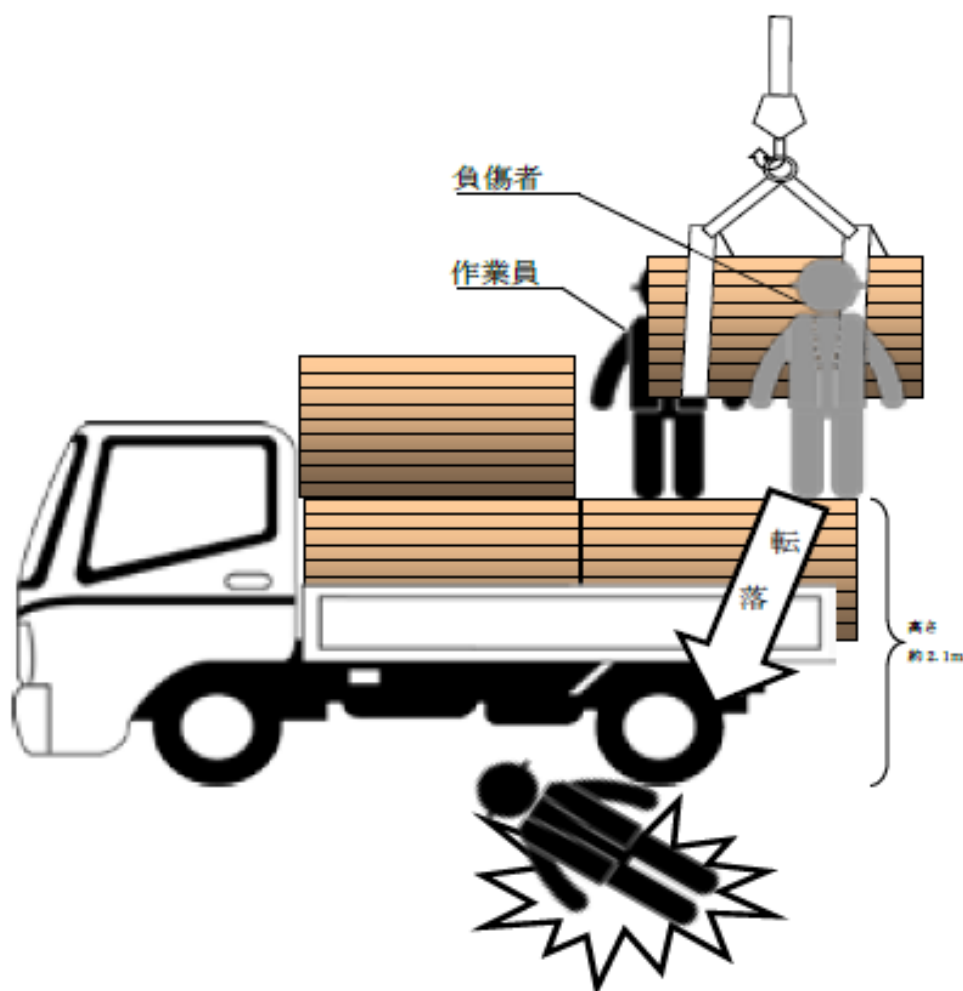
- 再処理事業部安全ハンドブック p.6、7
安全パトロールハンドブック p.29～31
- 件名：燃料加工建屋地下3階 仮設足場からの墜落



- ④ 被災者が作業員 A から単管パイプを受け取ろうと足場上の先行手すりにもたれかかったところ、先行手すりがはずれて被災者が墜落した。
- ⑤ 被災者は腰椎椎体骨折、横突起骨折の重傷となった。
- ⑥ 当該足場では手摺の取付状況が確認されていなかった。

No.19「車荷台作業時！足下確保せずに作業するべからず」 災害事例

件名：資機材積み込み作業中の転落事故



- ①車上への工事資機材積み込み作業を行っていた。
- ②負傷者が積み込み状況確認のために、玉掛をはずす作業員とともに荷台上にいたところ、確認を行っていた作業員が荷台（高さ 2.1m）から転落した。
- ③骨盤骨折、肋骨骨折、外傷性気胸、脳震盪（全治 30 日以上）の重傷を負った。

No.20「電動工具！ON 状態で移動するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.17

件名：資材置場での鋼材切断作業における協力会社作業員の左手切創災害



①被災者がグラインダーで鋼材を切断する作業をしていた。

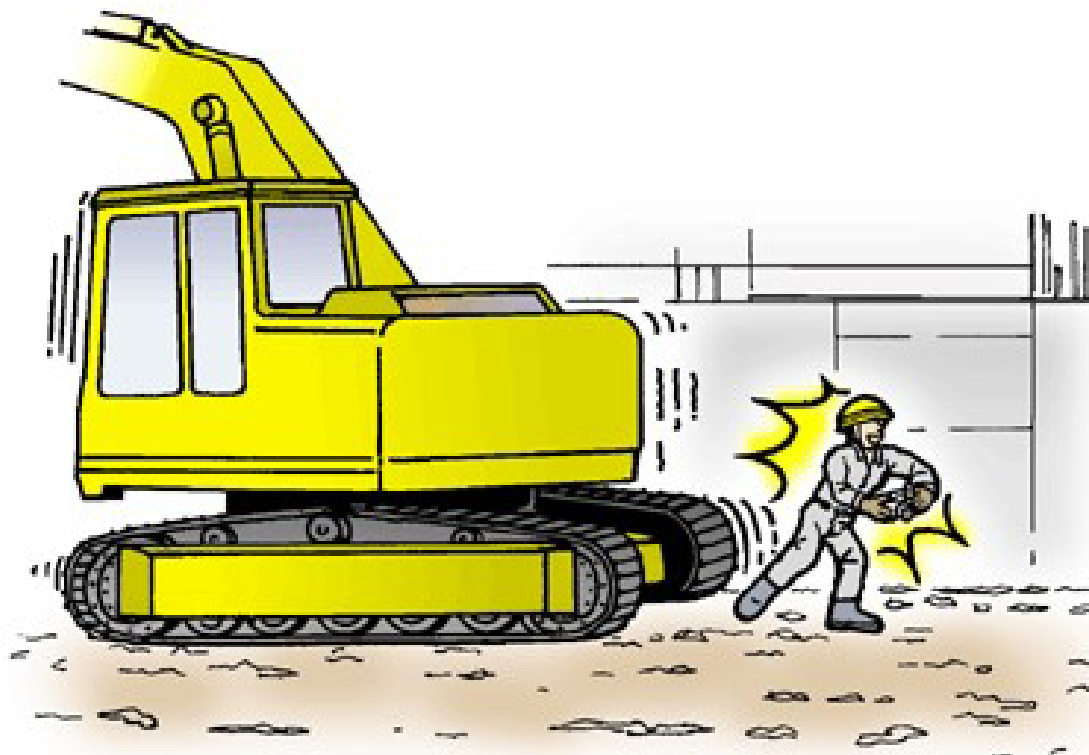
②被災者は作業位置を変えるために、グラインダーの電源を切らずに鋼材の下をくぐり抜けて移動しようとしたところ、グラインダーが手に接触して切傷した。

③診断の結果、**左中指断指の重傷**となった。

No.21 「重機作業エリア！作業員を入れるべからず」

災害事例

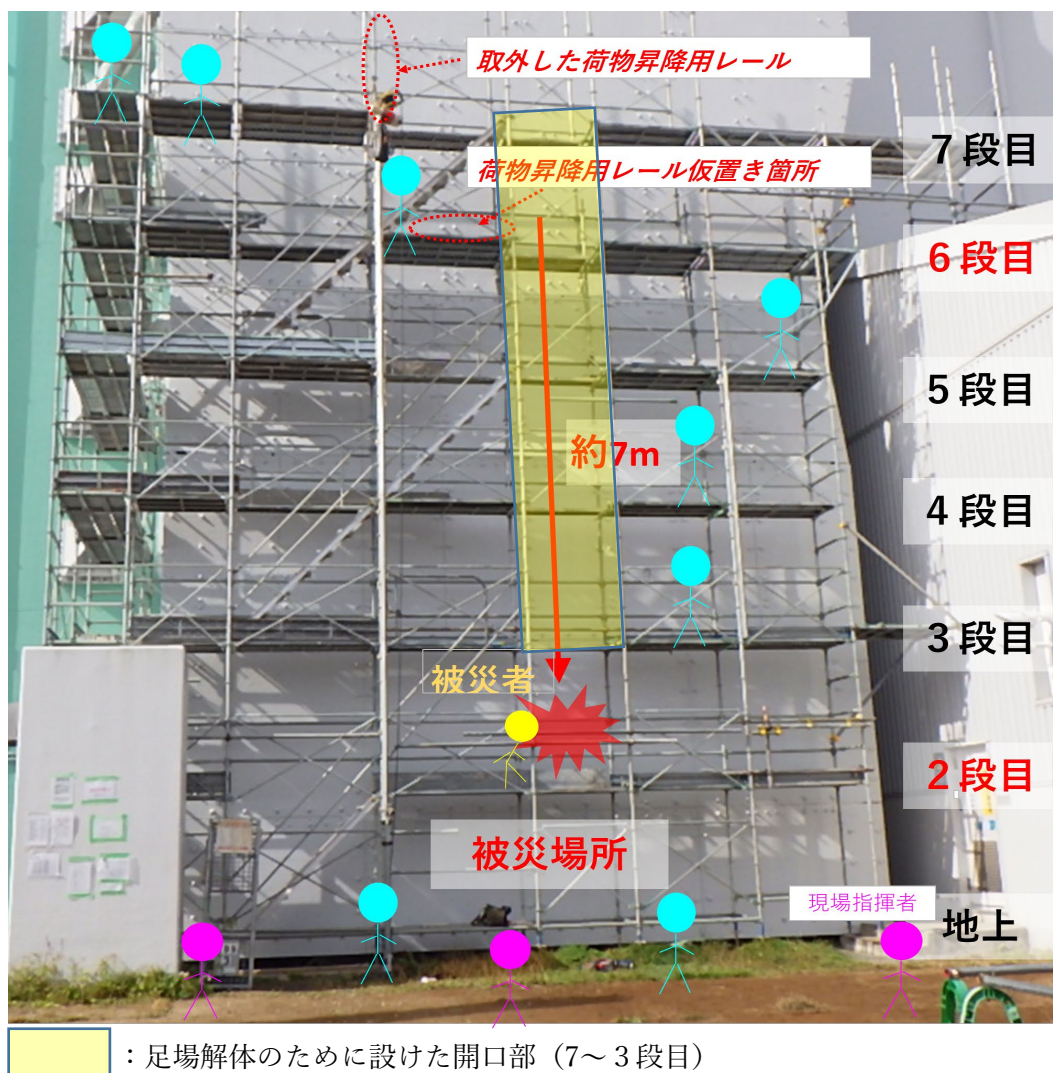
●再処理事業部安全パトロールハンドブック p.15



- ① ドラグ・ショベルの作業装置の可動範囲と走行範囲内は立入禁止措置がされていなかったために、被災者はドラグ・ショベルを背にした近傍で写真撮影の準備を始めた。
- ② ドラグ・ショベルの運転者は、ドラグ・ショベルを誘導者の合図・確認なしに、1メートル程後進させたところ、ドラグ・ショベルの右側の履帯に写真撮影の準備をしていた被災者の下半身を巻き込んでしまった。被災者は、直ちに病院に搬送されたが、**病院に収容後死亡**した。

No.22 「上下作業！するべからず」 災害事例

件名：精製建屋屋外に設置した足場の解体中に落下した資機材との接触による被災



- ① 足場の解体作業中において、解体する足場材等を地上に降ろすための開口部を設け、荷物昇降用のレール（長さ1.87m、一辺5cmの角材形状、重さ約8kg）を足場6段目の開口部近くに仮置きしていたところ、当該部材がおおよそ7m落下した。
- ② 直下の足場2段目で足場解体作業（上下作業）を行っていた作業員に、落下したレールが接触した。
- ③ 作業員は診断の結果、**非骨傷性脊髄損傷・左頬裂傷（休業3日）**となった。

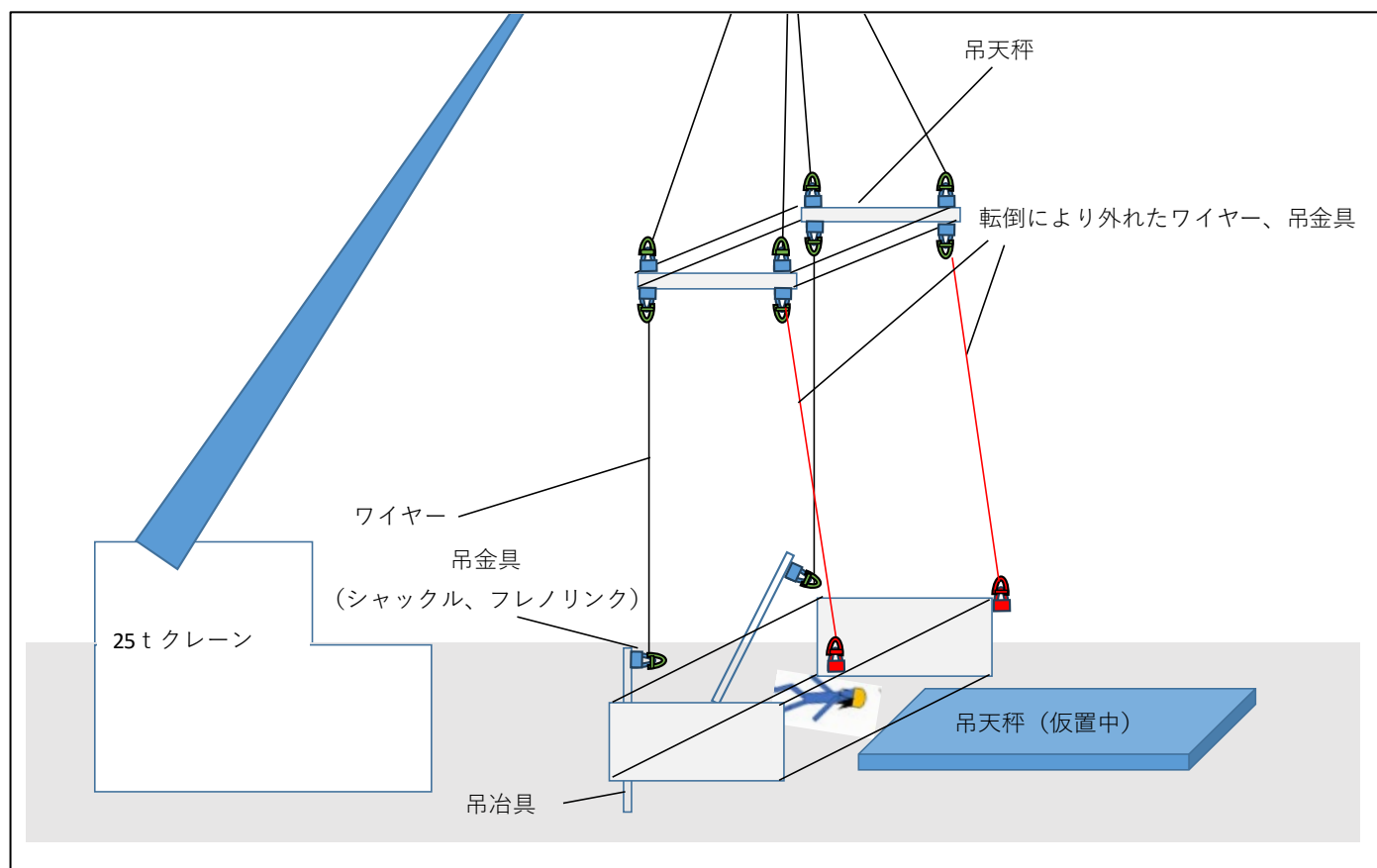
No.23「玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず」

災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.18、19

安全パトロールハンドブック p.11～13

件名：倉庫屋外におけるグローブボックス転倒に伴う作業員の負傷

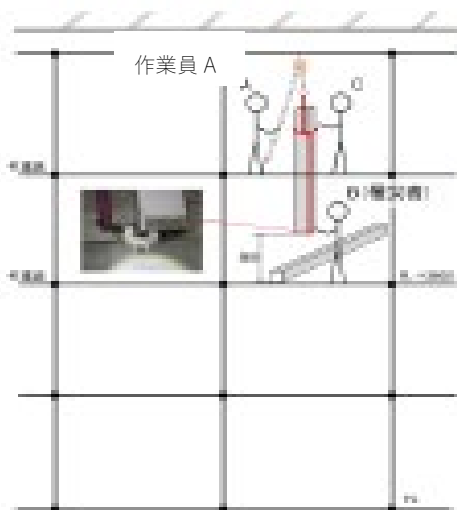


- ①重量約 7.4t のGB（グローブボックス）をクレーンで玉掛・吊り上げ中にGBが転倒した。
- ②荷が倒れてくるおそれのある場所から確実な人払いが行われておらず、GBの倒れてくる位置に作業員がいたために、倒れてきたGBが接触し、作業員が下敷きとなった。
- ③診断の結果、**背骨骨折・肋骨骨折の重傷**となった。

No.24 「未点検吊具！使用するべからず」 災害事例

- 再処理事業部安全ハンドブック p.12、
安全パトロールハンドブック p.11～13
- 件名：第2保管庫・貯水所建設エリアにおける傷病者の発生

【状況写真】

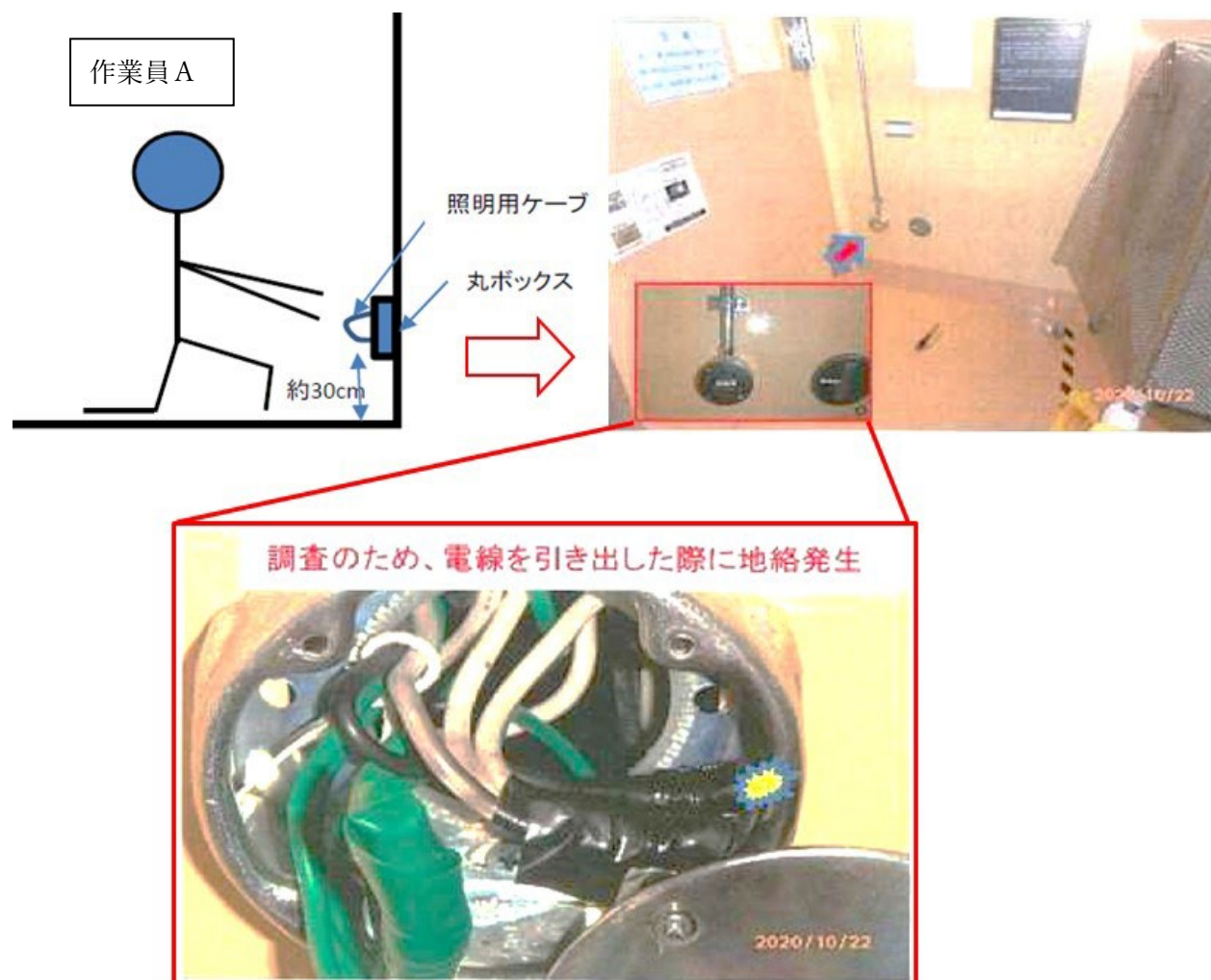


- ① ダクトサポート吊り具の使用前点検をせずに、ダクト取付作業を行ったが、アイボルトが緩んでいたため、**ダクトサポートが外れ落下し**、作業員 A の左足に衝突した。
- ② 診断の結果、作業員 A は**左足打撲**となった。

No.25「活線作業！するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全ハンドブック p.15

件名：電線管貫通部調査におけるスパーク発生による左手熱傷



- ①作業員 A がボックス内から調査のために照明用の電線ケーブルを引き出す作業をしていた。
- ②作業員 A は電線ケーブルには絶縁処理がされているとの認識から、ボックス内の電線の絶縁状態を事前に確認せず、保護具も綿手袋のみを着用していた。
- ③電線ケーブルは接続箇所の末端処理が不十分だったために、短絡が発生。作業員 A は左手親指・中指に**火傷**を負った。

No.26 「ハチ発見！作業の継続するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブックp.25

件名： 草刈り・除草剤散布作業中のハチ刺され

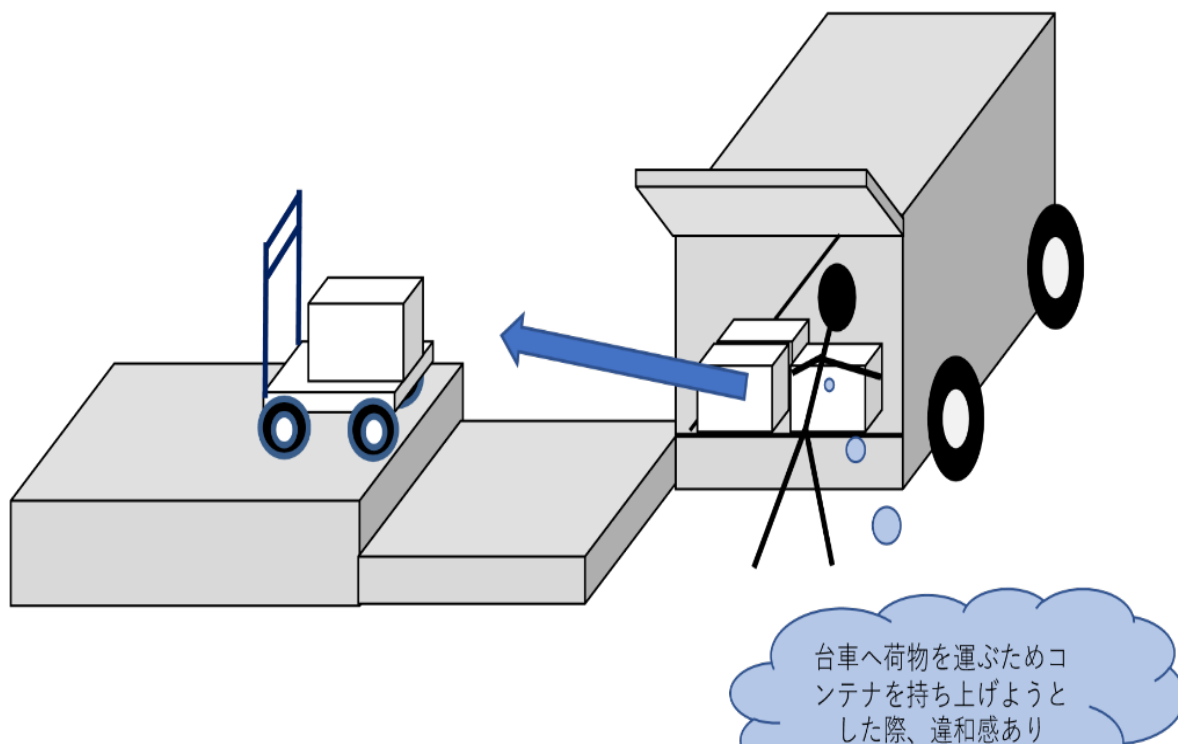


- ① 作業員2人が草刈り、1人が除草剤散布作業をしていた。
- ② 業開始前にハチの有無を目視で確認していたものの、作業状況を常時指揮・監視する現場指揮者がいなかったこともあって、作業に集中していてハチに気づかず、作業員1人がハチに刺された。
- ③ 前に作業現場にハチを想定した応急キット（ポイズンリムーバー等）を用意していなかったため、保健管理建屋へ搬送して応急治療。**右腰部ハチ刺傷**と診断された。

No.27 「運搬作業！人力を過信するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブック p.10

件名： 業務中における腰の負傷

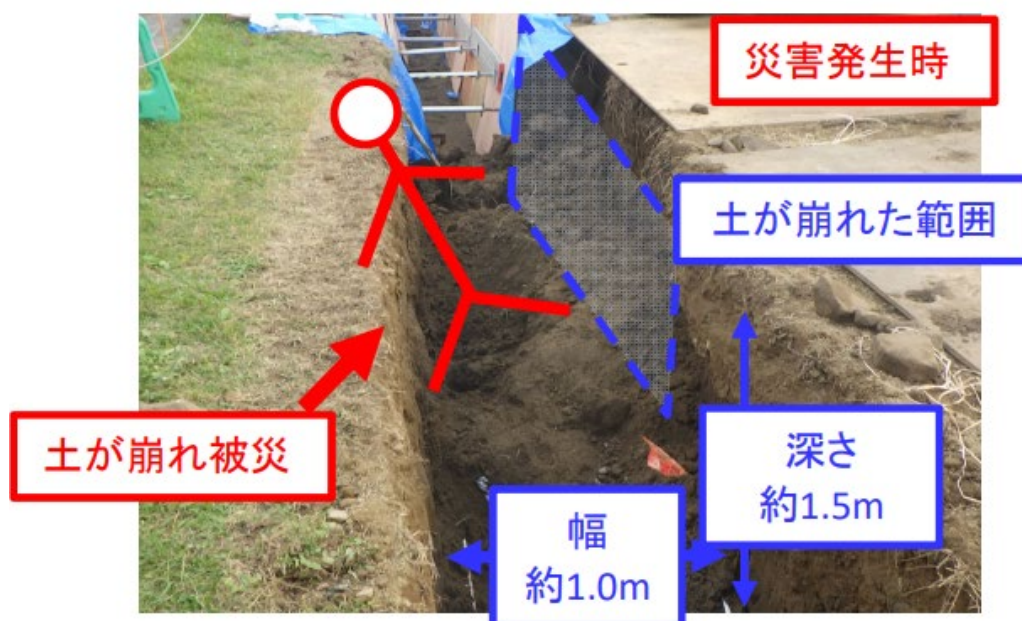


①車に積んだ書類の箱を荷下ろししていたところ、腰に違和感を覚えた。この作業員は、10kg 程度の荷物を定常的に運搬していたため、常に腰に負担がかかっている状態だった。

②診断の結果、**椎間板ヘルニアの再発（2 週間の安静が必要）**となった。

No.28 「掘削作業！安全対策怠るべからず」 災害事例

件名：再処理事業所構内掘削作業中の土砂崩れによる作業員の負傷



- ①作業員が深さ 1.5m の掘削現場において手掘り掘削中に、壁面の土が崩れて脚部が土に埋まり負傷。**左膝内側側副靱帯断裂・前十字靱帯損傷の重傷**となった。
- ②当該掘削現場では地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の選任が必要にもかかわらず選任されておらず、結果として土止め等の掘削作業の安全性を確保する措置がされていない不安全な環境となっていた。